（仮称）柳島スポーツ公園整備基本計画

平成22（2010）年９月

茅　ヶ　崎　市

はじめに

茅ヶ崎市では、本市をはじめ湘南地域全体の交通の利便性向上となる新湘南国道の延伸整備や、災害からの安全を確保し、安全・安心な市民生活を送るために必要な相模川築堤整備の早期実現に協力するため、現在、多くの市民にご利用いただいている相模川河畔スポーツ公園を柳島向河原地区に移転し、新たな都市公園として整備するための（仮称）柳島スポーツ公園整備基本計画を策定いたしました。

（仮称）柳島スポーツ公園整備基本計画は、平成２１年９月に策定した（仮称）柳島スポーツ公園整備基本構想の基本コンセプトである「健康を育むみどり豊かなスポーツ公園」を基に、施設整備の基本テーマを「人々が安心して集い、“みどり”を感じ、“こころ”と“からだ”を育む、周辺と一体となったスポーツ公園の整備」として策定いたしました。

本スポーツ公園は、スポーツ振興、青少年育成、子どもの体力向上の場としての活用のほか、市民の誰もが自由に楽しめる空間を創造することにより、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で、明るく、活力に満ちた生活を送ることのできる環境づくり、スポーツや健康づくりを通じた人々の交流を図ることのできる拠点としての施設整備を進めてまいります。

今後とも市民の皆さまをはじめ、関係者、関係団体の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

本基本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました（仮称）柳島スポーツ公園施設整備推進委員会をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民や関係者、関係団体の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成２２（２０１０）年９月

茅ヶ崎市長　服部　信明

メインエントランスから西側方向を望む

北側多目的広場から南側方向を望む

目　　次

第１章　基本計画策定の背景・目的 …… 1
第２章　茅ヶ崎市の社会的背景 …… 2
　１　茅ヶ崎市の概要 …… 2
　　（１）人口 …… 2
　　（２）交通 …… 3
　　（３）公園・運動施設の整備状況 …… 5
　　（４）スポーツ大会等の開催状況 …… 9
　　（５）防災施設の整備状況 …… 11
　２　国・神奈川県・茅ヶ崎市の構想及び計画等の概要 …… 12
　　（１）スポーツ施設整備に対する国の方針 …… 12
　　（２）神奈川県の関連計画等の概要 …… 13
　　（３）茅ヶ崎市の関連構想及び計画等の概要 …… 15
　　（４）（仮称）柳島スポーツ公園整備基本構想の概要 …… 18
　３　整備事業区域及び周辺の概要 …… 22
　　（１）立地条件 …… 22
　　（２）法規制等 …… 23
　　（３）土地利用 …… 24
　　（４）地形・地質 …… 24
　　（５）自然環境 …… 27
　　（６）景観 …… 27
　　（７）排水 …… 28
　　（８）災害対策の現状 …… 29
第３章　前提条件・課題等の整理 …… 32
　１　整備事業区域及び周辺の前提条件の整理・課題抽出 …… 32
　２　検討内容の整理 …… 33
　　（１）環境対策の検討 …… 33
　　（２）防災対策の検討 …… 33
　　（３）防犯対策の検討 …… 33
　　（４）造成高の検討 …… 34
　　（５）バリアフリー対応検討 …… 36
　３　基本構想に対する市民意見 …… 37
　４　基本計画に対する意見 …… 37
第４章　基本計画の考え方 …… 38
　１　基本計画の基本的な考え方の流れ …… 38
　２　公園施設整備の基本テーマ・基本方針の設定 …… 39
　　（１）公園施設整備の基本テーマ …… 39
　　（２）公園施設整備の基本方針 …… 39
　　（３）公園施設整備ビジョン …… 41
第５章　基本計画 …… 42
　１　各計画等の検討 …… 42
　　（１）需要の予測 …… 42
　　（２）施設配置の概要 …… 45
　２　アクセス・動線の検討 …… 56
　　（１）アクセス・動線の基本的な考え方 …… 56
　　（２）主なアクセス・動線の検討 …… 56
　３　土地利用計画 …… 63
　　（１）土地利用計画の策定 …… 63
　　（２）公園施設の設置基準の検証 …… 63
　　（３）雨水流出抑制対策の検討 …… 68
　　（４）植栽の概要 …… 72
　　（５）景観の考え方 …… 78
第６章　概算工事費の算定 …… 81
第７章　事業スケジュール …… 82
第８章　今後の管理運営のあり方 …… 83
第９章　今後の課題 …… 84

資料編 …… 87

第１章　基本計画策定の背景・目的

相模川河畔スポーツ公園の周辺には、新湘南国道や相模川を整備する計画があります。これらの整備により、市民の交通の利便性の向上や災害からの安全が確保されることから、本市としては、早期の整備が図られるようこれらの事業実施に向けて協力し、相模川河畔スポーツ公園を移転することとしました。

このような背景から、平成 15(2003)年から移転先の検討を行い、平成 19(2007)年 10 月、柳島向河原地区に「(仮称) 柳島スポーツ公園」として移転・整備をすることを決定し、さらに、平成 20(2008)年 10 月には、陸上競技場の設置要件、交通アクセス、周辺への影響などを総合的に判断した結果、当該施設を設置する「整備事業区域」を設定しました。

また、平成 21(2009)年９月に策定した（仮称）柳島スポーツ公園整備基本構想（以下「基本構想」という。）に基づく施設整備を実現するため、市民や地権者、関係団体の代表者からなる（仮称）柳島スポーツ公園施設整備推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を広く伺いながら基本計画を策定しました。

この（仮称）柳島スポーツ公園整備基本計画（以下「基本計画」という。）は、整備事業区域及び周辺地域の特性を考慮し、多様化する市民ニーズに対応したスポーツ公園の施設の内容・規模及び配置計画並びに管理運営計画の概要を示すとともに、整備の具体化に向けて本公園の基本計画の内容を明らかにしたものです。

図 1-1　整備事業区域位置図

整備事業区域

整備事業区域は図 1-2 に示す赤線に囲まれた区域とします。

・整備事業区域：茅ヶ崎市柳島向河原地区

・面　　積：約 6.5ha

図 1-2　整備事業区域図

第２章　茅ヶ崎市の社会的背景

１　茅ヶ崎市の概要

（１）人口

ア　市全体人口

本市の人口は、平成２(1990)年に 20 万人を超え、平成 22(2010)年６月１日現在においては､234,715 人となっています｡昭和 60(1985)年以降の増加率をみると､昭和 60(1985)年から平成７(1995)年にかけて５％を超えていますが、平成 12(2000)年以降は３％台で推移し、平成 32(2020)年には約 24.1 万人でピークを迎えることが予測されています。

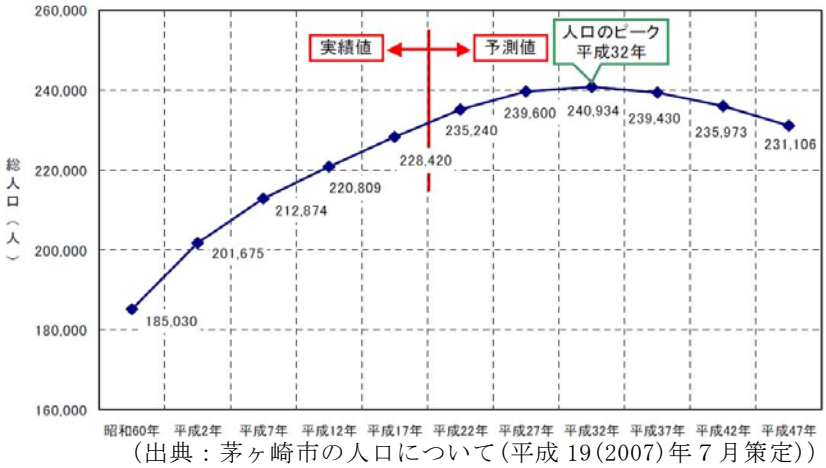

（出典：茅ヶ崎市の人口について(平成 19(2007)年７月策定)）

図 2-1-1　茅ヶ崎市の推計人口

イ　年齢別人口

年齢別人口構成では､平成 21(2009)年１月１日現在で､幼年人口(０～14 歳)が 32,542 人（14.0%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 151,728 人（65.2%）、老齢人口（65 歳以上）が 48,240 人（20.7%）となっています。また、年齢別にみると、男女ともに、35～39 歳の人口が最も多くなっています。

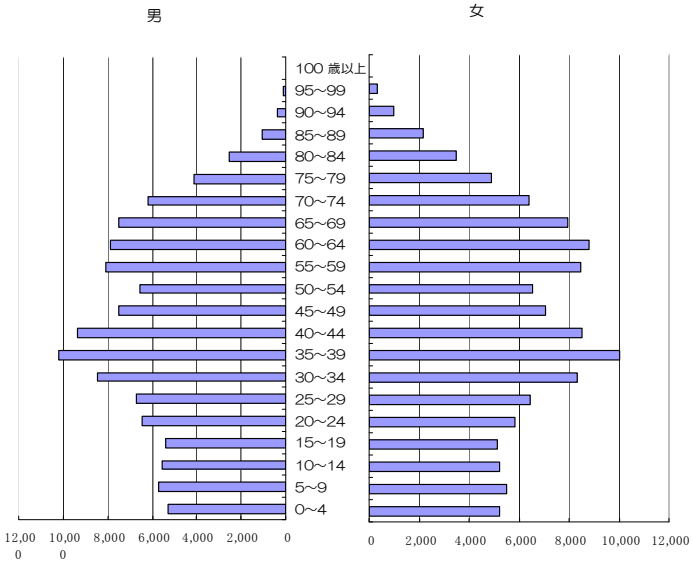

図 2-1-2　男女別年齢別人口
（平成 21(2009)年１月１日現在）

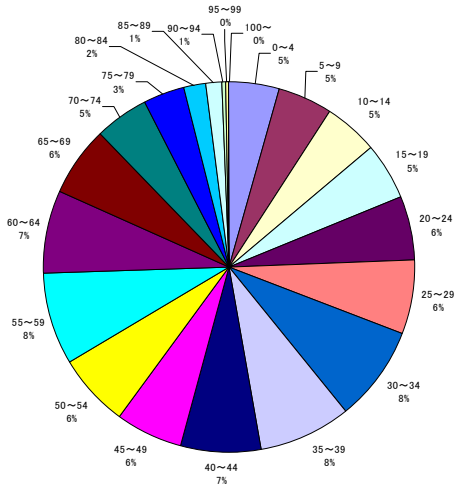

図 2-1-3　年齢別人口構成
（平成 21(2009)年１月１日現在）

（２）交通

ア　利用交通手段

国勢調査によれば、本市在住の 15 歳以上で通勤・通学に自家用車を利用する人の比率は、全国：41.5%、茅ヶ崎市：19.6%であり、本市で自家用車を利用する比率は、全国平均を 1.00 とした場合、0.47（＝19.6／41.5）となり、自家用車利用が全国平均よりも低くなっています。

また、自転車を利用する人の比率は、全国：15.4%、茅ヶ崎市：22.8%であり、全国平均を 1.00 とした場合、1.48（＝22.8／15.4）となり、全国平均よりも高くなっています。

表 2-1-1　通勤・通学に利用する交通機関の全国的傾向と本市の傾向

常住地による、利用交通手段別15歳以上自宅外就業者・通学者数

利用交通手段		全国		神奈川県		茅ヶ崎市	
		人	比率(%)	人	比率(%)	人	比率(%)
総数　※1		62,105,123		4,453,567		112,887	
	徒歩だけ	4,610,418	6.6	360,185	6.5	5,497	3.7
	鉄道･電車	15,429,198	22.0	2,199,823	39.7	49,395	33.4
	乗合バス	5,384,039	7.7	857,114	15.5	19,804	13.4
	勤め先･学校のバス	892,821	1.3	65,422	1.2	1,228	0.8
	自家用車	29,067,858	41.5	1,097,700	19.8	29,019	19.6
	ハイヤー･タクシー	238,873	0.3	19,471	0.4	515	0.3
	オートバイ	2,821,141	4.0	260,597	4.7	7,392	5.0
	自転車	10,786,139	15.4	619,861	11.2	33,800	22.8
	その他	893,405	1.3	60,197	1.1	1,444	1.0

（出典：平成 12 年国勢調査報告）

※1 複数回答なので、利用交通手段9区分を足しあげたものとは必ずしも一致しない。

イ　公共交通機関の整備状況

図 2-1-4 とともに次に示すとおり、整備事業区域の隣接道路には路線バスは乗り入れていません。

最寄りのバス停留所は「浜見平団地」であり、この団地とＪＲ茅ヶ崎駅間を結ぶ路線バスが４系統運行しています。

バス運行状況（神奈川中央交通バス）

茅ヶ崎駅バス停より

【茅 31･35 系統】

（平日）

5時台及び 24 時台	:	1便/時間
6時台及び 23 時台	:	3便/時間
7時～22 時台	:	4便/時間

（土曜）

5時～6時台及び 24 時台	:	1～2便/時間
7時～23 時台	:	3～5便/時間

（休日）

5時～6時台及び 23 時台	:	1～2便/時間
7時～22 時台	:	3～5便/時間

茅ヶ崎駅南口バス停より

【茅 33 系統】

（平日）

8時台及び 21 時～22 時台	:	1～2便/時間
9時～16 時台	:	3便/時間
17 時～20 時台	:	5～7便/時間

（土曜･休日）

8時台及び 21 時～22 時台	:	1～2便/時間
9時～15 時台及び 20 時台	:	3便/時間
16 時～19 時台	:	4便/時間

【茅 37 系統】

（平日）

6時台及び8時～20 時台	:	1便/時間
7時台	:	2便/時間

（土曜・休日）

7時台、9時台、11 時～14 時台、16 時～18 時台及び 20 時台	:	1便/時間
8時台、15 時台	:	2便/時間

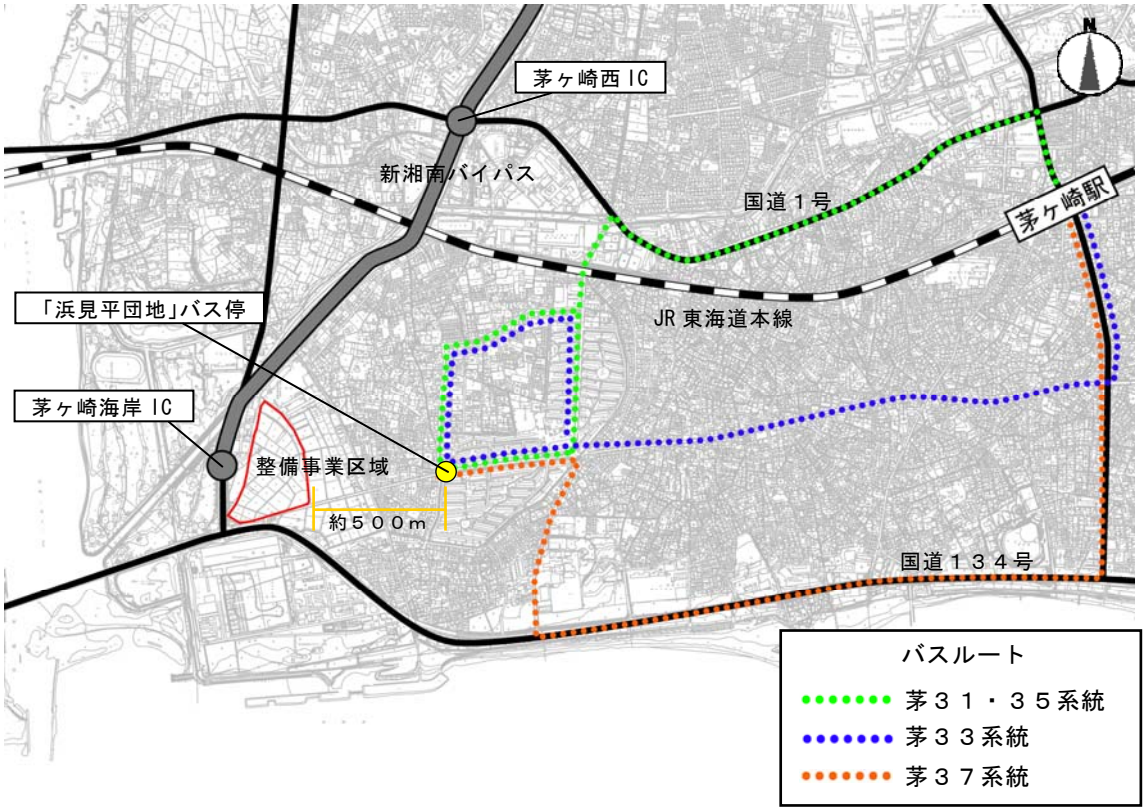

図 2-1-4　整備事業区域周辺のバス停留所

（３）公園・運動施設の整備状況

ア　公園の整備状況

本市における都市公園の状況は、表 2-1-2～表 2-1-6 に示すとおり、平成 22(2010)年４月１日現在においては、市民１人当りの面積 2.37 ㎡となっています。この数値は「都市公園法施行令」（昭和 31(1956)年政令第 290 号）に定める、市町村における都市公園の住民１人当り敷地面積の標準値 10 ㎡／人以上※を下回っている状況です。

※都市公園法施行令（昭和 31(1956)年政令第 290 号）
最終改正：平成 22 年政令第 78 号
第一章　都市公園の設置
（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）
第一条　一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。

表 2-1-2　茅ヶ崎市の都市公園　統計表(平成 22(2010)年４月１日現在)

公園の種類	公園数	管理面積（㎡）	備考
地区公園	3	139,186.63	図 2-1-5 参照
近隣公園	4	54,720.78	〃
街区公園	141	144,205.33	
広域公園	1	197,677.00	〃
都市緑地	12	17,075.49	
特殊公園	1	2,764.04	
合　　計	162	555,629.27	2.37 ㎡／人

表 2-1-3　広域公園　（平成 22(2010)年４月１日現在）

名　　称	管理面積（㎡）	位置
茅ヶ崎里山公園※1	197,677.00	芹沢 1030

※１　神奈川県立公園

表 2-1-4　地区公園　（平成 22(2010)年４月１日現在）

名　　称	管理面積（㎡）	位置
茅ヶ崎公園	55,623.00	中海岸三丁目 11483
相模川河畔スポーツ公園	43,563.00	中島 1475-2
中央公園	40,000.63	茅ヶ崎二丁目 2077-12

表 2-1-5　近隣公園　（平成 22(2010)年４月１日現在）

名　　称	管理面積（㎡）	位置
小和田浜公園	8,687.00	浜須賀 5834-2
殿山公園	7,874.00	甘沼 285
汐見台公園※2	15,884.00	汐見台 5750
湘南夢わくわく公園	22,275.78	柳島 171-2

※２　神奈川県立公園

表 2-1-6　管理者区分ごとの集計　（平成 22(2010)年４月１日現在）

茅ヶ崎市管理	339,279．94 ㎡
藤沢市管理（えんどう丸山公園）	2,788．33 ㎡
神奈川県管理（汐見台公園※1、茅ケ崎里山公園※2）	213,561．00 ㎡

※１　神奈川県立公園
※２　神奈川県立公園

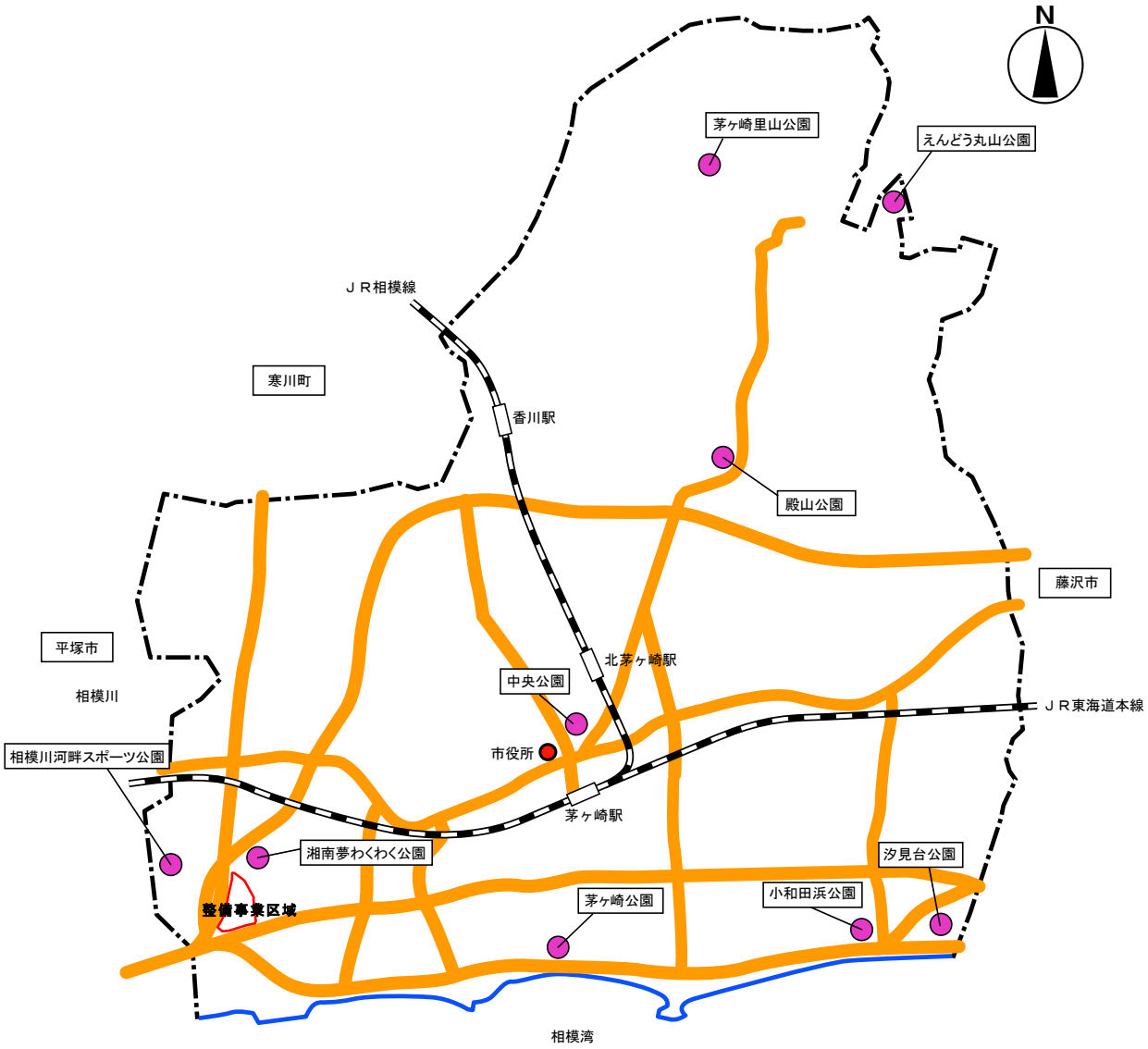

図 2-1-5　公園位置図

イ　運動施設の整備状況

（ア）陸上競技施設の整備状況

相模川河畔スポーツ公園は、地区公園に位置付けられておりますが、市内唯一の陸上競技場が整備されています。

相模川河畔スポーツ公園は、昭和 43(1968)年 10 月に国土交通省（旧建設省）より河川法による河川占用許可を受けた後、昭和 44(1969)年 6 月に開設された都市公園です。

また、敷地面積は 43,563 ㎡で、陸上競技だけでなく、インフィールドはサッカーやラグビーなどにも幅広く利用されており、市民の生涯スポーツの拠点として利用されています。

公園概要は表 2-1-7 に示すとおりとなっています。

表 2-1-7　相模川河畔スポーツ公園陸上競技場の概要

所 在 地	茅ヶ崎市中島 1475-2
電　　話	0467－83－0431
開場時間	8:30～17:15
利用時間	8:30～17:00
休場日	第２月曜日（休日・祝日の場合は翌日） 年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
施設案内	【陸上競技場】 競技場 20,000 ㎡ 400 メートルトラック 8 レーン、走り高跳び、走り幅跳び ※個人利用の場合は、投てき等は使用禁止。
駐 車 場	有り（無料）
施設使用料	【競技場】 8:30～12:00　1,300 円 12:00～17:00　2,000 円
施設利用方法	(1) 団体（専用）使用の入っていない日は、個人使用（無料）ができる。管理事務所 2 階の『個人使用簿』に氏名を記載して、利用する。 (2) 団体（専用）使用については、総合体育館内スポーツ健康課で、確認する。 (3) サッカーの団体（専用）使用については、土曜日・日曜日の大会に限る。
情報サービス電話	0467-85-1150

（イ）テニスコートの配置状況

市内には公共庭球場が５箇所整備されており、そのうち、４箇所が市営、１箇所が県営で、民間庭球場は７箇所整備されています。

市内でのテニスコートの整備状況は図 2-1-6 に示すとおりとなっています。

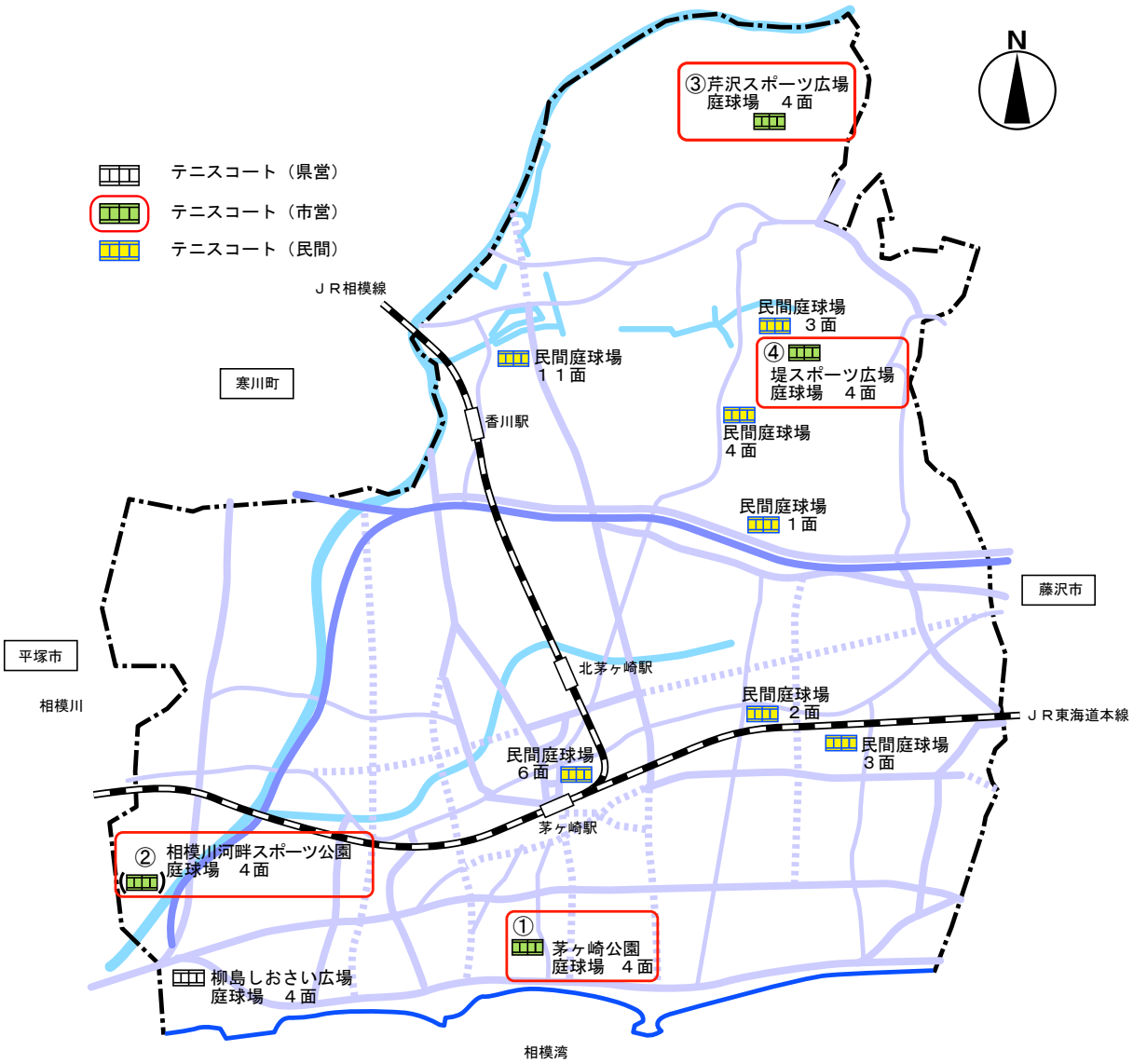

図 2-1-6　テニスコートの配置図

表 2-1-8　茅ヶ崎市営のテニスコートの概要

図中番号	名称	テニスコートの仕様	使用時間	使用区分及び料金
①	茅ヶ崎公園 庭球場	3,200 ㎡ 砂入り人工芝 ４面	9：00～17：00 8：00～18：00 （5月～8月の土日のみ）	２時間／区分 1,000 円／区分 ※基本は１日あたり４区分
②	相模川河畔スポーツ公園 庭球場	4,000 ㎡ クレー ４面	9：00～17：00 8：00～18：00 （5月～8月の土日のみ）	２時間／区分 600 円／区分 ※基本は１日あたり４区分
③	芹沢スポーツ広場 庭球場	2,736 ㎡ 砂入り人工芝 ４面	9：00～17：00 8：00～18：00 （5月～8月の土日のみ）	２時間／区分 1,000 円／区分 ※基本は１日あたり４区分
④	堤スポーツ広場 庭球場	2,660 ㎡ 砂入り人工芝 ４面	9：00～17：00 8：00～18：00 （5月～8月の土日のみ）	２時間／区分 1,000 円／区分 ※基本は１日あたり４区分

（４）スポーツ大会等の開催状況

主なスポーツ大会等の開催状況は表 2-1-9 及び表 2-1-10 に示すとおりとなっています。

表 2-1-9　茅ヶ崎市内で行われるスポーツ大会の開催状況

大会	会場	開催時期	参加人数
茅ヶ崎市総合体育大会 （陸上競技大会）	相模川河畔スポーツ公園	10 月	約 550 名
茅ヶ崎市老人クラブ連合会 大運動会	茅ヶ崎中央公園	５月	約 1,500 名
茅ヶ崎市スポーツ少年団 駅伝・マラソン大会	相模川河畔スポーツ公園	２月	約 1,000 名

表 2-1-10　平成 22(2010)年度 茅ヶ崎市総合体育大会開催プログラム

（一　般）

（平成22年4月1日現在）

種　目	対　象	会　場	期　日
総合開会式	18種目競技協会 （参加は全種目競技団体）	総合体育館	4／18(日)
野　球	市内在住・在勤・ 在学者	茅ヶ崎公園野球場 芹沢スポーツ広場	4月～11月の土日
サッカー	〃	相模川河畔スポーツ公園	4月～5月の土日
バスケットボール	〃	総合体育館	6／13(日)
水　泳	〃	屋内温水プール	7／11(日)
柔　道	〃	総合体育館	7／4(日)
バドミントン	〃	総合体育館	7／11(日)シングルス 9／12(日)ダブルス
ソフトテニス	〃	茅ヶ崎公園庭球場	7／25(日)(予備日8／8(日))
バレーボール	〃	市体育館	8／29(日)
卓　球	〃	総合体育館	9／19(日)
テニス	〃	茅ヶ崎公園庭球場	9／26(日)・10／3(日)・10(日)・11(月・祝)・17(日) (予備日　10／24(日)・30(土))
剣　道	〃	総合体育館	10／3(日)
弓　道	〃	総合体育館弓道場	10／11(月)
空手道	〃	総合体育館	10／31(日)
陸　上	〃	相模川河畔スポーツ公園	10／24(日)(予備日　10／31(日))
射　撃	〃	須山射撃場(クレーの部) 岩本山射撃場(大口径の部)	未定
ゲートボール	〃	円蔵スポーツ広場(予定)	10／22(金)(予備日10／29(金))
ソフトボール	〃	芹沢スポーツ広場 茅ヶ崎公園野球場	11／7(日)・14(日)・21(日)・28(日) (予備日　12／12(日)・12／19(日))
フットサル	〃	総合体育館	12／5(日)
スキー	〃	白馬五竜	未定

（中学生）

種　目	対　象	会　場	期　日
バレーボール	市内中学校生 (寒川町を含む)	総合体育館	4／18(日)
サッカー	〃	中学校校庭	4／10(土)、4／11(日)、4／17(土)、(予備日4／18(日))
バドミントン	〃	中学校体育館	中止(市内中学校のバドミントン部がなくなったため)
ソフトテニス	〃	茅ヶ崎公園(女子) 相模川河畔スポーツ公園(男子)	個人戦　4／18(日) 団体戦　4／17(土)　　(予備日4／24(土)、5／1(土))
野　球	〃	茅ヶ崎公園野球場・中学校校庭	10月中旬から11月上旬
ソフトボール	〃	中学校校庭	未定
バスケットボール	〃	総合体育館	10／16(土)・23(日)
陸　上	〃	相模川河畔スポーツ公園	10／24(日)(予備日　10／31(日))
卓　球	〃	市体育館 総合体育館	団体戦　4／25(日) 個人戦　4／29(日)

（小学生）

種　目	対　象	会　場	期　日
サッカー	市内小学生	小学校校庭	4／4(日)・11日(日)・18日(日)(予備日29日(木・祝))
野　球	〃	茅ヶ崎公園野球場	9～11月の土・日
バスケットボール	〃	総合体育館	5／15(土)・16(日)
バレーボール	〃	総合体育館	8／1(日)
フットサル	〃	総合体育館	9／4(土)
陸　上	〃	相模川河畔スポーツ公園	10／24(日)(予備日　10／31(日))

（５）防災施設の整備状況

ア　広域避難場所の分布状況

整備事業区域周辺の広域避難場所は、「県立茅ヶ崎西浜高等学校」だけであり、その収容充足率は 1.12（＝12,600 人／11,300 人）となり、市内 7 箇所の広域避難場所※の中で最も余裕が少なくなっています。このため、整備事業区域周辺の避難場所の確保について検討しています。

また、基本構想においては、次に示すとおりとなっています。

（ア）災害時には、「浜見平地区まちづくり計画」上の地域防災拠点や「地区防災拠点」である柳島小学校との連携など、公園の敷地やスポーツ施設等を活用し、災害時の広域避難場所としての機能を有する施設整備をめざします。

（イ）平常時に多目的広場等で利用している空間を、災害時には駐車場等に活用できる施設整備をめざします。

※広域避難場所については資料編参照

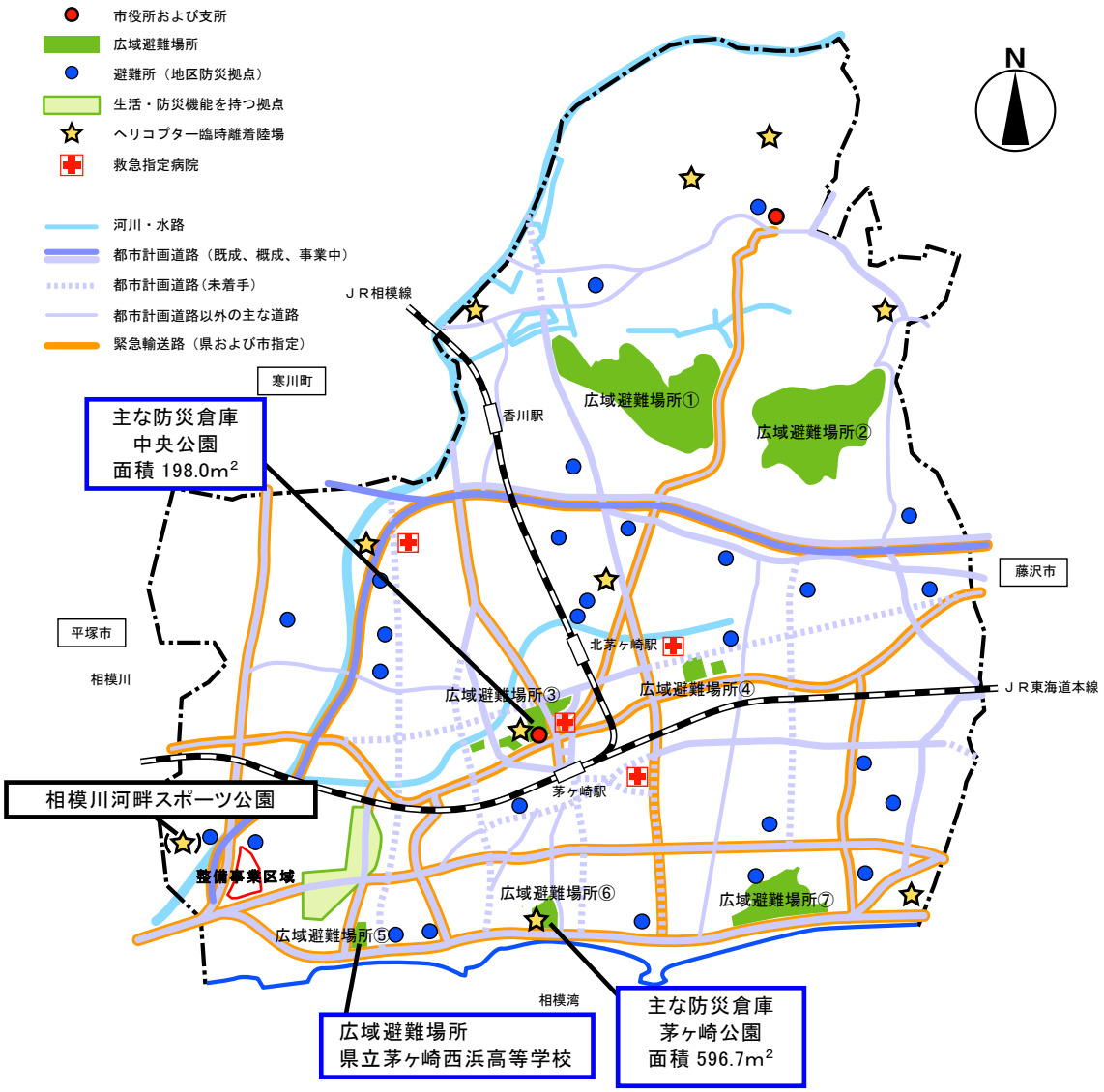

（資料：ちがさき都市マスタープラン(平成 20(2008)年6月策定)を基に作成）

図 2-1-7　防災拠点の設備

２　国・神奈川県・茅ヶ崎市の構想及び計画等の概要

（１）スポーツ施設整備に対する国の方針

ア　スポーツ振興基本計画（平成 18(2006)年改定）

文部科学省において、昭和 47(1972)年よりいくつかのスポーツの振興に関する施策が示され、平成 18(2006)年改定の「スポーツ振興基本計画」が最も新しいものとなっています。これらの中で、スポーツ施設の整備基準を示しているのは、昭和 47(1972)年「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」(以下「1972 答申」という。)と平成元(1989)年「21 世紀に向けたスポーツの振興方策について」(以下「1989 答申」という。）となります。

「1972 答申」では、高度経済成長という時代背景のもと、生活習慣の変化や余暇時間の増加、健康問題への意識の高揚などが高まっていた体育・スポーツへの欲求に対応するため、不足していたスポーツ施設の整備について、人口に対する整備量が示されました。

一方、「1989 答申」では、「1972 答申」時から 17 年が経過し、スポーツの実施目的や実施内容の多様化などのスポーツ環境の変化と競技スポーツの国際競争力の強化などの観点から、「地域」「市区町村」「都道府県」別に整備すべき施設の規模が示されました。

【スポーツ施設の整備指針のうち数量関係（抜粋)】

1972 答申

整備基準（抜粋）

	運動広場	コート	体育館	柔剣道場	プール
人口 10 万人当り施設数	面積 10,000㎡ ６箇所	面積 2,480㎡ 10 箇所 (2,480㎡ ＝ﾃﾆｽｺｰﾄ 4 面程度)	床面積 720㎡ ５箇所 (720㎡＝ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ，ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ 2 面程度)	床面積 400㎡ １箇所	水面積 400㎡ ６箇所 (400㎡＝25m，8 ｺｰｽ程度)

1989 答申

整備基準（抜粋）

地域施設	地域住民の日常的なスポーツ活動のための施設	運動広場	コート	体育館	柔剣道場	温水プール
		広場面積 10,000㎡ 程度	コート面積 2,200㎡ 程度	床面積 720㎡ 程度	床面積 300㎡ 程度	25m 6～8 ｺｰｽ
市区町村域施設	市区町村全域に機能する施設	総合運動場 (陸上競技場、各種競技場を含む)		総合体育館	柔剣道場	温水プール
		公式的な競技ができる		床面積3,000㎡以上	床面積 400㎡ 程度	50m または 25m，8 ｺｰｽ

（２）神奈川県の関連計画等の概要

ア　湘南なぎさプラン（昭和 60(1985)年７月）

（ア）プランの対象エリア

藤沢と鎌倉の市境から大磯不動川までの、相模湾沿岸３市１町の湘南海岸地域約 19km（東海道本線以南）

（イ）基本的な方向・施策

「湘南なぎさプラン」は、昭和 60(1985)年７月に、神奈川県、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大磯町、県民の共同で策定された計画で、21 世紀初頭を目標として、湘南海岸地域の自然環境の保全、育成を図りながら、よりよい環境の創造と海岸文化の形成を目指した長期計画です。

基本的な方向性	施　　策
豊かなみどりと美しいなぎさを守るために	・自然緑地の保全 ・砂防林の保護・育成 ・美しい浜辺の保全 ・きれいな海の回復
快適な生活環境の向上のために	・地域のみどりの創造とネットワークの形成 ・交通機能の確保 ・防災機能の確保
海岸文化の創造と海面・海浜の秩序ある利用のために	・海洋レジャー・スポーツ施設の整備 ・憩いとふれあいの場の整備 ・次代を担う青少年育成の場の整備 ・海岸文化創造のための環境整備 ・沿岸漁業の環境整備

（ウ）拠点地域の保全と創造（６地区）

江ノ島・片瀬・鵠沼海岸地区、辻堂・菱沼海岸地区、茅ヶ崎中海岸地区、相模川河口周辺地区、平塚海岸地区、大磯地区

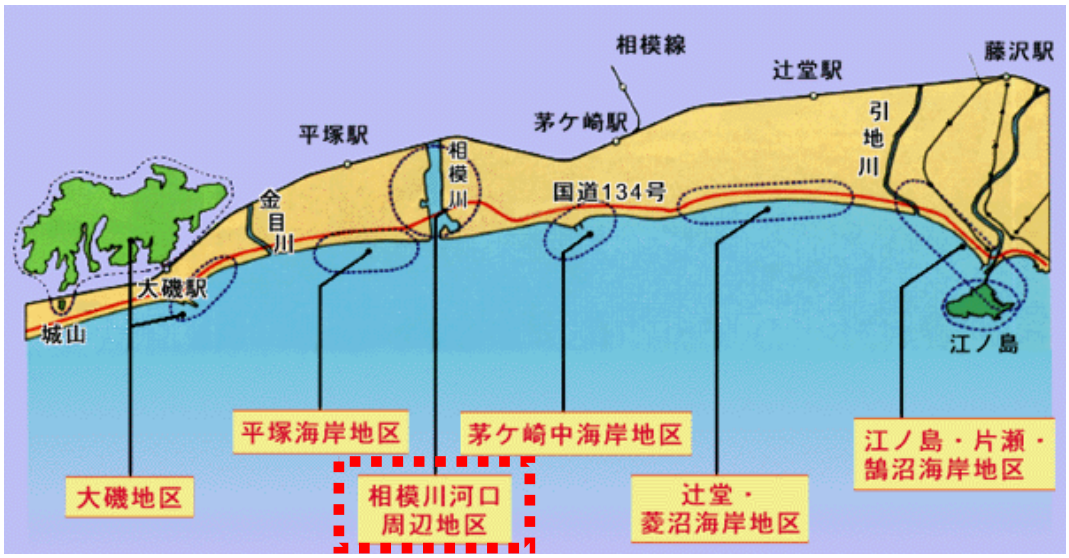

（出典：湘南なぎさプラン（昭和 60(1985)年７月策定））

図 2-2-1　６地区エリア図

（エ）相模川河口周辺地区

a　基本方針

水辺の景観や緑地を中心に、相模川河口の自然も生かしながら、自然観察や散策を楽しめる憩いの場づくりと快適都市空間の創造を目指します。

1　快適都市空間の創造
2　にぎわいのある港への再生
3　川と海、人と自然の融合
4　漁業とスポーツ、レジャーの共存

b　主な事業

- 新湘南国道の整備
- 国道 134 号の拡幅
- 相模川の河川改修
- 平塚新港の整備
- 湘南大橋の整備
- 消波堤の整備
- 柳島下水処理場の上部利用

イ　湘南なぎさデザインガイドライン（平成３(1991)年３月）

（ア）ガイドラインの位置づけ

「湘南なぎさプラン」に基づいて、県の事業を中心に各所でさまざまな整備が進められています。これらは道路、公園、海岸保全施設、公共建築など多岐にわたっており、こうした公共施設は地域の景観形成に大きな影響を与えるものとなります。

公共施設のデザインは、常に湘南なぎさプラン対象地域全体のイメージを考慮して進めていかなければならず、この地域全体を景観的視点からとらえ、施設のデザインの指針をつくるために、昭和 63(1988)年に「湘南なぎさデザイン指針検討委員会」が組織され、国道 134 号とその沿道及び海浜を中心に公共施設などのデザインの在り方の検討を進めてきました。本ガイドラインはその概要をまとめたものです。

このガイドラインは、湘南なぎさプラン対象地域のうち、以下のエリアを対象としています。

- 国道 134 号
  景観デザインの考え方は、湘南なぎさプラン対象地域につながる範囲についても準用することが望ましい。
- 海浜（国道 134 号より南側の部分）
- 国道 134 号沿道の公共空間

（イ）湘南地域の景観形成の６つのキーワード

「自然」・「開放感」・「眺望」・「軽やかさ」・「楽しさ」・「物語性」

（３）茅ヶ崎市の関連構想及び計画等の概要

本公園に関する構想や上位計画については、図 2-2-2 及び表 2-2-1 に示すとおりです。

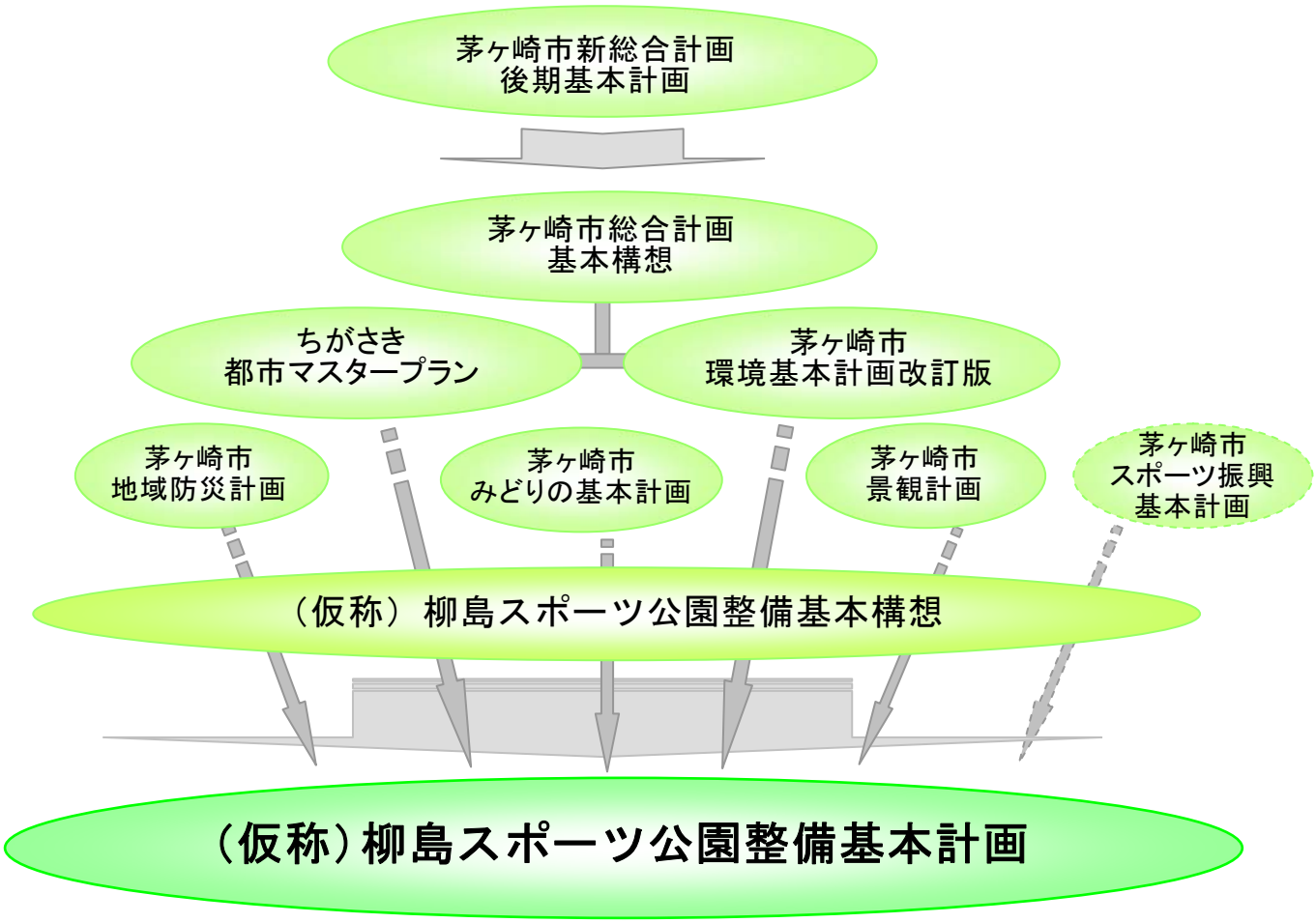

図 2-2-2　関連構想及び上位計画

ア　茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画（平成 13(2001)年３月策定）

防災機能を有する公園の整備、防災対策の充実、地球環境への配慮、公共施設の景観整備、地域の特性を活かした公園の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備などが示されています。

イ　茅ヶ崎市総合計画基本構想（平成 21(2009)年 12 月策定）

あらゆる災害や危機に効果的に対応する防災基盤の整備、美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりの保全・再生・創出、レクリエーション拠点の整備、いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくるスポーツ施設整備の推進などが示されています。

ウ　ちがさき都市マスタープラン（平成 20(2008)年６月策定）

（ア）柳島向河原地区における運動公園整備と合わせた緑地などの確保や柳島向河原地区における交流拠点の整備が示されています。

（イ）柳島向河原地区は、“ふれあいを育む交流拠点”とされており、“柳島向河原地区に運動公園を移転整備するのに合わせ、緑地や農地の確保を検討し、周辺地域の住環境と一体的に自然や環境に配慮した土地利用の検討を進めます。”と示されています。

エ　茅ヶ崎市環境基本計画改訂版（平成 15(2003)年３月策定）

総合的な治水対策の推進、防災性の高い都市整備の推進、省エネルギーの推進、未利用水の利用の推進、茅ヶ崎らしい都市景観の形成、潤いを与える緑地や水辺の確保、施設のバリアフリー化の促進などが示されています。

オ　茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画（平成 22(2010)年度策定中）

「スポーツを通して健康なまち　ちがさき」を目指し、一人でも多くの市民がスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツ、健康づくりができる環境の整備に向けた取り組みを示します。

カ　茅ヶ崎市地域防災計画（平成 21(2009)年６月修正）

防災空間の確保のため、残された緑地、農地の保全や、都市計画公園事業等による防災公園の整備を進めること、防災空間となる都市公園については、学校等他の防災上重要な施設との連携を図った整備を進めること、大震災時に応急活動の拠点になる公共施設は、必要に応じて震災時においてもその機能を維持できるよう努めることなどが示されています。

キ　茅ヶ崎市みどりの基本計画（平成 21(2009)年７月策定）

（ア）柳島地区における防災機能の確保・整備が示されています。

（イ）本公園の整備に当たっては、スポーツ機能の充実を図るとともに、立地特性を活かし、みどりの保全施策と一体となった公園整備を進めることが示されています。

ク　茅ヶ崎市景観計画（平成 20(2008)年７月策定）

柳島地区における環境緑地の創出による、みどりの景観の形成が示されています。

表 2-2-1　関連計画の主な策定内容一覧

計画名＼項目	計画の目標・方針等	（仮称）柳島スポーツ公園整備事業に関連する主な内容			
		防災	環境・景観	公園・みどり	施設等
茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画 策定：平成 13(2001)年 3 月 計画期間： 平成 13(2001)～22(2010)年度	○いたわりと生きがいのある健康で安全なまち ○自然と都市機能が調和したうるおいのあるまち ○豊かな文化と明日のたくましい世代を育むまち ○賑わいと活力を創出する産業を育てるまち	○防災機能を有する公園の整備 ○防災対策の充実	○地球環境への配慮 ○公共施設の景観整備	○地域の特性を活かした公園の整備	○スポーツ・レクリエーション施設の整備
茅ヶ崎市総合計画基本構想 策定：平成 21(2009)年 12 月 計画期間： 平成 23(2011)～32(2020)年度	○学びあい育ち合うみんなの笑顔がきらめくひとづくり ○いきいきと暮らすふれあいのある地域づくり ○安全でやすらぎのある持続可能な暮らしづくり ○人々が行きかい自然と共生する便利で快適なまちづくり ○一人一人の思いが調和し未来をひらく行政経営	○あらゆる災害や危機に効果的に対応する ・防災基盤の整備	○美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する ・地域特性を生かした景観の形成	○公園・緑地を整備する ・みどりの保全・再生・創出 ・レクリエーション拠点の整備	○いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる ・スポーツ施設整備の推進
ちがさき都市マスタープラン 策定：平成 20(2008)年 6 月 計画期間： 平成 20(2008)～39(2027)年度	○環境と経済・社会活動が調和した持続可能な都市づくり ○安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり ○個性と独自性を市民とともにはぐくむ都市づくり	○安全・安心な都市の機能の維持・向上 ・浸水被害の軽減・解消 ・防災・減災に配慮した住環境の整備	○快適な公共空間づくり ・連携・協働による快適な公共空間の創出	○自然環境やみどりの保全と活用 ・柳島向河原地区における運動公園整備とあわせた緑地などの確保	○交流拠点の整備 ・柳島向河原地区における交流拠点の整備
茅ヶ崎市環境基本計画改訂版 策定：平成 15(2003)年 3 月 計画期間： 平成 15(2003)～22(2010)年度	○生活環境の保全の目標 きれいな空気や水に恵まれ、だれもが安心して暮らせるまち ○自然環境の保全の目標 親しみやすい身近な自然に恵まれ、皆が自然とふれあえるまち ○都市環境の保全・創造の目標 環境に配慮した潤いと安らぎのあるまち ○環境負荷の低減の目標 エネルギー、水、ものを大切に使うことのできるまち ○地球環境の保全の目標 世界の人々、動物や植物、子どもたちの未来を想うことのできるまち	○総合的な治水対策の推進 ・雨水の流出抑制のため、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置、透水性舗装の整備、緑地や農地の保全等を推進 ○防災性の高い都市整備の推進 ・災害時の避難路の確保、避難所の確保	○省エネルギーの推進 ・公共施設における省エネルギー対策を推進 ○未利用水の利用の推進 ・公共施設等における雨水貯留施設の導入を進めることにより、雨水の活用を促進 ○茅ヶ崎らしい都市景観の形成 ・地域の資源や特徴を生かし個性豊かな景観づくり等を推進	○潤いを与える緑地や水辺の確保 ・緑の生態的機能や防炎機能に着目した施策を推進	○施設のバリアフリー化の促進 ・交通施設や公園緑地、教育文化施設等の各種公共施設におけるバリアフリー化を推進
茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画 （平成 22(2010)年度策定中）	○生涯を通じたスポーツ活動の実施による健康づくり ○スポーツ活動・健康づくりを支える仕組みづくり ○スポーツ活動・健康づくりを広げる基盤づくり	－	○自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーションの場づくり	－	○高齢者や障害者等に配慮した施設のバリアフリー化の推進 ○スポーツ・レクリエーションのできる施設の整備、改修
茅ヶ崎市地域防災計画 修正：平成 21(2009)年 6 月	○茅ヶ崎市に係る災害に関し、市の処理すべき事務を衷心として、防災関係機関を含めた総合的な計画として定め、これを有効適切に活用することによって市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害の拡大防止と被害の軽減に努め、もって防災の万全を期することを目的とする	○防災空間の確保 ・防災空間の確保のため、残された緑地、農地の保全や、都市計画公園事業等による防災公園の整備を進める	－	○都市公園の整備 ・防災空間となる都市公園については、学校等他の防災上重要な施設との連携を図った整備を進める	○公共建築物の防災対策 ・大震災時に応急活動の拠点になる公共施設は、必要に応じて震災時においてもその機能を維持できるよう努める
茅ヶ崎市みどりの基本計画 策定：平成 21(2009)年 7 月 計画期間： 平成 21(2009)～30(2018)年	○自然豊かな北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりを一体的に保全・再生します ○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりを保全・再生・創出します ○歴史と文化が息づくみどりを守り、育みます ○豊かな感性を育むみどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくります	○災害時の避難の場・復旧拠点の確保・充実 ・柳島地区における防災機能の確保・整備	○健康的な生活を支えるみどりの保全・再生・創出 ・身近なみどりとふれあえる公園の創出 ・二酸化炭素削減などの環境保全に寄与する骨格のみどりの保全・再生 ○茅ヶ崎らしい自然景観を形成する骨格のみどりの保全・再生 ・優れた眺望景観を構成するみどりの保全・再生・創出	○レクリエーション拠点機能を持つ公園の整備 ・ユニバーサルデザインの公園・緑地を整備 ・スポーツ機能の充実を図り、立地特性を活かし、みどりの保全施策と一体となった公園整備	－
茅ヶ崎市景観計画 策定：平成 20(2008)年 7 月 計画期間： 平成 20(2008)～29(2017)年度	○豊かな自然や貴重な歴史・文化資源を守り、継承します ○地域の資源や特徴を活かしつつ進めます ○人にやさしいまちづくりを進めます ○市民・事業者・行政が連携して進めます ○湘南茅ヶ崎のイメージにふさわしいまちづくりを進めます	－	○柳島地区における環境緑地の創出による、みどりの景観の形成 ○眺望点（視点場）における富士山、海、山辺のみどりへの眺望の確保	○整備目的に応じたデザインを施し、みどりによる効果的な演出により、人々が集い憩う都市空間づくり	○公共建築物は、地域に親しまれる施設とすると同時に、地域の景観形成の核となる質の高いデザイン

（４）（仮称）柳島スポーツ公園整備基本構想（平成 21(2009)年 10 月）の概要

社会情勢の変化に伴う余暇時間の増加やライフスタイルの多様化などにより、豊かさやゆとりのある生活を求めてスポーツ・レクリエーションへの関心や参加志向が高まっています。

本市では、「茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画（ちがさき・さわやかプラン）」において、生涯スポーツの主な事業の一つとして、だれもが、スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや体力づくりのできる施設の整備を定めています。

また、本市では今後、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ健康づくりができる生涯スポーツ・健康づくりの推進を図ります。

現在の相模川河畔スポーツ公園は、陸上競技やテニスだけでなく、サッカーやラグビーなどにも幅広く利用され、年間３万人を超える市民が利用し、生涯スポーツの拠点としての役割を担っています。

しかし、相模川河畔スポーツ公園の周辺には、新湘南国道や相模川を整備する計画があり、これらの計画は、市民の交通の利便性の向上や災害からの安全が確保されることから、本市としては、早期の整備が図られるようこれらの事業に協力し相模川河畔スポーツ公園を移転することとしました。

このような背景から、平成 15(2003)年から移転先の検討を行い、平成 19(2007)年 10 月、柳島向河原地区に「(仮称) 柳島スポーツ公園」として移転・整備をすることを決定し、平成 20(2008)年 10 月には、陸上競技場の設置要件、交通アクセス、周辺への影響などを総合的に判断した結果、当該施設を設置する「整備事業区域」を設定しました。

(仮称) 柳島スポーツ公園は、環境に配慮し、多様化した市民ニーズに対応したスポーツ・レクリエーション施設を整備し、また、災害時に備えた備蓄等の防災機能の充実を図ることとします。

ア　ゾーニング

図 2-2-3　基本構想におけるゾーニング

ゾーニングの基本的な考え方　（（仮称）柳島スポーツ公園整備基本構想より抜粋）

（仮称）柳島スポーツ公園の施設配置の基本となるゾーニングの基本的な考え方を次のように示します。

●総合競技場ゾーン

陸上競技場を中心とした施設整備を行っていくゾーン。

陸上競技場の長軸を南北軸とすることが理想的な配置とされており、これを基本とした土地利用を検討します。

［施設例］

全天候型舗装 400m トラック（８レーン）、サッカー場、メインスタンド、芝生スタンド、管理事務所、倉庫、防災備蓄倉庫など

●緑地・広場ゾーン

散歩や休息等、公園としての日常的な利用や季節の植物観賞、週末レクリエーション、イベント行事など、多様な活動の場を提供していく施設を中心に整備を行っていくゾーン。

多様なレクリエーション活動やイベント活動が行える、まとまりのある広場空間として確保します。

園内を気軽に散策できる園路や、健康増進が図れるジョギングコース等の施設を検討します。

［施設例］

緑地、園路、ジョギングコース、管理用通路、多目的広場、遊具など

●スポーツ・コミュニケーションゾーン

スポーツを通じた人々の交流や、健康増進を図ることができる施設を中心としたゾーン。総合競技場ゾーンとの一体的な施設整備により、運営管理や維持管理業務の効率化が図られるとともに、多様化する市民ニーズに対応した施設を検討します。

［施設例］

テニスコート、サイクリングターミナル、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフなど

●駐車場ゾーン

自動車や自転車等での来園者を円滑に処理する駐車・駐輪場を中心に整備を行っていくゾーン。

自動車はもとより歩行者も含めた各種交通動線のあり方を検討した配置計画とします。なお、スポーツ公園と向河原交差点（国道 134 号と柳島小和田線との交差点）間の距離が短いため、公園を利用する自動車による柳島小和田線の渋滞を防止するには、本公園内において、できるだけ滞留できる園内道路や駐車場の配置に留意します。

また、駐車場としての機能以外に多目的に活用できるような機能を検討します。

［施設例］

駐車場、駐輪場、臨時ヘリポートなど

イ　施設整備の基本方針

施設整備の基本コンセプトを踏まえ、施設整備の基本方針を次のとおり定めます。

（ア）多様な利用者に対応したスポーツ公園の整備

a　市民の利用に重点を置いた公園づくり

（a）市民の誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや体力づくりのできる施設整備をめざします。

（b）イベント活動や各種スポーツ・レクリエーション教室の企画・開催などの実施により、年齢や性別、スポーツ経験の有無にとらわれない、市民の日常的なスポーツ活動の促進が図られる施設整備をめざします。

b　少子化社会に対応した公園づくり

（a）子どもが安心して遊べる場所が求められており、子どもの成長段階に応じた利用ができる施設整備をめざします。

c　バリアのない公園づくり

（a）障害者、高齢者、子どもたちなど、誰もが快適に利用できるバリアフリーを取り入れることにより、スポーツに参加する機会を得ることができる施設整備をめざします。

d　ニーズの多様化に対応した公園づくり

（a）市民ニーズの変化に柔軟に対応できる施設整備をめざします。

（イ）公園緑地機能を備えたスポーツ公園の整備

a　スポーツ施設と憩いの場・集いの場などを併せ持つ公園づくり

（a）「地域コミュニティの核となる公園」の整備を行います。

（b）地域の新たな公園緑地空間としての機能を発揮できるよう、四季の変化を楽しめる植栽やレクリエーション活動やイベントなど、市民が楽しく余暇を過ごすことができる施設整備をめざします。

b　整備事業区域の立地特性や周辺の自然環境に配慮した公園づくり

（a）スポーツ機能の充実を図るとともに、立地特性を活かした緑化の保全と推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することをめざします。

c　安全・安心な公園づくり

（a）障害者、高齢者、子どもたちなど、誰もが安全・安心に利用できる施設整備をめざします。

d　交通アクセスに対応した公園づくり

（a）自動車利用に対応し、安全かつ円滑な交通処理として、自動車交通はもとより歩行者交通も含めた各種交通動線のあり方を検討し、必要に応じて周辺幹線道路や自転車・歩行者道路の整備、歩車共存道路の整備をめざします。

（b）公園来園者に対応した駐車・駐輪場の対策として、日常的な利用にあわせた適正な規模の検討とともに、競技会やイベントが開催されるピーク時にも対応できる施設整備をめざします。

（c）公園へのアクセスは自動車利用だけでなく、路線バスやコミュニティバスなどの公共交通機関を含む複数の交通機能を効率的に利用できることを視野に入れた施設整備をめざします。

e　景観・環境に配慮した公園づくり

（a）公園整備や建築物等の建設においては、市の南西部の「顔（玄関口）」とな

る魅力的で個性的な景観に配慮した施設整備をめざします。

（ｂ）環境の保全、自然との共生など、河川や下水道と連携した水のネットワークの整備に向けた施設整備をめざします。

（ｃ）環境負荷への軽減が求められているなか、環境保全に向けた取り組みや資源の循環を視野に入れた施設整備をめざします。

（ウ）防災機能を備えたスポーツ公園の整備

ａ　防災機能を導入した公園づくり

（ａ）災害時には、「浜見平地区まちづくり計画」上の地域防災拠点や「地区防災拠点」である柳島小学校との連携など、公園の敷地やスポーツ施設等を活用し、災害時の広域避難場所としての機能を有する施設整備をめざします。

（ｂ）平常時に多目的広場等で利用している空間を、災害時には駐車場等に活用できる施設整備をめざします。

ｂ　耐震性の高い施設づくり

（ａ）災害時には、広域避難場所としても利用可能な、耐震性の高い施設整備をめざします。

ウ　周辺との連携イメージ

図 2-2-4　基本構想における周辺との連携イメージ

３　整備事業区域及び周辺の概要

（１）立地条件

整備事業区域は、ＪＲ茅ヶ崎駅を中心とした半径３ｋｍ圏内の地点であり、新湘南バイパスの茅ヶ崎海岸インターチェンジ付近に位置する平坦な地形です。

整備事業区域の周辺は相模川の河口、浜見平地区の市街地及び相模湾があり、南側を国道 134 号に接しております。また、付近には「相模川下水道左岸終末処理場」や「柳島小学校」があります。

図 2-3-1　整備事業区域立地図

（２）法規制等

整備事業区域は、市街化調整区域（「都市計画法」（昭和 43(1968)年法律第 100 号））及び農業振興地域（「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44(1969)年法律第 58 号））となっています。

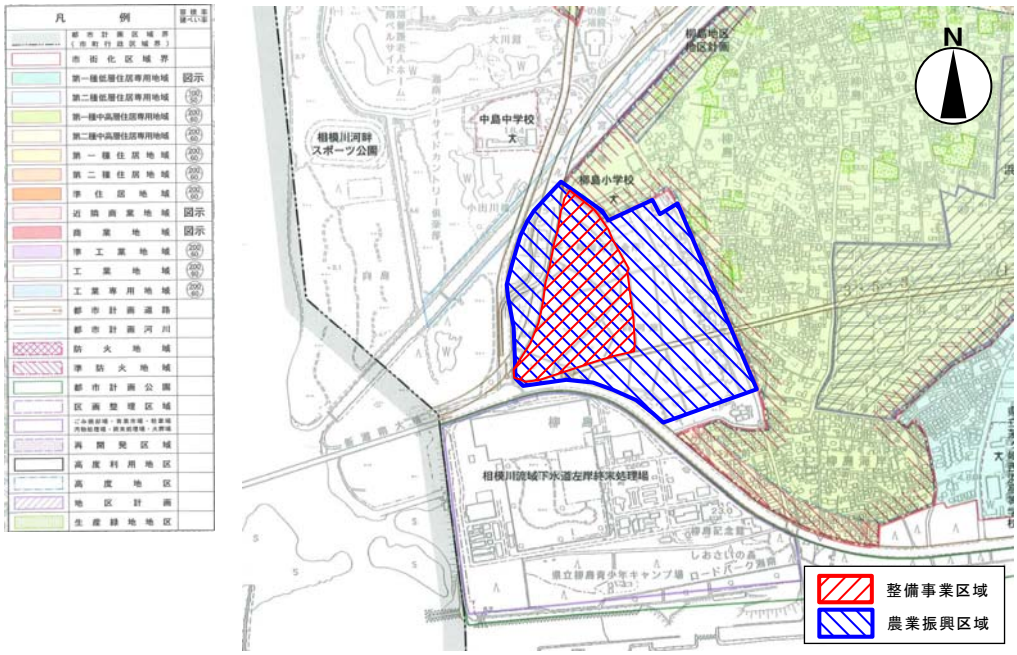

（資料:茅ヶ崎市都市計画図を基に作成）

図 2-3-2　整備事業区域周辺法規制

都市公園内における建築物の面積については、次のとおり、「都市公園法」及び「都市公園法施行令」で敷地面積あたりの比率（%）が規定されています。

ア　都市公園は、本来、屋外におけるレクリエーションの場であり、また災害時における避難地としても利用されるものであるから、できる限り空地を確保する必要がある。したがって、このような都市公園内に公園施設として設けられる建築物の建築面積については一定の制限がなされており、原則として当該都市公園の敷地面積の 2%をこえてはならない。

（参考：都市公園法(昭和 31(1956)年法律第 719 号）第４条）

イ　ただし、都市公園に休養施設、運動施設、教養施設または都道府県立自然公園の利用のための施設を設ける場合においては、その建築物の建築面積は敷地面積の 10%を限度として上記の制限をこえることができる。

（参考：都市公園法施行令(昭和 31(1956)年政令第 290 号）第６条）

ウ　都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、公園敷地面積の 50%をこえてはならい。

（参考：都市公園法施行令(昭和 31(1956)年政令第 290 号）第８条）

都市における緑化の拠点となる都市公園においては、公園の種別ごとに緑化面積率の目標が設定されています。

「緑の政策大綱」（平成６(1994)年　建設省決定）によれば、都市基幹公園においては敷地面積の 50%以上を、特例として、運動公園においては 30%以上を緑地（樹木、草花、芝等により緑化された土地）として確保する必要があります。

（３）土地利用

ア　農地が大半を占め、現在でも営農されているため休耕地は少ないです。

イ　整備事業区域は、図 2-3-4 に示すとおり、周囲を市道に囲まれており、整備事業区域は市道 0121 号線(柳島小和田線･鉄砲道)より約２～３ｍ前後低くなっています。

ウ　整備事業区域北側には柳島小学校や藤沢土木事務所災害復旧資材置場が位置しています。

エ　整備事業区域周辺には、図 2-3-5 に示すとおり、南側には、相模川流域下水道左岸処理場覆蓋施設である柳島しおさい広場、県立柳島青少年キャンプ場、国道 134 号自転車歩行者専用道路（湘南海岸サイクリング道路）等が、北側には湘南夢わくわく公園が位置し、スポーツ・レクリエーション関連の施設が集中しています。

（４）地形・地質

相模川の扇状地性の沖積低地であり、整備事業区域の地盤高は、T.P（標高）+1.0m～+1.5m と低く、その周囲は、T.P(標高)+3.0m～4.0m の道路、宅地や小学校等で囲まれています。

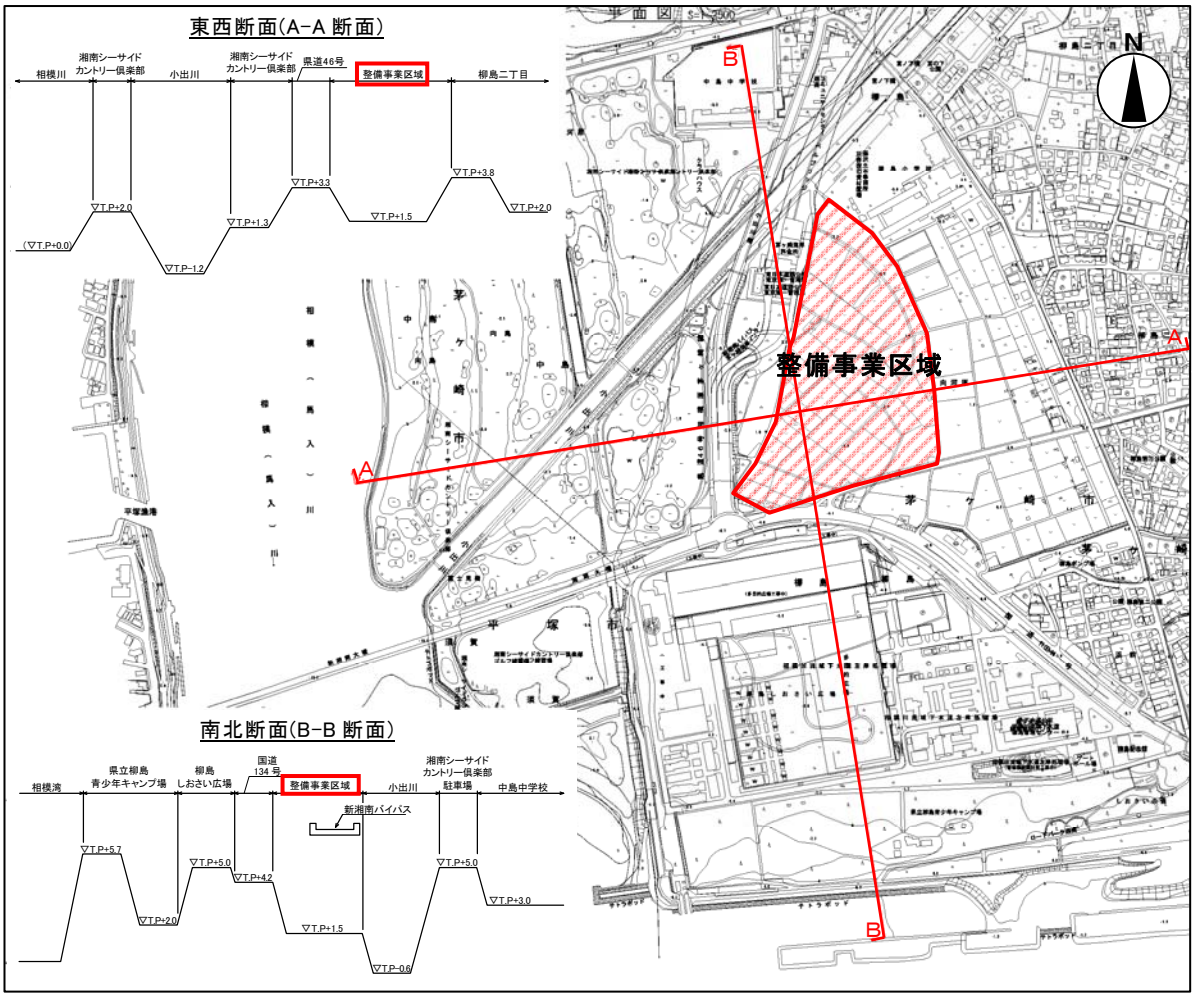

図 2-3-3　整備事業区域周辺地形状況

図 2-3-4　整備事業区域現況図

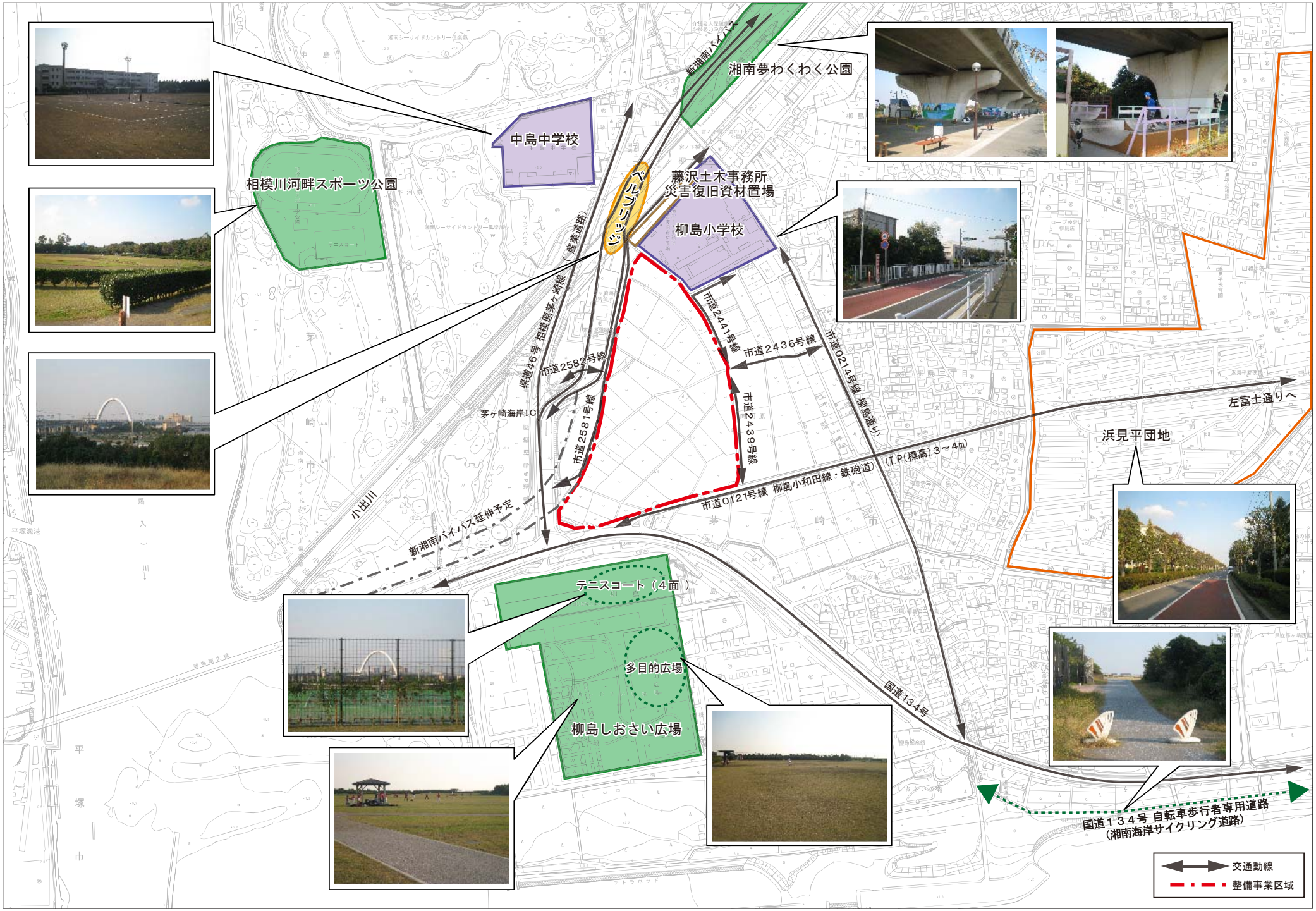

図 2-3-5　整備事業区域周辺状況図

（５）自然環境

ア　営農されていることから、人為的影響が強い植物相となっています。

イ　潜在自然植生は、高木層にタブノキ、スダジイ等、低木層にはトベラ等が生育する環境（イノデータブ群集※）となっています。

※高木層にタブノキ等が優先する植物群集

ウ　整備事業区域を含む地区は、「茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告※1」（平成 18(2006)年３月策定。以下「自然環境評価調査概要報告」という。）において、７つのコアマップの対象地区※2のひとつである「柳島」地区になっています。

※１：茅ヶ崎の自然を適切に保全・再生する施策を実施する上での基礎資料とするため、茅ヶ崎らしい自然の状態を分かりやすく示した共通の「ものさし」として、「茅ヶ崎市環境基本計画」で位置付けられてます。

※２：地区単位評価マップでは、市全域を 76 地区に分け、どの地区の重要度が高いかを評価。「コアマップ」は、地区単位評価マップで特に評価の高かった地区や市内でも特殊な自然環境を有する地区に焦点をあて、その地区をさらに詳しく表示したマップ。

（６）景観

ア　「茅ヶ崎市景観計画」（平成 20(2008)年７月策定。以下「景観計画」という。）の中で富士山の眺望は「茅ヶ崎らしい景観」として位置づけられ、柳島地区における環境緑地の創出による、みどりの景観の形成や、公共建築物については、地域に親しまれる施設とすると同時に、地域の景観形成の核となる質の高いデザインにすることが示されています。

イ　整備事業区域内の景観は、現在営農されていることから、農的景観が広がっているとともに、周辺には、歩道橋、新湘南バイパス、ベルブリッジ等の人工物が隣接しています。

ウ　晴れた日には整備事業区域の周辺では、富士山をはじめ丹沢の景色も眺めることができます。

写真 2-3-1　富士山の眺望

写真 2-3-2　新湘南バイパス・ベルブリッジの眺望

（７）排水

ア　整備事業区域の地盤高は、T.P(標高)+1.0m～+1.5m と低く、その周辺を T.P(標高)+3.0m～4.0m の道路や宅地で囲まれているため、雨水が滞留しやすい地形となっています。

イ　整備事業区域及び周辺農地の雨水は、そのほとんどが浸透しており、一部の雨水が、整備事業区域東側の農業用排水路へ集水され、松尾川第一雨水幹線から柳島ポンプ場を経て、最終的に相模川へ放流しています。

ウ　整備事業区域及び周辺農地は、下水道事業認可区域外となっています。

（資料:茅ヶ崎市都市計画下水道事業一般平面図(雨水)）

図 2-3-6　排水状況

（８）災害対策の現状

ア　一級河川相模川の整備状況（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所管轄）

（ア）整備事業区域は、図 2-3-7 に示すとおり、相模川の 0.6km～1.0kmの左岸側に位置し、この区間は、堤防整備は完成しておらず、T.P(標高) +2.5m 程度の弱小堤防が残っています。右岸の高潮堤防が T.P(標高)+7.0m 前後であり、同様にこの区間の整備が求められています。

（イ）本区間の相模川計画高水位が T.P(標高)+3.5m～+4.0m（推定）であり、左岸側は T.P(標高)+2.5m の弱小堤防のみであるため、計画高水位まで水位が上昇した場合は、T.P(標高)+1.0m～1.5m の整備事業区域全体が浸水する可能性があります。

（ウ）相模川が 150 年確率の降雨時に破堤した場合を想定した浸水想定区域図では、整備事業区域は 2.0m 以上の浸水が想定されます。小出橋（T.P(標高)+7.5m 程度）が浸水していない状況より、T.P(標高)+7.0m 前後（＝相模川高潮堤防高）までは、浸水する可能性があると判断できます。

（エ）現在、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所により、築堤計画が進んでおり、整備後は洪水時の浸水被害は解消されます。

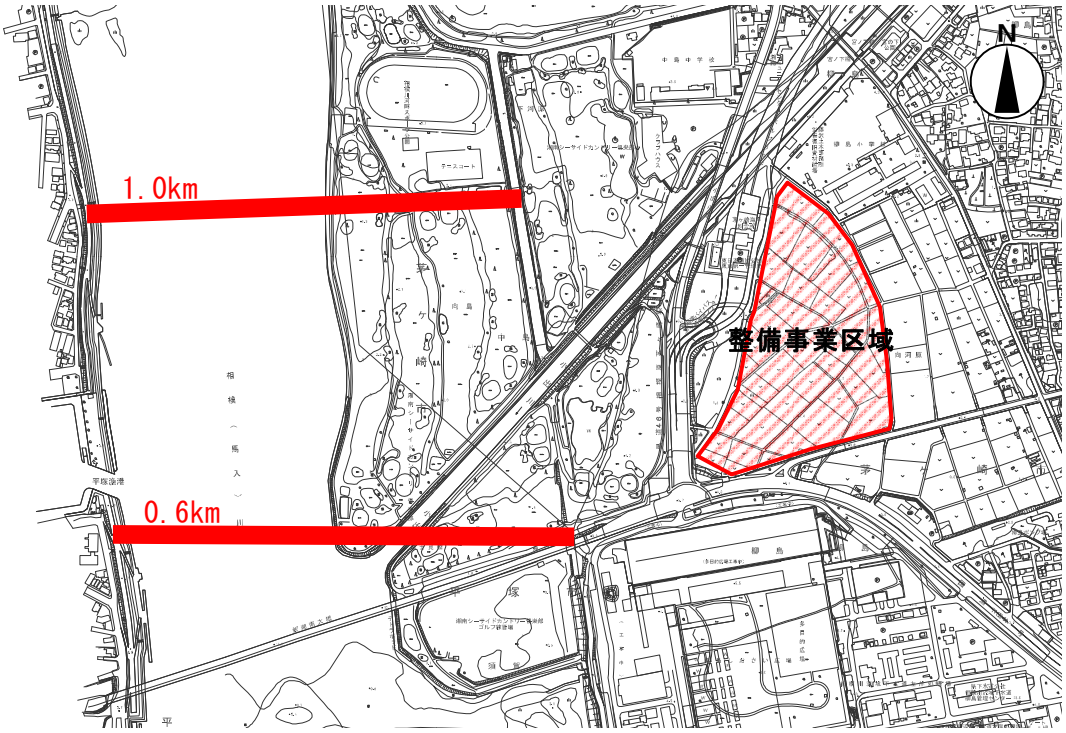

図 2-3-7　整備事業区域と相模川区間位置図

イ　一級河川小出川の整備状況（神奈川県藤沢土木事務所管轄）

（ア）小出川は、相模川の支流であり、相模川の背水区間※に位置するため、相模川の水位が上昇すれば、この水位に合わせて小出川の水位も同様に上昇します。

※背水区間：本川と支川の合流部で、本川の水位が洪水により高くなると、支川の水が流れづらくなり、支川の水位が上昇する区間。

（イ）相模川現況弱小堤防までは、小出川の堤防整備が T.P(標高)+4.5m 前後で進んでおり、相模川計画高水位（推定）である T.P(標高)+3.5m～+4.0m まで上昇しても、溢水することはありません。

（ウ）神奈川県による小出川の堤防が破堤した場合を想定した浸水想定範囲図では、整備事業区域は、2.0m 以上の浸水が発生することが想定されます。

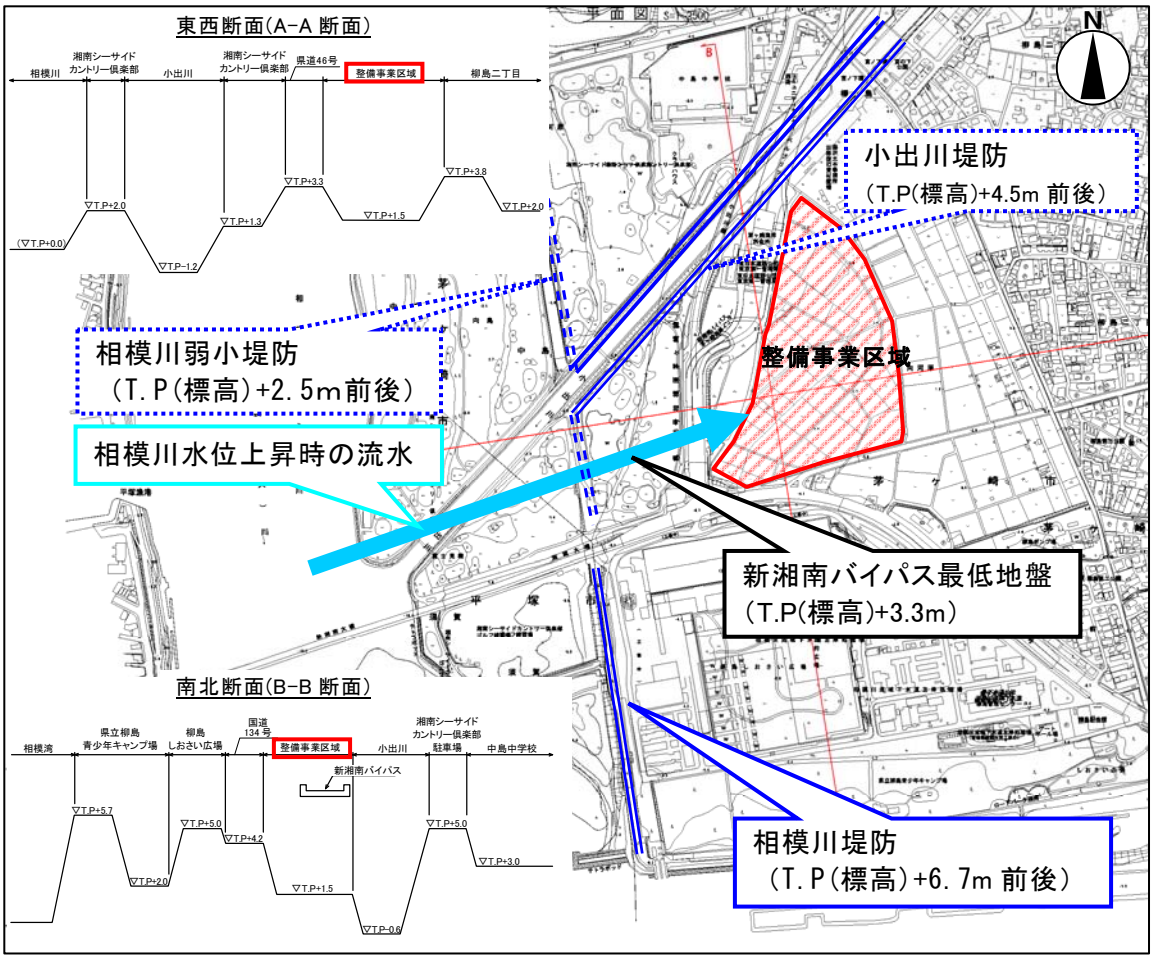

図 2-3-8　小出川の整備状況

ウ　津波・高潮対策

（ア）津波による被害設定状況

a　整備事業区域は、神奈川県から公表された「南関東地震」による津波の浸水予想結果を用いて茅ヶ崎市が作成した「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」（平成 20(2008)年３月策定。以下「津波ハザードマップ」という。）を基に影響について判断しています。

b　国土交通省では、「南関東地震」発生時の想定津波高を T.P(標高)+3.6m として設定しています。

c　相模湾からの津波の影響は、相模川左岸終末処理場の施設（柳島しおさい広場等、地盤高 T.P(標高)+5.0m）や国道 134 号（地盤高 T.P(標高)+4.0m前後）により防がれることから、影響は少ないと考えられます。

d　「津波ハザードマップ」では、津波が相模川、小出川を逆流する恐れがあるため、相模川堤外地及び小出川沿線は危険箇所として位置付けていますが、整備事業区域へは、小出川堤防が整備されているため、津波の逆流に関する影響はないと考えられます。

（イ）高潮による被害設定状況

高潮は、気象庁の警報発表基準値が T.P（標高）+1.4m であり、警報発令時でも、高潮のみでは、整備事業区域への影響はないと考えられます。

（ウ）高潮・津波対策

a　整備事業区域は、高潮時と相模川洪水時が重なった場合の相模川の水位上昇による浸水被害は懸念されるものの、高潮のみの浸水被害は発生しにくい状況です。

b　津波に対しては、「南関東地震」発生時の想定津波高（T.P(標高)＋3.6m）が、相模湾側の柳島しおさい広場の地盤高の T.P(標高)+5.0m 程度を下回り、また、相模川の高潮堤防高（T.P(標高)＋7.0m）を下回るため、高潮堤防の整備により対策可能となっています。

エ　地震による液状化被害対策

（ア）整備事業区域は、「茅ヶ崎市地震防災マップ」（平成 15(2003)年３月策定）からも、液状化の可能性が大きい地域となっています。

（イ）平成 21(2009)年度地質・土質調査での結果における液状化判定からも、中地震動では液状化の危険性は低いが、大地震動では液状化が発生する可能性が高いという検討結果となっています。

（ウ）整備事業区域の液状化対策は、不特定多数が集まるスタンドや建築施設等は、基礎部の増強等で液状化対策を行なうことが必要であり、その他の施設については、施設の重要度に応じた要求性能や復旧の容易さを整理し、液状化対策の必要性について個々に検討していく必要があります。

第３章　前提条件・課題等の整理

１　整備事業区域及び周辺の前提条件の整理・課題抽出

基本構想や基本計画における現地調査・既存文献からの前提条件・課題は表 3-1-1 に示すとおりとします。

表 3-1-1　整備事業区域及び周辺の前提条件・課題

項目	前提条件 （基本構想において既に示された課題）	課題 （基本計画における現地調査・既存文献の整理結果による）
立地・整備事業区域周辺の土地利用状況	・整備事業区域内の営農継続希望者に配慮します。 ・緑の保全等の自然環境や周辺の営農環境に配慮します。	・整備事業区域は、隣接する周辺道路と高低差（約２～５ｍ）があるため、周辺への景観・日照の影響軽減とともに、周辺施設との機能や連携について配慮した土地利用を検討する必要があります。
地形状況	・整備事業区域は、隣接する周辺道路と高低差（約２～３ｍ）があるため、周辺道路との取り付けや、雨水排水処理に留意します。	・整備事業区域内については、周辺への影響を軽減させる造成を検討する必要があります。
地質状況	－	・整備事業区域内のスタンドや建築施設は、杭基礎等が必要であり、また、各施設の重要度に応じて、液状化対策の検討が必要になります。
排水状況	－	・柳島ポンプ場へ接続する管渠能力に見合う流出抑制施設を設置し、周辺農地に雨水が滞留しない工夫も必要となります。 ・整備事業区域内からの周辺農地への雨水流出を抑制するため、整備事業区域内に貯留施設を設置する等の検討が必要となります。 ・整備事業区域及び周辺農地の雨水を速やかに柳島ポンプ場へ導くための水路（管渠）整備が必要となります。
災害時について ≪浸水≫	・「茅ヶ崎市洪水ハザードマップ」による、小出川・相模川氾濫時を想定した場合の「浸水想定区域」に該当していることに留意します。	・相模川築堤計画の早期実現に向けて調整します。
≪津波対策≫	－	・整備事業区域への津波の影響は少ないと考えます。
≪高潮対策≫	－	・整備事業区域への高潮のみの影響はないと考えます。
≪地震による液状化対策≫	－	・整備事業区域の各施設の重要度に応じた液状化対策の検討が必要となります。
法的規制	－	・都市公園内における建築面積・運動施設の敷地面積・緑地面積等、法令等を遵守した各施設等面積を確保することが必要です。
住環境 （小学校・周辺住宅への影響）	・柳島小学校、東側周辺住宅地への、スポーツ公園から発生する音等に対して配慮が必要です。	・周辺の住環境に配慮した土地利用を検討する必要があります。
自然環境	・「自然環境評価調査概要報告」のコアマップ対象地区の「柳島」地区に該当するため、自然環境に配慮が必要です。	・自然環境に配慮した土地利用及び施設計画を検討する必要があります。
公共交通	・整備事業区域に直接アクセスできるバスルートは未整備であり、スポーツ公園の整備にあわせた公共交通の導入を検討する必要があります。	・公共交通導入に配慮した土地利用及び施計画を検討する必要があります。

２　検討内容の整理

（１）環境対策の検討

整備事業区域を含む地区は、「自然環境評価調査概要報告」において、７つのコアマップの対象地区のひとつである「柳島」地区です。

そのため、自然環境への配慮として、次の事項を検討します。

ア　「自然環境評価調査概要報告」に加え、本公園整備のための、動植物を対象とした自然環境現地調査を実施し、整備事業区域及び周辺の動植物の、現況の概要を把握します。

イ　上記調査により、新たに配慮が必要な動植物が確認された場合、可能な限り、その保全に努めます。

ウ　新たに創出する植栽空間については、潜在植生を考慮し、また、動物の生息環境、周辺の日照にも配慮した植栽を検討します。

（２）防災対策の検討

各防災関係計画等や本市南西部防災拠点の整備を考えた、防災対策として、次の事項を検討します。

ア　地震（火災）

（ア）本公園は面積約 6.5ha であり、周辺施設（柳島小学校、浜見平地区等）と一体となって広域的な防災拠点※の機能を発揮させます。

（イ）緊急物資の物流機能確保のため、ヘリコプターの離着陸場となりうる空間や、備蓄機能確保のため防災倉庫等を検討します。

（ウ）防災機能を果たすため、通信機能等を、総合競技場諸室内に確保します。

（エ）市民の避難地として、必要な避難スペースを公園内に検討します。

※広域的な防災拠点：大震火災等の災害が発生した場合において、救援活動、復旧・復興活動等その被害軽減のための積極的な諸活動を行うための拠点（出典：防災公園計画・設計ガイドライン：建設省都市局公園緑地課・土木研究所環境部監修、財団法人都市緑化技術開発機構（平成 11(1999)年８月））

（３）防犯対策の検討

防災対策として、次の事項を検討します。

ア　人や車の進入制限区域を検討します。

イ　夜間利用等、利用時間帯について検討します。

ウ　防犯設備の設置や、見通しを確保した植栽等を検討します。

（４）造成高の検討

ア　検討方針

造成を検討するにあたり、次に示す項目を考慮し、造成計画を検討しました。

（ア）公園としての有効的な土地利用

（イ）施工性の向上とコストの縮減

（ウ）防災機能の発揮

（エ）造成による周辺住宅地や柳島小学校、周辺農地に対する影響軽減

イ　実現可能な方策の評価

図 3-2-1～図 3-2-3 に示す３案による比較検討の結果、それぞれの案の評価は次のとおりであり、総合的に判断して、造成高は T.P(標高)+1.5m を採用しました。

（ア）第１案（T.P(標高)+7.0m）の評価

a　防災機能については、相模川破堤時を想定した「茅ヶ崎市洪水ハザードマップ（相模川版）」（平成 20(2008)年３月策定。以下「洪水ハザードマップ」という。）の整備事業区域の浸水水位 2.0m 以上～5.0m 未満（標高換算で T.P(標高)+3.5m～6.5m 程度）の浸水被害に対しても、安全を確保できる高さですが、盛土の安定や避難経路の確保等、防災機能面で問題が生じます。

b　周辺への影響面については、周辺から 5.5m 前後上がるため、農地への日照や景観的な支障となります。

c　公園土地利用面でも法面面積が大きく、公園施設の配置に制約が生じ、周辺道路との接道に問題が生じます。

d　経済性や施工性については、盛土材の確保と造成施工の工期、また、沈下対策費の増加等で、多くの問題が生じます。

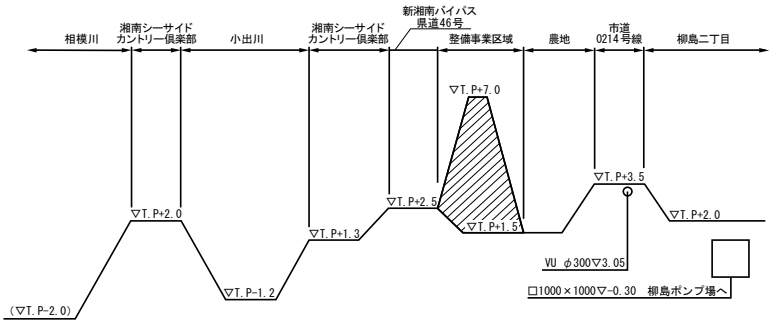

図 3-2-1　造成高比較検討案（第１案：造成高 T.P(標高)+7.0m 案）

（イ）第２案（T.P(標高)+4.0m 案）の評価

a　防災機能については、「洪水ハザードマップ」の浸水水位 2.0m 以上～5.0m 未満時に対して安全が確保できません。

b　周辺道路とのアクセス面等の公園土地利用面でバランスのとれた案ですが、盛土による東側農地への土の流動等の影響や経済性で問題が生じます。

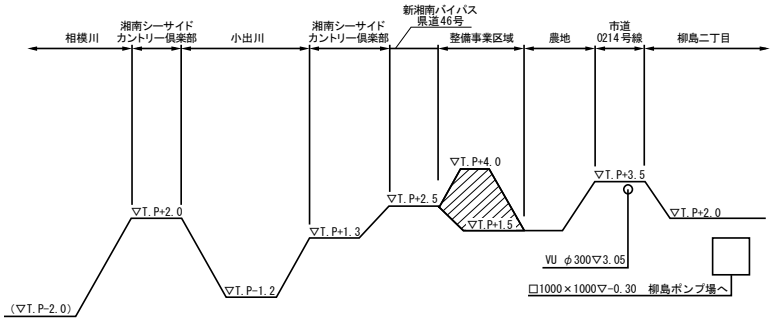

図 3-2-2　造成高比較検討案（第 2 案：造成高 T.P(標高)+4.0m 案）

（ウ）第３案（T.P(標高)+1.5m 案）の評価

a　防災機能については、「洪水ハザードマップ」の浸水水位 2.0m 以上～5.0m 未満時に対して安全の確保ができません。

b　内水被害については、整備事業区域内への雨水貯留施設の設置や小堤防による公園表面部分の一時貯留等で、公園主要施設の浸水保護や東側農地への雨水流出対策が可能となります。

c　周辺への土の流動や排水等の影響が小さく、経済性でも優れているため、道路との高低差処理を工夫し、公園用地としての有効活用や防災機能面での課題を整理することにより実現可能な案となります。

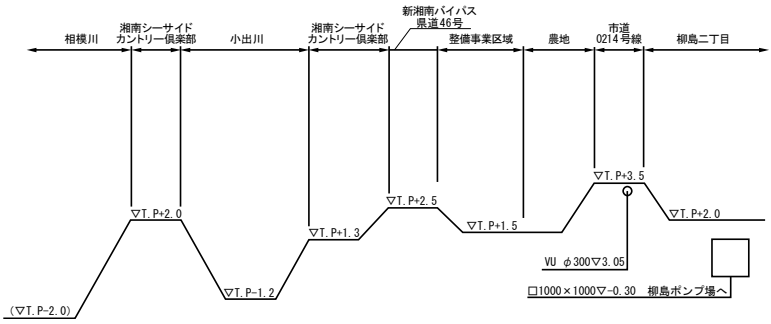

図 3-2-3　造成高比較検討案（第 3 案：造成高 T.P(標高)+1.5m 案）

ウ　造成面での対策

イ（ウ）第３案（T.P(標高)+1.5m案）の評価の、T.P(標高)＋1.5m案を検討した結果、T.P(標高)＋1.5m案における造成面からの対策は、図 3-2-4 に示すとおりとします。

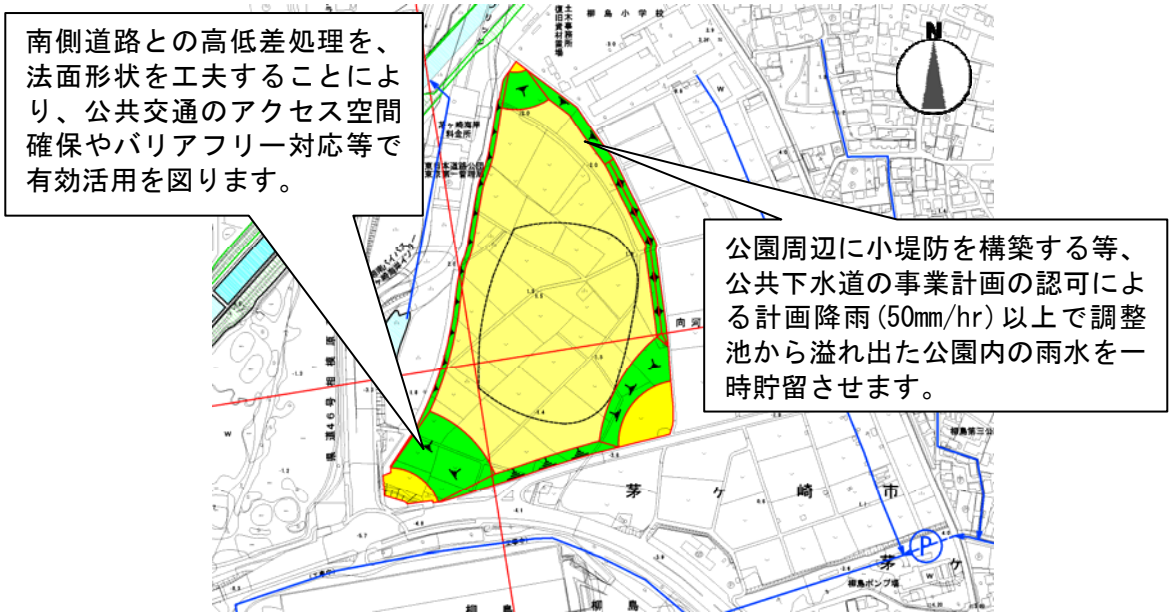

図 3-2-4　造成面からの対策（造成計画高 T.P(標高)＋1.5m）

（５）バリアフリー対応検討

ア　公園内の施設は、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」（平成７(1995)年神奈川県条例第５号。以下「県バリアフリー条例」という。）を遵守します。

例　（ア）園路の勾配は原則４％以下とします。

（イ）駐車場には身障者用駐車空間を確保します。

イ　公園内の施設は、「県バリアフリー条例」の整備基準のほかにも、可能な限りバリアフリーを考慮した施設を取り入れるものとします。

3　基本構想に対する市民意見

基本構想へのパブリックコメント※等による市民意見により、スポーツ拠点施設を中心とする公園として、市民のニーズを踏まえたスポーツ施設の導入や配置、多目的広場や緑地に関する整備イメージやアイディア、周辺施設との連携や動線計画等を、本公園の基本計画策定の参考としました。

※基本構想（案）についてのパブリックコメント実施概要
募集期間：平成 21(2009)年７月 22 日～平成 21(2009)年８月 18 日
意見の件数：277 件
意見提出者：166 人
内容別意見件数：基本構想（案）全般に関する意見　11 件
公園整備事業区域に関する意見　4 件
基本構想に関する意見　230 件
その他意見　16 件

4　基本計画に対する意見

基本計画の策定にあたり、本公園の整備に関し、地元地権者・市民・団体・学識経験を有する者から広く意見を聴くため、(仮称) 柳島スポーツ公園施設整備推進委員会を設置し、平成 21(2009)年 11 月から平成 22(2010)年８月まで９回開催し、同委員会からの意見を参考としました。

その他、国、県等の関係機関や、各種関係団体からの意見も参考としました。

表 3-4-1 （仮称）柳島スポーツ公園施設整備推進委員会開催概要（平成 22(2010)年８月 10 日現在）

回数	開催日時	主な議題等
第１回	平成 21(2009)年 11 月 12 日（木）	1　委員長及び副委員長の選出について 2　（仮称）柳島スポーツ公園整備事業の概要について 3　今後の予定について 4　その他
第２回	平成 21(2009)年 11 月 23 日（月）	1　視察 2　施設に関する意見交換
第３回	平成 21(2009)年 12 月 17 日（木）	1　第 2 回（仮称）柳島スポーツ公園施設整備推進委員会の概要報告について 2　計画条件の整理について 3　基本方針について 4　整備内容の要望について 5　その他
第４回	平成 22(2010)年 1 月 28 日（木）	1　施設配置の基本方針について 2　スタンドの配置について 3　総合競技場以外の施設について 4　その他
第５回	平成 22(2010)年 2 月 25 日（木）	1　公園利用の基本的な考え方について 2　施設配置の基本的な考え方について 3　その他
第６回	平成 22(2010)年 3 月 25 日（木）	1　施設配置の基本的な考え方について 2　その他
第７回	平成 22(2010)年 4 月 30 日（金）	1　（仮称）柳島スポーツ公園整備基本計画骨子案について 2　その他
第８回	平成 22(2010)年 5 月 27 日（木）	1　施設配置計画案について 2　公園施設意匠（デザイン）コンセプト案について 3　植栽計画案について 4　管理運営について 5　その他
第９回	平成 22(2010)年 8 月 10 日（火）	1　（仮称）柳島スポーツ公園整備基本計画（案）について 2　その他

第４章　基本計画の考え方

１　基本計画の基本的な考え方の流れ

基本計画の基本的な考え方については、図 4-1-1 に示す流れのとおりとします。

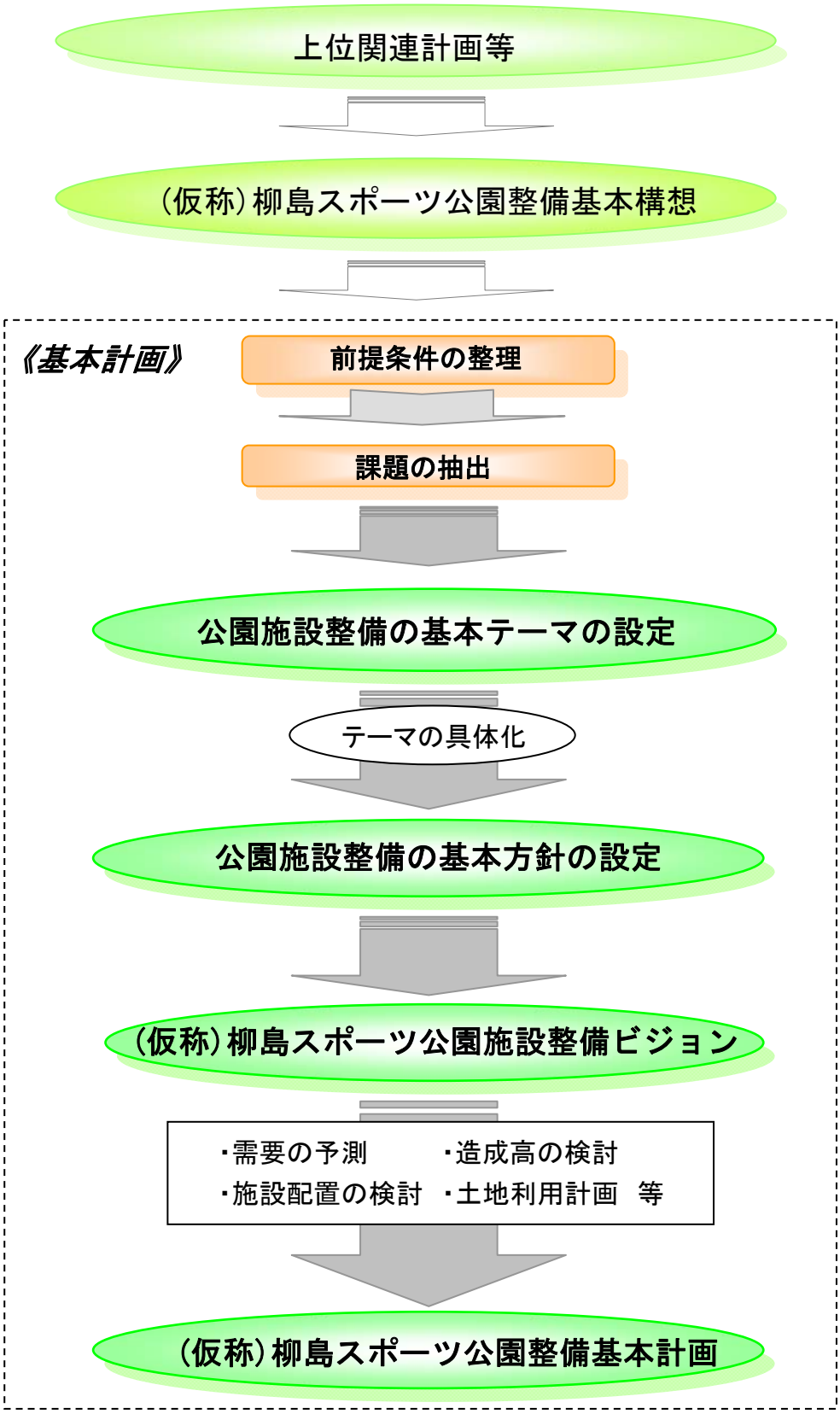

図 4-1-1　基本計画の基本的な考え方フロー図

２　公園施設整備の基本テーマ・基本方針の設定

（１）公園施設整備の基本テーマ

基本構想の基本コンセプトである「健康を育むみどり豊かなスポーツ公園」、前提条件、課題等から、本公園の施設整備に向けたテーマは次のとおりとします。

人々が安心して集い、
“みどり”を感じ、
“こころ”と“からだ”を育む、
周辺と一体となったスポーツ公園の整備

（２）公園施設整備の基本方針

公園施設整備の基本テーマ実現に向けた公園施設整備の基本方針は、次に示すとおりとします。

ア　周辺施設との連携

本公園は、周辺施設との中心的役割を成すとともに、機能や連携に配慮した土地利用を検討し、茅ヶ崎市南西部におけるスポーツ・レクリエーション拠点の形成を図ります。

イ　周辺環境と調和した施設配置

（ア）スポーツ公園に導入する施設は、周辺住宅地や柳島小学校、周辺農地への影響を軽減する配置とするとともに、駐車場については、市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）、市道 0214 号線（柳島通り）を含む周辺道路への渋滞等の影響を軽減する配置とします。

（イ）周辺緑地と一体となった緑のネットワークを形成する緑地帯を配置し、周辺の営農環境や住環境に配慮します。

周辺施設との連携については、図 4-2-1 に示すとともに、次のとおりとします。

本公園と北側の「湘南夢わくわく公園」、「柳島小学校」や南側の「柳島しおさい広場」、「湘南海岸公園（柳島青少年キャンプ場）」等を連携させ、本市南西部地域におけるスポーツ・レクリエーション拠点とします。

また、隣接する周辺の農地や施設と相互連携することで、多様な人々が集い交流を図ることができる場を提供するとともに、防災面でも、東側の浜見平地区と連携し、本市南西部地域防災拠点とします。

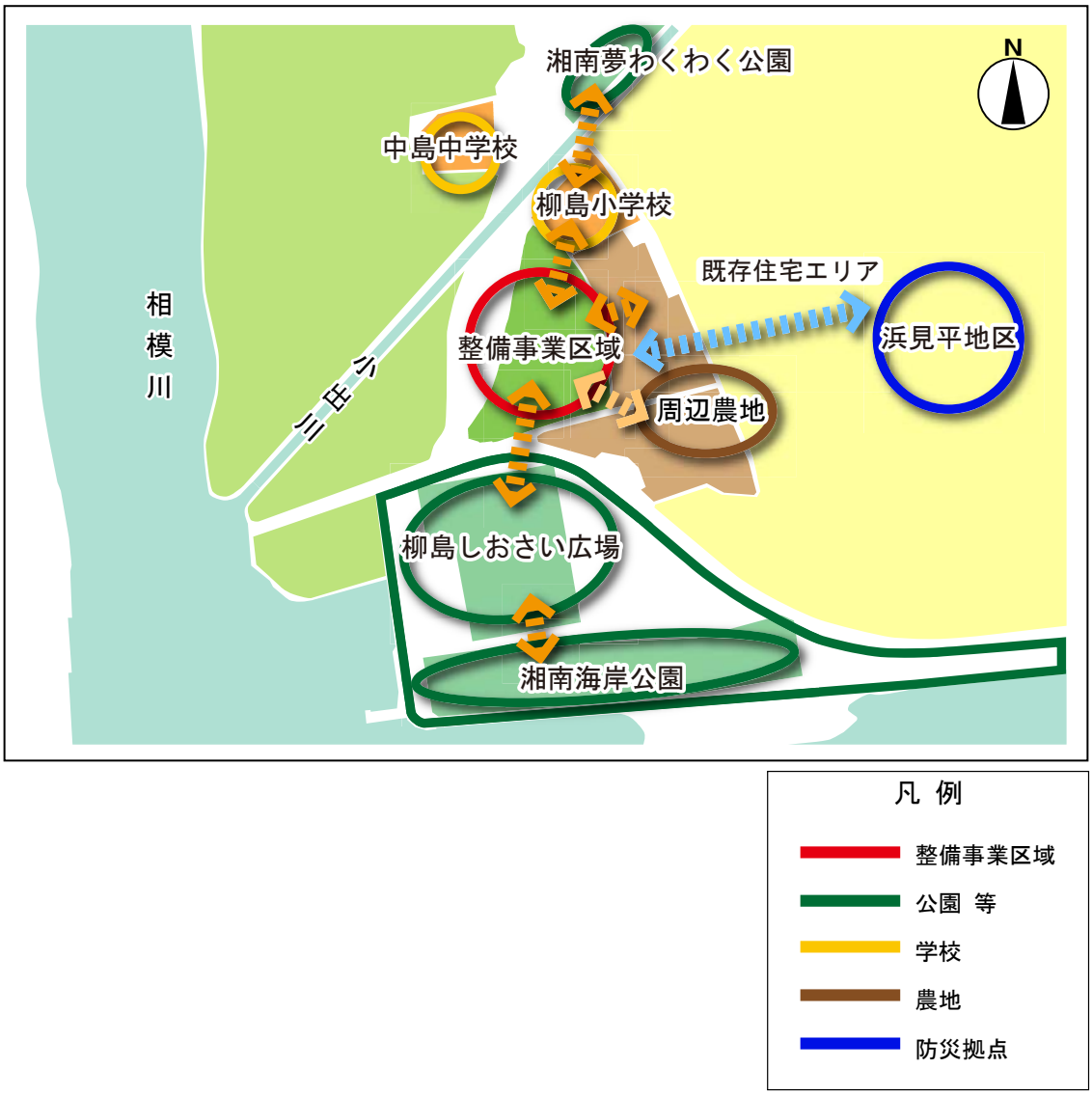

図 4-2-1　周辺施設との連携図

（３）公園施設整備ビジョン

（１）公園施設整備の基本テーマ、（２）公園施設整備の基本方針を踏まえ、本公園の施設整備ビジョンは次に示すとおりとします。

ア　総合スポーツ拠点の整備

（ア）市内唯一の運動公園として、スポーツの振興と青少年の育成や子どもの体力の向上、高齢者や障害者も楽しめる、市民の利用に重点をおいた公園の整備をめざします。

（イ）これからの生涯スポーツ社会を実現できるスポーツ拠点の整備をめざします。

（ウ）柳島しおさい広場等の周辺施設との、一体的な整備をめざします。

イ　市民の競技力（競技レベル）の総合的な向上

本格的な運動施設の導入により、市民の競技力の向上をめざします。

ウ　“からだ”や“こころ”の健康増進

（ア）スポーツによる“からだ”の健康増進以外にも、“こころ”の健康増進もめざします。

（イ）周辺の営農状況等を踏まえ、食や健康を考えた健康ライフの場の整備をめざします。

エ　公園としての空間の形成

イベント活用としての空間や、気軽に利用できる公園として、多種多様な要求にこたえられる空間の形成をめざします。

オ　地元のげんき力増進（地元と一体となった協働整備）

地域の活性化・発展のため、行政と地元が一体となった公園整備をめざします。

第５章　基本計画

１　各計画等の検討

（１）需要の予測

ア　運動公園の一般的な利用傾向

財団法人公園緑地管理財団により約６年ごとに「都市公園利用実態調査」（以下「利用実態調査」という。）が行われています。

平成６（1994）年から平成 19（2007）年までの 13 年間に３回行われた調査の平均値を算出して、運動公園の利用者動向をつかむと次のとおりとなります。

（ア）入園者数 ･････････････････････････休日 253 人／ha、平日 143 人／ha
（イ）最大時在園者数･････････････････････休日 79 人／ha、平日　24 人／ha

また、一般的な単位面積は、利用可能面積を示しており、これは公園の開設面積から水面、植栽地等、直接利用できない区域を除いた面積としています。

前述同様、運動公園の一般的な利用可能面積率を「利用実態調査」から算出すると次のとおりとなります。

（ウ）利用可能面積率･････････････････････0.874

※詳細な内容については資料編参照

イ　日利用者数及び最大時在園者数

前述の一般的な利用傾向から、本公園の需要を推計した結果は次に示すとおりです。

（ア）利用可能面積･････敷地面積×利用可能面積率
6.5ha×0.874 ＝5.681ha →5.68ha
（イ）日利用者数････････休日 253 人／ha×5.68ha ＝1,437.0 人 →1,437 人
平日 143 人／ha×5.68ha ＝812.2 人 →812 人
（ウ）平均入園者数･････（1,437 人／日×93 日＋812 人／日×272 日）÷365 日
＝971.2 人　→971 人
年間休日数（隔週週休２日）＝365÷7×1.5＋国民の祝日 15＝93 日
年間平日数＝365－93＝272 日
（エ）最大時在園者数････休日 79 人／ha×5.68ha ＝448.7 人 →449 人
平日 24 人／ha×5.68ha ＝136.3 人 →136 人

平成 19（2007）年の「利用実態調査」によれば、運動公園の平均滞在時間は 1.15～2.07 時間（平均 1.6 時間）とされています。一方、「観光計画の手法」（社団法人日本観光協会、昭和 63(1988)年３月）では、滞在時間と回転率（同時滞在率）には一定の関係があることを示しており、その相関図から滞在時間 1.15～2.07 時間に対応する回転率（同時滞在率）を導くと、1／3.5～1／2.4 となり、ここでは、その平均値 1／3.0 を採用します。

（オ）回転率（同時滞在率）･･･1／3.0

以上を整理すると次のとおりとなります。

（カ）平均入園者数･････････････････････971 人／日
（キ）最大時在園者数･････････････････449 人（休日）、136 人（平日）
（ク）回転率（同時滞在率）･････････････1／3.0
（ケ）滞在時間･････････････････････････1.6 時間

ウ　年間利用者数

（ア）年間利用者数の推計

通年利用できる公園の年間利用者数について、「公園の利用」（青木宏一郎著、地球社、昭和 59(1984)年）では、「日利用者の大半が年間利用者数の 0.8%以下であり、またそのほとんどが年間利用者数の 1.25%以下である」(原文のまま)となっており、次のように解釈できます。

a　大半（平日）の利用者数は年間利用者数の 0.8%以下となります。
b　公園を最も利用する日（休日）を含めたほとんどの日の利用者数でも、年間利用者数の 1.25%以下に収まります。
c　1.25%を超える日は年間では極わずかであり、祝祭日やイベント開催日とみなせます。

この傾向から年間利用者数を次のように推計します。

d　平日入園者数 812 人／日が年間利用者数の 0.8%にあたると仮定すれば、
　年間利用者数＝812 人／日÷0.8×100＝101,500 人／年
e　休日入園者数 1,437 人／日が年間利用者数の 1.25%にあたると仮定すれば、
　年間利用者数＝1,437／日÷1.25×100＝114,960 人／年
f　平均入園者数 971 人／日が 1.25%と 0.8%の中間にあたると仮定すれば、
　年間利用者数＝971 人／日÷1.025×100＝94,732 人／年

以上より、年間利用者数について 9.5 万人～11.5 万人の範囲が示され、３値の平均 103,730 人／年の予測値が導かれます。

本計画では、この平均値である 10.4 万人／年を採用します。

g　年間利用者数･････10.4 万人

（イ）神奈川県内における他の公園での利用者数との検証

海老名運動公園、秦野市立中央運動公園、城山公園の平成 19(2007)年度～平成 21(2009)年度の施設面積※1あたりの施設利用者数※1を基に算出した本公園(2.79ha)※2での換算値の平均値は、表 5-1-1 に示すとおり 79,684 人となります。

また、前述同様に３公園の公園面積あたりの公園利用者数を基に算出した本公園⑸.68ha)での換算値の平均値は、表 5-1-2 に示すとおり 131,595 人となります。

これらのことから、３公園の施設利用者は 79,684～131,595 人となり、施設利用者以外の一般入園者数を考慮しても、前述の推計年間利用者 10.4 万人と大きな格差はなく、妥当な値と判断できます。

※１　施設面積及び施設利用者数は、陸上競技場及びテニスコートの面積及び利用者数としています。
※２「表 5-3-1　土地利用計画　施設面積一覧」から引用。

表 5-1-1　神奈川県内３公園の施設面積あたりの施設利用者数及び本公園換算平均値

公園名※3	公園面積（ha）	施設面積（ha）（A）	平成 19（2007）年度（B）	平成 20（2008）年度（C）	平成 21（2009）年度（D）	平均 (B+C+D)/3（E）	人/ha（E/A）	本公園(2.79ha)換算値（人）
海老名運動公園（海老名市）	15.1	2.91	84,401	89,537	106,892	93,610	32,168	89,748
秦野市立中央運動公園（秦野市）	13.2	3.08	80,986	91,079	96,747	89,604	29,092	81,166
城山公園（小田原市）	12.4	5.67	143,291	125,114	147,044	138,483	24,423	68,140
３公園の平均値								79,684

表 5-1-2　神奈川県内３公園の公園面積あたりの公園利用者数及び本公園換算平均値

公園名※3	公園面積（ha）	利用可能面積（面積×0.874）（A）	平成 19（2007）年度	平成 20（2008）年度	平成 21（2009）年度	平均（B）	人/ha（B/A）	本公園(5.68ha)換算値（人）
海老名運動公園（海老名市）	15.1	13.2	202,094	204,994	229,210	212,099	16,068	91,266
秦野市立中央運動公園（秦野市）	13.2	11.5	445,186	470,230	485,829	467,081	40,615	230,693
城山公園（小田原市）	12.4	10.8	143,291	125,114	147,044	138,483	12,822	72,828
３公園の平均値								131,595

※３　他の公園の主な施設
海老名運動公園：陸上競技場、テニスコート、野球場、体育館、屋内プール
秦野市立中央運動公園：陸上競技場、テニスコート、屋外プール、野球場、体育館
城山公園：陸上競技場、テニスコート

（２）施設配置の概要

ア　導入施設

（ア）基本方針

基本構想での施設整備の基本方針を踏まえ、基本計画における施設配置全般の基本方針を次のとおりとします。

a　公園利用者の誰もが気軽に健康づくりができる施設を配置します。
b　環境を考慮し、施設選定において、リサイクル製品の使用に配慮します。
c　子どもが安全に遊べる施設を配置します。
d　人々が集い、休憩できる施設を配置します。
e　防犯等、安全に配慮した施設配置とします。
f　公園利用者が、公共交通を含めた複数の交通アクセスを利用した場合にも対応できる施設配置とします。
g　運動公園として、特徴のある施設配置とします。
h　災害時の防災拠点としては、浜見平地区と連携を図った防災機能を確保します。
i　バリアフリーを考慮し、施設選定においては、バリアフリー対応製品の使用に配慮します。

（イ）主な導入施設

主な導入施設については、相模川河畔スポーツ公園の機能移転や、市民の要望、基本構想、推進委員会の意見等から、表 5-1-3 に示すとおりとします。

表 5-1-3　主な導入施設

導入施設	主な導入理由
総合競技場	・現況の機能移転として整備します。
・スタンド	・観覧者の快適性向上のため整備します。
・インフィールド	・サッカー等の多目的利用を可能とするため、インフィールドを整備します。
・諸室 （管理棟・トイレ・防災倉庫等）	・総合競技場の機能向上・防災施設確保のため整備します。
多目的広場	・利用者の休憩や集いの空間や大会時の臨時駐車場兼用や災害時の避難スペース確保のため整備します。
テニスコート	・現況の機能移転として整備します。
・倉庫（テニスコート関係）	・テニスコートの機能向上のため整備します。
園路	・公園内を安全に散策できる園路を整備します。 ・市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）に平行する区間については、歩道幅が狭い等のことから、歩行者の安全性が確保された園路を整備します。
ジョギングコース	・利用者の健康増進のため整備します。
駐車場（常設：普通自動車）	・駐車空間の確保、利用者の安全性確保のため整備します。
駐車場（常設：大型自動車）	・駐車空間の確保、利用者の安全性確保のため整備します。
自動車用通路	・滞留空間確保による周辺道路への影響緩和のため整備します。
駐車場（常設：自動二輪車）	・駐車空間の確保、利用者の安全性確保のため整備します。
駐輪場（常設：自転車）	・駐輪空間の確保、利用者の安全性確保のため整備します。
バスロータリー	・大型自動車等の転回場確保等のため整備します。
ヘリコプター用離着陸場	・現況の機能移転の観点及び防災機能確保のため整備します。

イ　利用者数･適正容量

「利用実態調査」のうち、平成６(1994)年から平成19(2007)年までに行われた３回の調査の平均値を算出した結果、運動公園においては次のような数値となります。

※詳細については資料編参照

（ア）入　園　者　数：休日 253 人／ha、平日 143 人／ha

（イ）最大時在園者数：休日　79 人／ha、平日　24 人／ha

ウ　施設規模

（ア）駐車場

a　普通自動車・自動二輪車

（a）「利用実態調査」をはじめとする既存文献調査結果及び本市世帯人員等を基に算出すると、普通自動車の常設駐車場は 90 台となります。

（b）将来的に開催が考えられる大会時への対応として、総数 246 台を設定し、常設 90 台の不足分を臨時駐車場として設定します。

（c）「利用実態調査」をはじめとする既存文献調査結果及び大会実績値を基に算出すると、自動二輪車の必要駐車場台数は 13 台となります。

b　大型自動車

将来的に開催が考えられる大会や「利用実態調査」を基に推定した大型自動車利用率等を基に算出すると、常設駐車場は７台となります。

（イ）駐輪場（自転車・原動機付自転車）

a　「利用実態調査」をはじめとする既存文献調査結果及び大会実績値を基に算出すると、自転車の必要駐輪場台数は 136 台となります。

（ウ）総合競技場

a　スタンド

想定される大会開催時利用への対応として､1,200～1,000 人程度の規模とします。

（エ）テニスコート

既存の相模川河畔スポーツ公園の機能移転とともに、緑地率（敷地面積の 30%以上）と総合競技場、駐車場、広場とのバランスを考慮して、設置面数は４面とします。

（オ）ジョギングコース

利用者が安全に走行できる幅員に合わせ、健康増進が図れるような距離を設定します。

※施設規模の詳細については資料編参照

エ　主な施設配置エリア

導入施設のうち、必要面積が比較的大きい、総合競技場・駐車場・広場（多目的広場、スポーツ・コミュニティ広場）について、配置エリアの比較検討を行いました。

その結果、主な施設配置エリアは、総合的に評価※して、図 5-1-1 に示すとおりとします。

※総合的な評価の詳細については資料編参照

図 5-1-1　施設配置エリア

オ　各施設配置

主な施設配置エリアの検討により、図 5-1-1 に示す案となった結果を踏まえ、各施設配置は次の内容のとおりとします。

（ア）園路

a　市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）沿いは、現況の歩道が狭いことから、安全で快適な歩行者空間を創出するため、公園内園路と一体となった整備を行います。

b　公園西側の市道 2581 号線沿いに安全で快適な歩行者空間を創出するため、園路を配置し、現況道路と一体となった整備を行います。

園路

幅員	勾配	区間	備考
7 m ※歩行者用1m＋自転車用1m＋車いす用1m＋ジョギングコース用3m＋その他1mとする。 ※車両通行については、車両がすれ違える幅3.0m×2＋車いす幅もしくは自転車幅1mとなる。	－	北側多目的広場周辺	管理用車両・身体障害者用車両通行可
	4%以下	総合競技場周辺（メインエントランス～スタンド周辺）	
	－	総合競技場周辺（その他）	
	8%以下	南西側サブエントランス～倉庫（テニスコート関係）	
4 m ※歩行者用1m＋自転車用1m＋車いす用1m＋その他1mとする。 ※車両通行については、車両がすれ違える幅 3.0m＋車いす幅もしくは自転車幅1mとなる。	－	北側及び南側多目的広場周辺	管理用車両・歩行者・自転車・車いすのみ
3 m ※歩行者用1m＋自転車用1m＋車いす用1m、または、ジョギングコース用3mとする。	－	市道 2581 号線沿い	歩行者・自転車・車いすのみ

園路（自動車用通路）

幅員	勾配	区間
7 m ※片側（車道部 3.0m＋路肩 0.5m）×２	4%以下	メインエントランス付近～東側サブエントランス手前
	－	その他
6 m ※駐車場の出入庫に必要な幅	－	駐車場内

（イ）多目的広場

総合競技場やテニスコートと連携し、利用者が安全で円滑な移動ができるとともに、自由に使える空間として、多目的広場を公園内北側及び南側に配置します。

（ウ）駐車場

a　普通自動車・自動二輪車

（a）人と車を分離させ、公園内の安全性を確保し、かつ、自家用車での公園利用による市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）をはじめとする周辺道路への交通渋滞等の影響を軽減させる目的で、できるだけ園内で滞留距離を長く確保し、普通自動車の常設駐車場は公園内北東側に配置します。また、大会開催時には、自動車利用率が増加するため、多目的広場を臨時駐車場として利用します。

（b）自動二輪車による来園は、歩行者等の安全に配慮して、北側常設駐車場に自動二輪車の常設駐輪場を配置します。

b　大型自動車

人と車を分離させ、公園内の安全性の確保を目的とし、普通自動車とバス等の大型自動車を錯綜させないため、北側常設駐車場へのバス等の大型自動車の進入を避け、公園内南東側のメインエントランス付近に常設駐車場を設置します。

（エ）エントランス

人と車を分離させ、公園内の安全性の確保を目的とし、普通自動車とバス等の大型自動車を錯綜させないために北側常設駐車場への進入を避け、バス等の大型自動車が安全に転回できる場所を確保するとともに、障害者や高齢者に配慮したタクシー等の乗降所として活用します。また、将来的な路線バスのルート延伸・新設等に対応するため、バス発着場と大型自動車常設駐車場の転回場を兼ねたバスロータリーを公園内南東側に配置します。

（オ）駐輪場（自転車・原動機付自転車）

自転車による来園に対応するとともに、公園内への自転車の進入を防止し、公園内の安全性の確保のため、メインエントランス、北側常設駐車場、東側出入口付近等に自転車用常設駐輪場を配置します。大会開催時には、自転車利用率が増加するため、緑地部分を臨時駐輪場として利用します。

（カ）ジョギングコース

公園内を気軽に周回できるようなジョギングコースを公園内の外周部付近に配置します。

（キ）総合競技場

a　スタンド

（a）スタンド高さは、景観への配慮及び競技者と応援者の臨場感あふれる一体感の創出等のため、スタンド最前列を総合競技場のグラウンド高さと同程度（以下「フラット型」という。）とします。

（b）スタンド外側の西側部分には、大会時等における関係車両等の駐車や人の滞留のためのスペースを確保します。

b　諸室

管理室、更衣室等の諸室は、観客及び大会運営者等の利用者の機能性と利便性の向上を図るとともに景観へ配慮した施設とするため、１階建て構造とし、競技場西側に分散して配置（以下「分散型」という。）します。

「分散型」事例	「フラット型」事例
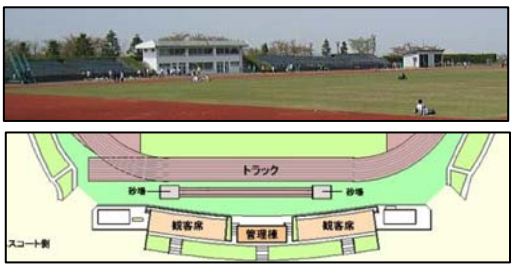	

c　インフィールド

ライフサイクルコストや使い勝手等、利便性、経済性、運営上の効率性等を比較した結果、人工芝とします。

d　倉庫

競技者の利便性向上のため、競技の支障にならないよう、総合競技場東側に総合競技場用の倉庫等を配置します。

（ク）テニスコート

既存の相模川河畔スポーツ公園の機能移転や、柳島しおさい広場内のテニスコートとの連携を考慮し、テニスコート及びテニス関係用の倉庫を公園内南西側に配置します。

（ケ）防災施設

広域的な防災拠点の機能を果たすために、防災倉庫、ヘリコプターの離着陸場となりうる空間等を配置します。

（コ）その他

本公園整備に伴い、周辺道路（市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）、市道 0214 号線（柳島通り）、市道 2436 号線）については、公園への安全性や利便性に配慮した歩行者空間等を確保するため、幅員拡幅等の環境整備を行います。

カ　スタンド建築基本計画

（ア）メインスタンド棟

a　極力、高さを低く、延長方向に長く配置し、中段に通路を確保します。

b　車イス用観覧席は、最前列両側に配置し、スタンド両側からのアプローチを可能とします。

c　最上段背面には、エレベーターにより身障者の往来が可能な平坦なスペースを確保し、バリアフリー化に配慮します。

d　スタンド１階部分にはトイレを設置します。

（イ）管理棟・更衣棟

a　管理棟は、トラックのゴール付近に配置し、運営機能を向上させるとともに、各諸室を集約し廊下で接続します。

b　スタンドと管理棟との間に緊急車両の進入可能な通路を確保します。

c　更衣棟は、管理棟と分離し、公園やテニスコート利用者に配慮し、建物背面（公園側）からの動線も確保します。

（ウ）多目的室・器具庫・防災倉庫棟、WC（トイレ）・器具庫棟、器具庫棟

a　多目的スペースと防災倉庫は、管理棟、更衣棟の並びのメインエントランス側に配置します。

b　トイレは、総合競技場の３隅に配置します。

c　器具庫は東側・西側・南側に計５箇所、招集所・待避所は北西側に１箇所に配置するとともに、東側器具庫２箇所を招集所・待避所兼用とし、競技運営機能を向上させます。

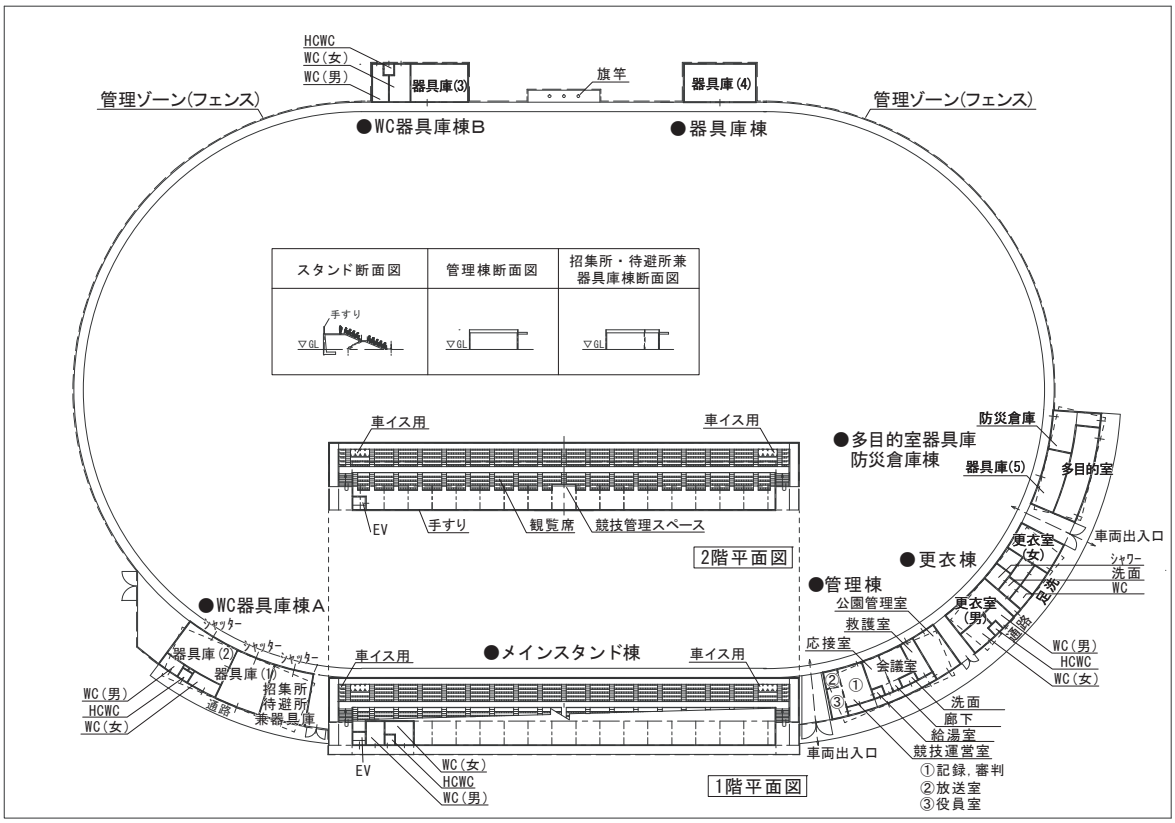

図 5-1-2　スタンド建築「分散型」イメージ図

キ　導入検討が必要な施設

表 5-1-4 に示す施設については、導入について検討を行います。

表 5-1-4　導入検討が必要な施設

検討施設	検討理由
照明施設（総合競技場用）	・管理運営内容（夜間利用等）により検討を行います。
照明施設（テニスコート用）	・管理運営内容（夜間利用等）により検討を行います。
スタンド屋根	・観覧者の健康や安全等を考慮して検討を行います。

ク　導入する器具

表 5-1-5 に示す器具については、導入します。

表 5-1-5　導入する器具

導入器具	導入理由
四阿（あずまや）	・利用者の休憩用に整備します。
ベンチ	・利用者の休憩用に整備します。
縁台	・利用者の休憩用に整備します。
遊具	・多様な利用者に対応するため、必要に応じて整備します。
水飲み	・利用者の利便性向上のために整備します。
トイレ	・総合競技場諸室のトイレと兼用とします。
時計塔	・利用者の利便性向上のために整備します。
園名板	・利用者の利便性向上のために整備します。
案内板	・利用者の利便性向上のために整備します。
制札板※	・利用者の安全確保、注意喚起のために整備します。
車止め	・利用者の安全確保のため、車両通行ゾーンと歩行者ゾーンの境界等に設置します。
園内照明設備	・利用者の安全確保のために整備します。

※「立ち入り禁止」、「ゴミ捨て禁止」等、注意を喚起するためのサイン。

（ア）修景施設

多目的広場（臨時駐車場兼用）

（イ）休養施設

四阿（あずまや）

ベンチ

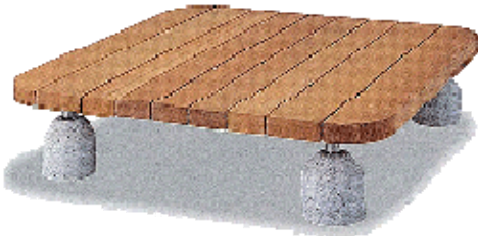

縁台

（ウ）便益施設

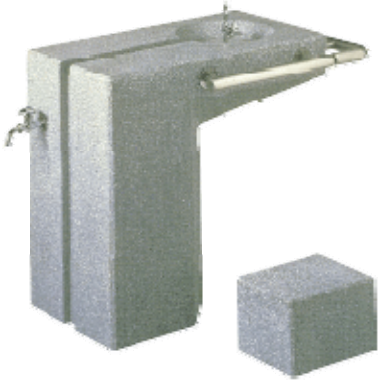

水飲み

時計台

写真 5-1-1　各施設・器具イメージ写真

（エ）管理施設

園名板

案内板

制札板

車止め

写真 5-1-2　各施設・器具イメージ写真

ケ　防災機能を有する器具の検討

本公園の導入施設については、浜見平地区と連携を図った災害時の防災拠点としての機能を確保することから、ヘリコプター用離着陸場及び防災倉庫を設置するとともに、次に示す器具の導入を検討します。

（ア）かまどベンチ

（イ）収納ベンチ

（ウ）トイレベンチ

（エ）かまどスツール

（オ）防災四阿（あずまや）

写真 5-1-3　防災機能を有する各器具イメージ写真

２　アクセス･動線の検討

（１）アクセス・動線の基本的な考え方

アクセス・動線の基本的な考え方は次のとおりとします。

ア　メインエントランスについては、車、人による公園利用者とともに、誰もが使いやすく、来園しやすい公園とするため、公園利用者の主な動線として利用することが考えられます。

イ　このメインエントランスについては、新湘南バイパス及び国道 134 号からの車による来園に配慮し、市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）沿いとし、合わせて、国道 134 号の交差点からできるだけ離した公園南東側に配置します。

ウ　柳島しおさい広場との連携を図り、人のサブエントランスを市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）沿い、公園南西側に配置します。

エ　エントランスに加え、周辺から気軽に公園に出入りできるよう、公園西側に人や自転車等の、東側に人や自転車、自動車等の補助的な出入口を配置します。

オ　公園内の安全確保を図るため、人と自動車の動線は、園路と自動車用通路に分離します。

カ　管理用車両については、作業時には、園路も通行可能とします。

キ　常設駐車場とともに、大会時には、総合競技場北側の多目的広場を臨時の駐車場として確保します。

（２）主なアクセス・動線の検討

施設配置計画に基づき、既存道路を利用した各方面からのアクセス・動線については、図 5-2-1～図 5-2-3 及び次のとおりとします。

ア　各方面からのアクセス

（ア）入園

ａ　新湘南バイパス及び平塚方面

（ａ）歩行者・自転車

・国道 134 号～市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～メインエントランス～公園内(入園)

・国道 134 号～市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～サブエントランス～公園内(入園)　※歩行者のみの場合

（ｂ）普通自動車・自動二輪車等

・国道 134 号～市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～メインエントランス～公園内(入園)

（ｃ）大型自動車

・市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～メインエントランス～公園内(入園)

b　浜見平方面

（ａ）歩行者・自転車

・市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～メインエントランス～公園内(入園)

・市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～市道 0214 号線(柳島通り)～市道 2436 号線～公園内(入園)

（ｂ）普通自動車・自動二輪車等

・市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～メインエントランス～公園内(入園)

・市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～市道 0214 号線(柳島通り)～市道 2436 号線～公園内(入園)

（ｃ）大型自動車

・市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～メインエントランス～公園内(入園)

c　藤沢方面

（ａ）歩行者・自転車

・国道 134 号～市道 0214 号線(柳島通り)～市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～メインエントランス～公園内(入園)

・国道 134 号～市道 0214 号線(柳島通り)～市道 2436 号線～公園内(入園)

・国道 134 号～サブエントランス～公園内(入園)　※歩行者のみの場合

（ｂ）普通自動車・自動二輪車等

・国道 134 号～市道 0214 号線(柳島通り)～市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～メインエントランス～公園内(入園)

・国道 134 号～市道 0214 号線(柳島通り)～市道 2436 号線～公園内(入園)

（ｃ）大型自動車

・国道 134 号～市道 0214 号線(柳島通り)～市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～メインエントランス～公園内(入園)

d　北部方面

（ａ）歩行者・自転車

・市道 0214 号線(柳島通り)～市道 2436 号～公園内(入園)

・市道 2581 号線～公園内(入園)

（ｂ）普通自動車・自動二輪車等

・市道 0214 号線(柳島通り)～市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～メインエントランス～公園内(入園)

・市道 0214 号線(柳島通り)～市道 2436 号～公園内(入園)

（ｃ）大型自動車

・市道 0214 号線(柳島通り)～市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)～メインエントランス～公園内(入園)

（イ）出園

a　新湘南バイパス及び平塚方面

（ａ）歩行者・自転車

・園路（メインエントランス）を右折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）～国道 134 号

・園路（サブエントランス）を右折～国道 134 号

（ｂ）普通自動車・自動二輪車等

・園路（メインエントランス）を左折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）～市道 0214 号線（柳島通り）～国道 134 号

・園路（メインエントランス）を右折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）～国道 134 号

・園路～市道 2436 号線～市道 0214 号線（柳島通り）～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）または国道 134 号

（ｃ）大型自動車

・園路（メインエントランス）を左折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）～市道 0214 号線（柳島通り）～国道 134 号

・園路（メインエントランス）を右折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）～国道 134 号

b　浜見平方面

（ａ）歩行者・自転車

・園路（メインエントランス）を左折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）

・園路～市道 2436 号線～市道 0214 号線（柳島通り）～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）

（ｂ）普通自動車・自動二輪車等

・園路（メインエントランス）を左折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）

・園路～市道 2436 号線～市道 0214 号線（柳島通り）～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）

（ｃ）大型自動車

・園路（メインエントランス）を左折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）

c　藤沢方面

（ａ）歩行者・自転車

・園路（メインエントランス）を左折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）～市道 0214 号線（柳島通り）～国道 134 号

・園路（サブエントランス）を左折～国道 134 号　※歩行者のみの場合

・園路～市道 2436 号～市道 0214 号線（柳島通り）～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）または国道 134 号

（ｂ）普通自動車・自動二輪車等

・園路（メインエントランス）を左折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）～市道 0214 号線（柳島通り）～国道 134 号

・園路～市道 2436 号～市道 0214 号線（柳島通り）～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）または国道 134 号

（ｃ）大型自動車

・園路（メインエントランス）を左折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）～市道 0214 号線（柳島通り）～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）または国道 134 号

ｃ　北部方面

（ａ）歩行者・自転車

・園路～市道 2436 号～市道 0214 号線（柳島通り）
・園路～市道 2581 号線

（ｂ）普通自動車・自動二輪車等

・園路（メインエントランス）を左折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）～市道 0214 号線（柳島通り）
・園路～市道 2436 号線～市道 0214 号線（柳島通り）

（ｃ）大型自動車

・園路（メインエントランス）を左折～市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）～市道 0214 号線（柳島通り）

イ　主な動線の決定

公園利用者の円滑な利用、安全性の確保のため、人と車の主な動線を決定しました。

（ア）既存道路の中で幅員が広く、歩道が確保されているのは市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）のみとなっています。

（イ）市道 2436 号線は幅員が狭小で、歩道がありません。

（ウ）市道 2582 号線は一部供用開始されておらず、接続部の見通しが悪くなっています。

（エ）市道 2581 号線は新湘南バイパス橋脚部にて幅員が不足しています。

（オ）市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）は都市計画道路で利便性、快適性、安全性が確保できます。

よって、市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）を主な動線（メイン動線）として決定します。

ウ　主な動線を利用した公園へのアクセスの考え方

（ア）公園内では、利用者の安全を考慮して、人と車の動線を分離します。

（イ）市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）の渋滞緩和のため、園路（自動車用通路）を南北に長く確保し、滞留距離を長く取ります。

（ウ）常時の動線は、市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）を主な動線として利用します。（メイン動線）

（エ）市道 2436 号線を補助的な動線として利用します。（補助的動線）

（オ）大会・イベント時の動線

ａ　市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）を主な動線として利用します。（メイン動線）

ｂ　市道 2436 号線を補助的な動線として利用します。（補助的動線）

ｃ　加えて市道 2581 号線を臨時の補助的な動線として利用します。（臨時の補助的動線）

歩行者・自転車のアクセス・動線図は、図 5-2-1 に示すとおりとします。

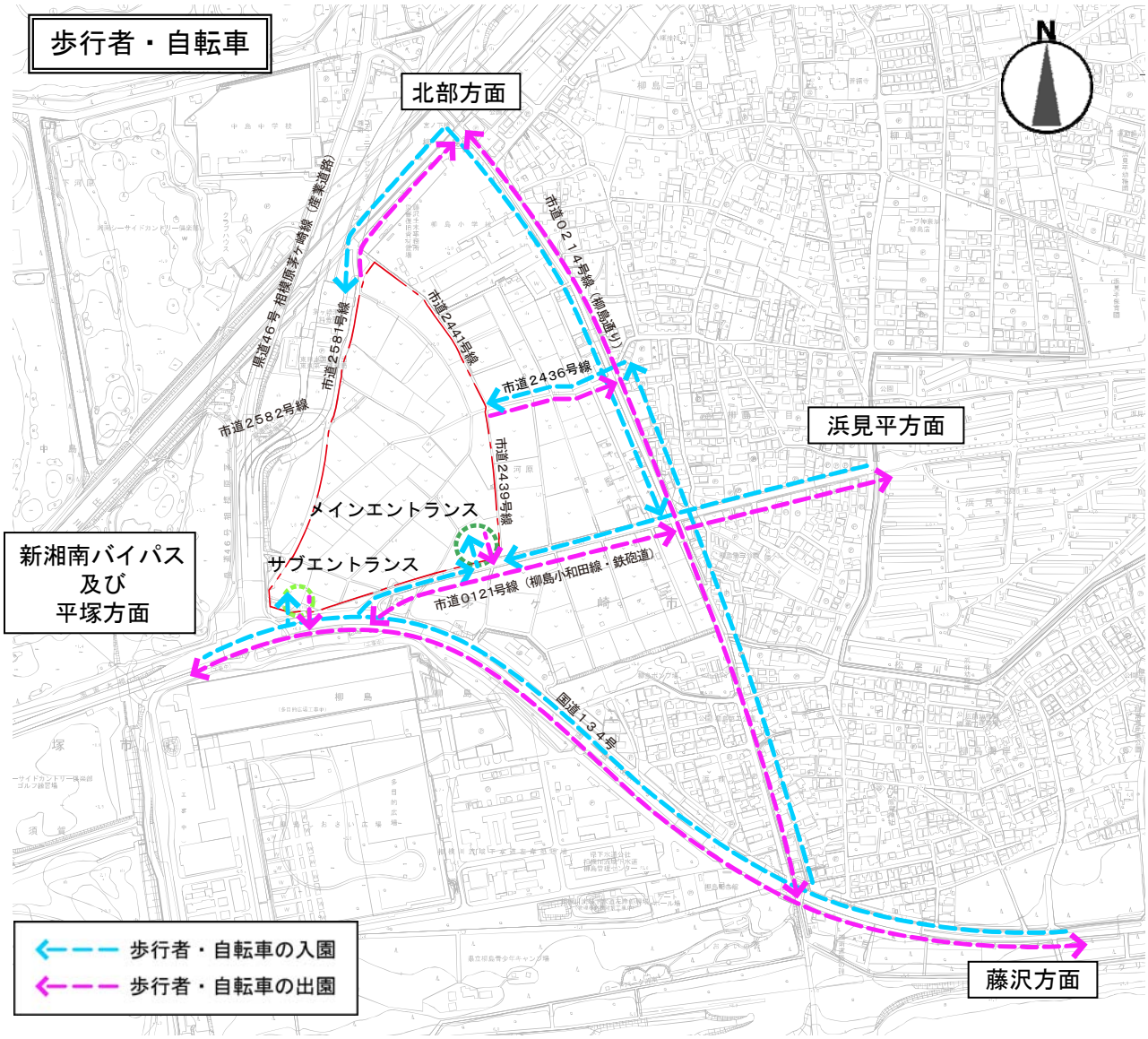

図 5-2-1　アクセス・動線図（歩行者・自転車）

普通自動車及び自動二輪車等のアクセス・動線図は、図 5-2-2 に示すとおりとします。

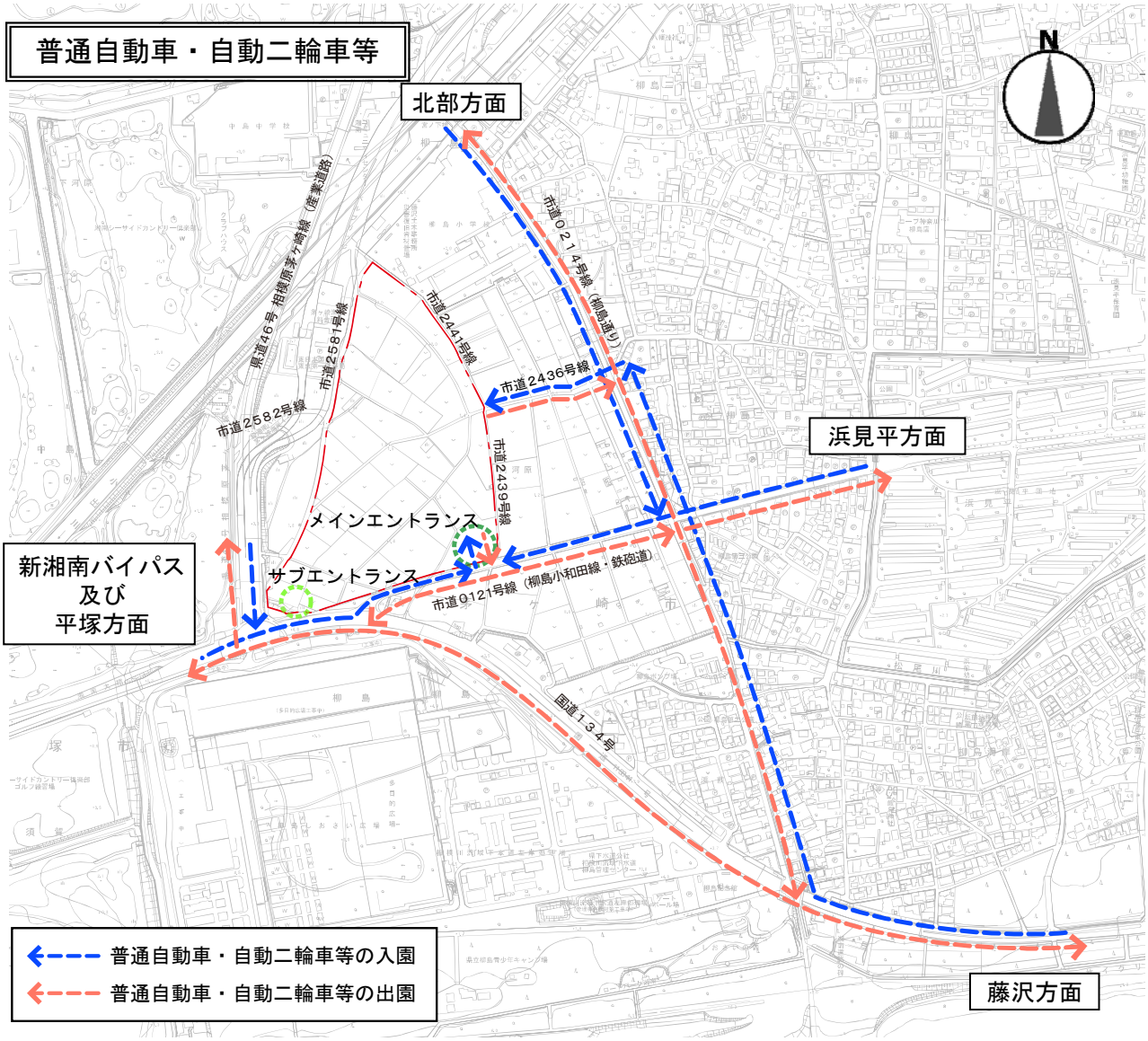

図 5-2-2　アクセス・動線図（普通自動車・自動二輪車等）

大型自動車のアクセス・動線図は、図 5-2-3 に示すとおりとします。

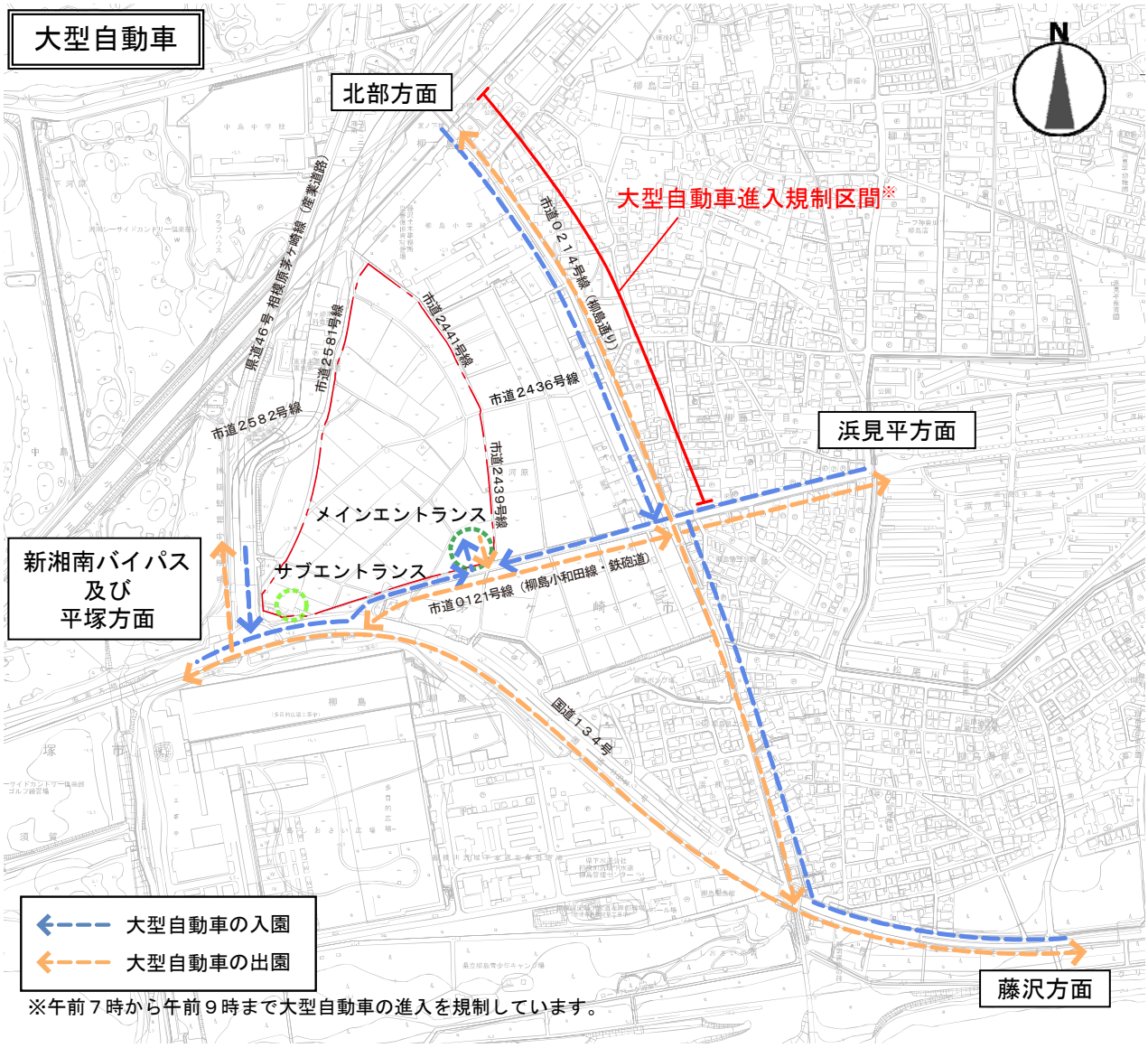

図 5-2-3　アクセス・動線図（大型自動車）

３　土地利用計画

（１）土地利用計画の策定

土地利用計画は図 5-3-1 に、各施設面積は表 5-3-1 に示すとおりとします。

表 5-3-1　土地利用計画　施設面積一覧

施設名				面積（㎡）	敷地面積に対する割合
運動施設		総合競技場	グラウンド等	約 22,140	
			スタンド	約 1,380	
			諸室	約 1,400	
		テニスコート		約 2,900	
		倉庫（テニスコート関係）		約 50	
			計	約 27,870	約 42.9%
その他施設		駐車場	普通自動車	約 2,800	
			大型自動車	約 320	
			自動二輪車	約 70	
		駐輪場	自転車	約 150	
		園路		約 10,940	
		自動車用通路		約 2,450	
			計	約 16,730	約 25.7%
緑地	芝生	多目的広場	北側	約 3,810	
			南側(テニスコート北側)	約 2,790	
			南側(テニスコート東側)	約 2,920	
		その他芝生		約 2,870	
			小計	約 12,390	
	植栽地			約 8,010	
			計	約 20,400	約 31.4%
			総　計	約 65,000	

※１　各面積はプラニメータ計測によります。
※２　建築関係＝スタンド＋諸室＋倉庫（テニスコート関係）＝1,380＋1,400＋50＝2,830 ㎡　（4.4%）
※３　駐車場（普通自動車）には、駐車場内自動車用通路を含みます。

（２）公園施設の設置基準の検証

法令等による公園施設の設置基準と、土地利用計画の比較検証を行った結果、次に示すとおり、設置基準を満足しています。

ア　建築面積

建築面積：約 2,830 ㎡（敷地面積の約４％　≦12%）

イ　運動施設の敷地面積

運動施設敷地面積：約 27,870 ㎡（敷地面積の約 43%　≦50%）

ウ　緑地面積

緑地面積：約 20,400 ㎡（敷地面積の約 31%　≧30%）

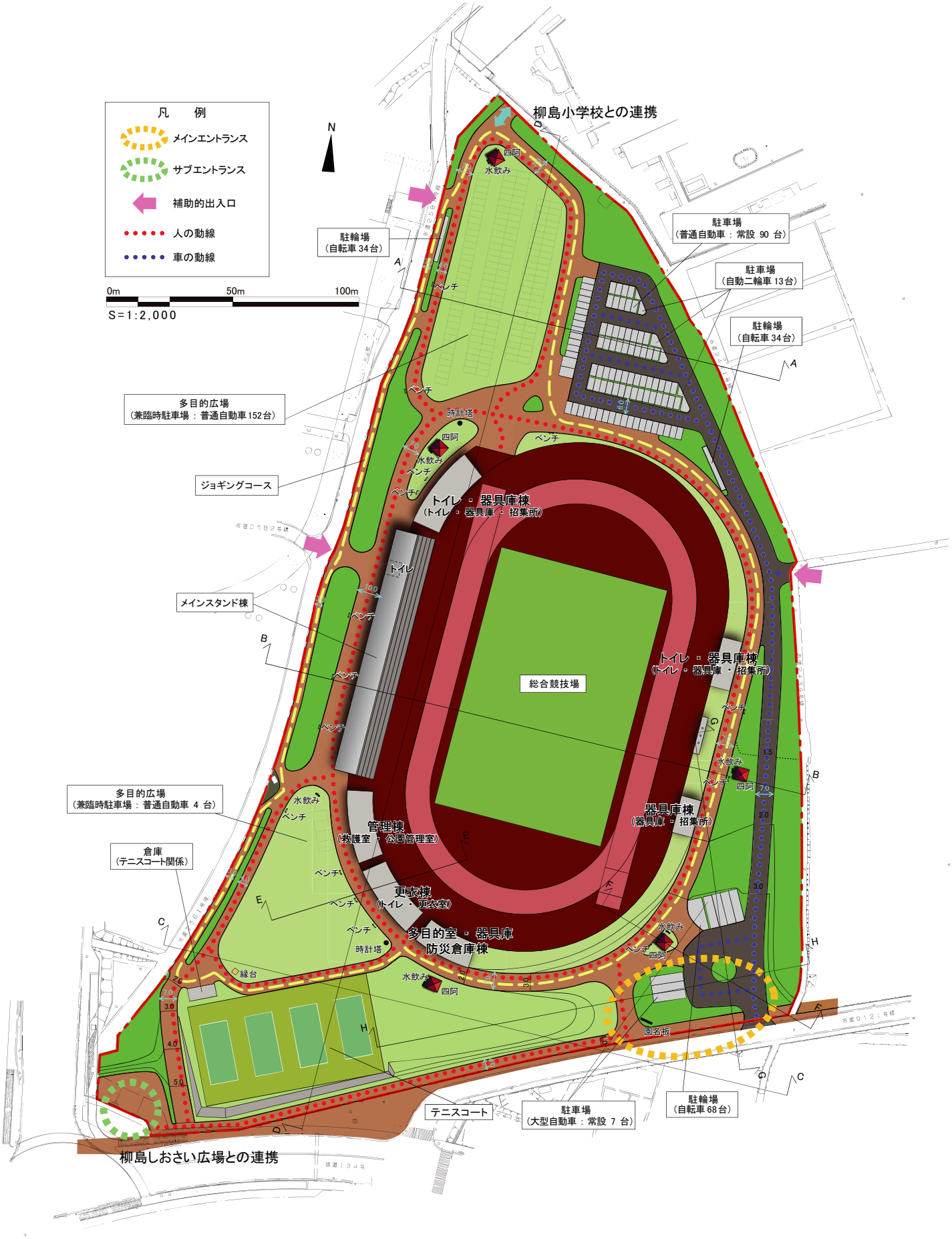

図 5-3-1　土地利用計画図

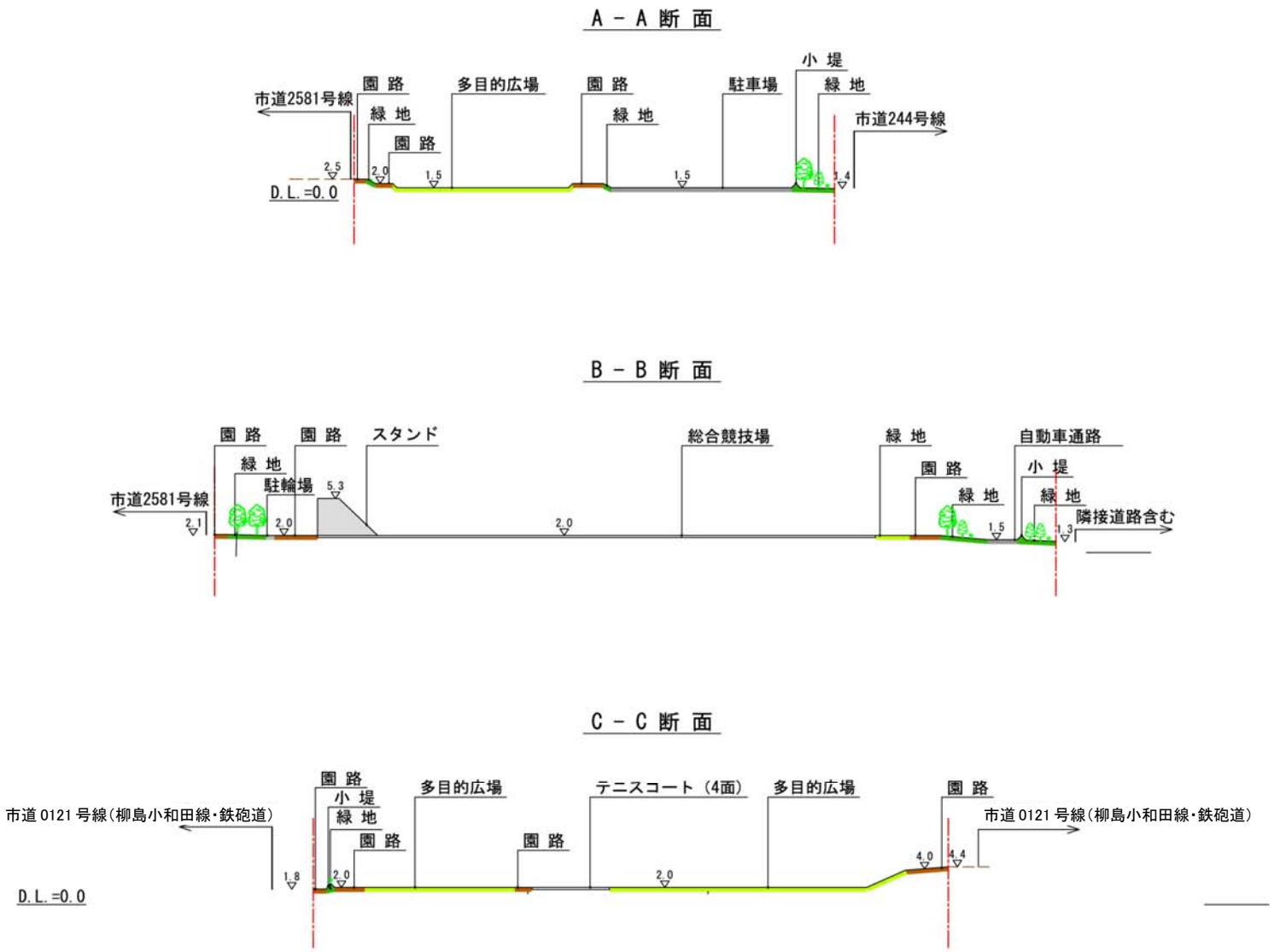
A－A 断 面
市道2581号線
園 路
緑 地
園 路
多目的広場
園 路
緑 地
駐車場
小 堤
緑 地
市道244号線
D.L.=0.0
B－B 断 面
市道2581号線
園 路
緑 地
駐輪場
園 路
スタンド
総合競技場
緑 地
園 路
緑 地
自動車通路
小 堤
緑 地
隣接道路含む
C－C 断 面
市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)
園 路
小 堤
緑 地
園 路
多目的広場
園 路
テニスコート (4面)
多目的広場
園 路
市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)
D.L.=0.0
H=1:1500
V=1:750

図 5-3-2　断面図(1)

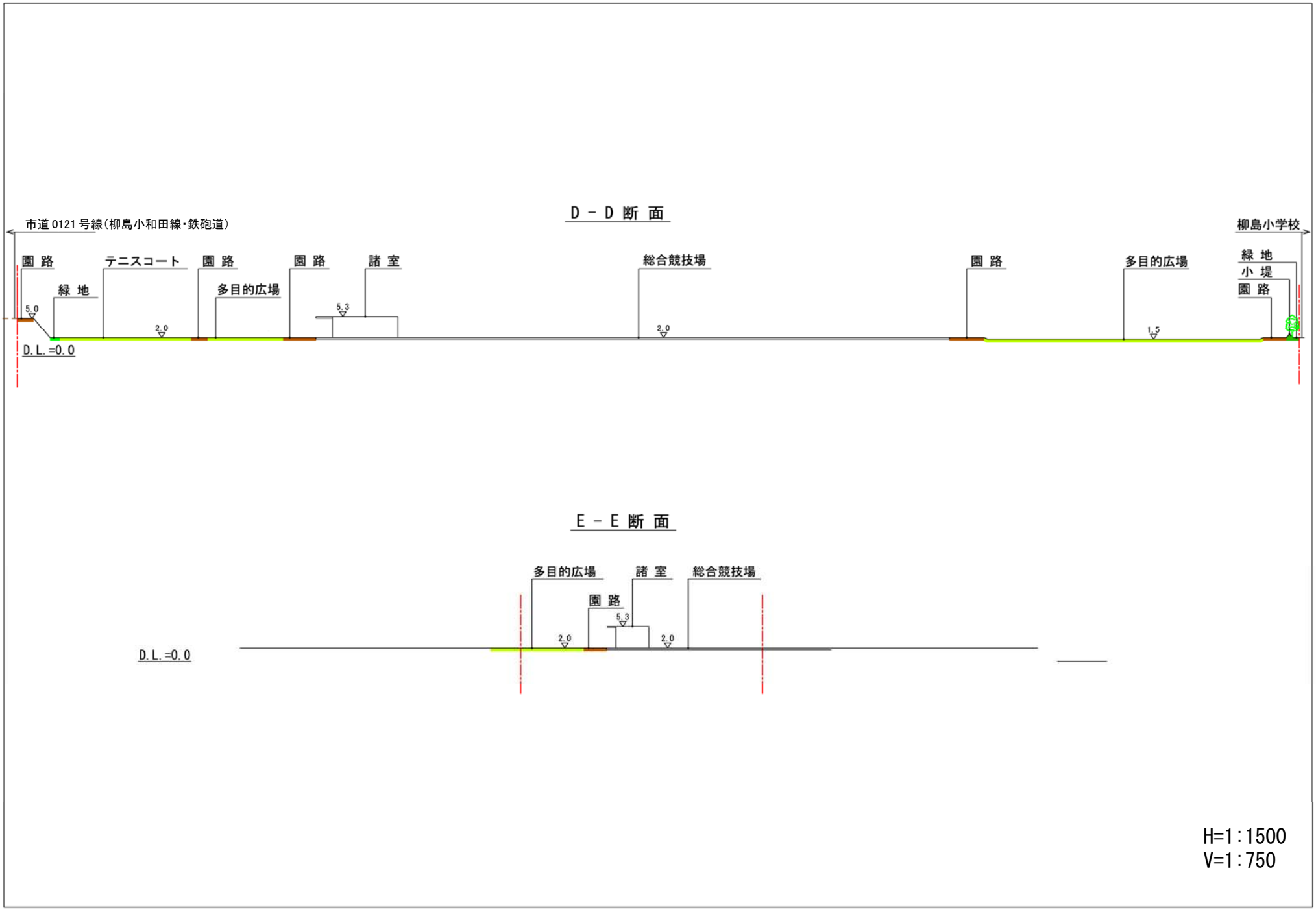
D－D 断 面
市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)
柳島小学校
園 路
テニスコート
園 路
園 路
諸 室
総合競技場
園 路
多目的広場
緑 地
小 堤
園 路
緑 地
多目的広場
5.0
2.0
5.3
2.0
1.5
D.L.=0.0
E－E 断 面
多目的広場
諸 室
総合競技場
園 路
5.3
2.0
2.0
D.L.=0.0
H=1:1500
V=1:750

図 5-3-3　断面図(2)

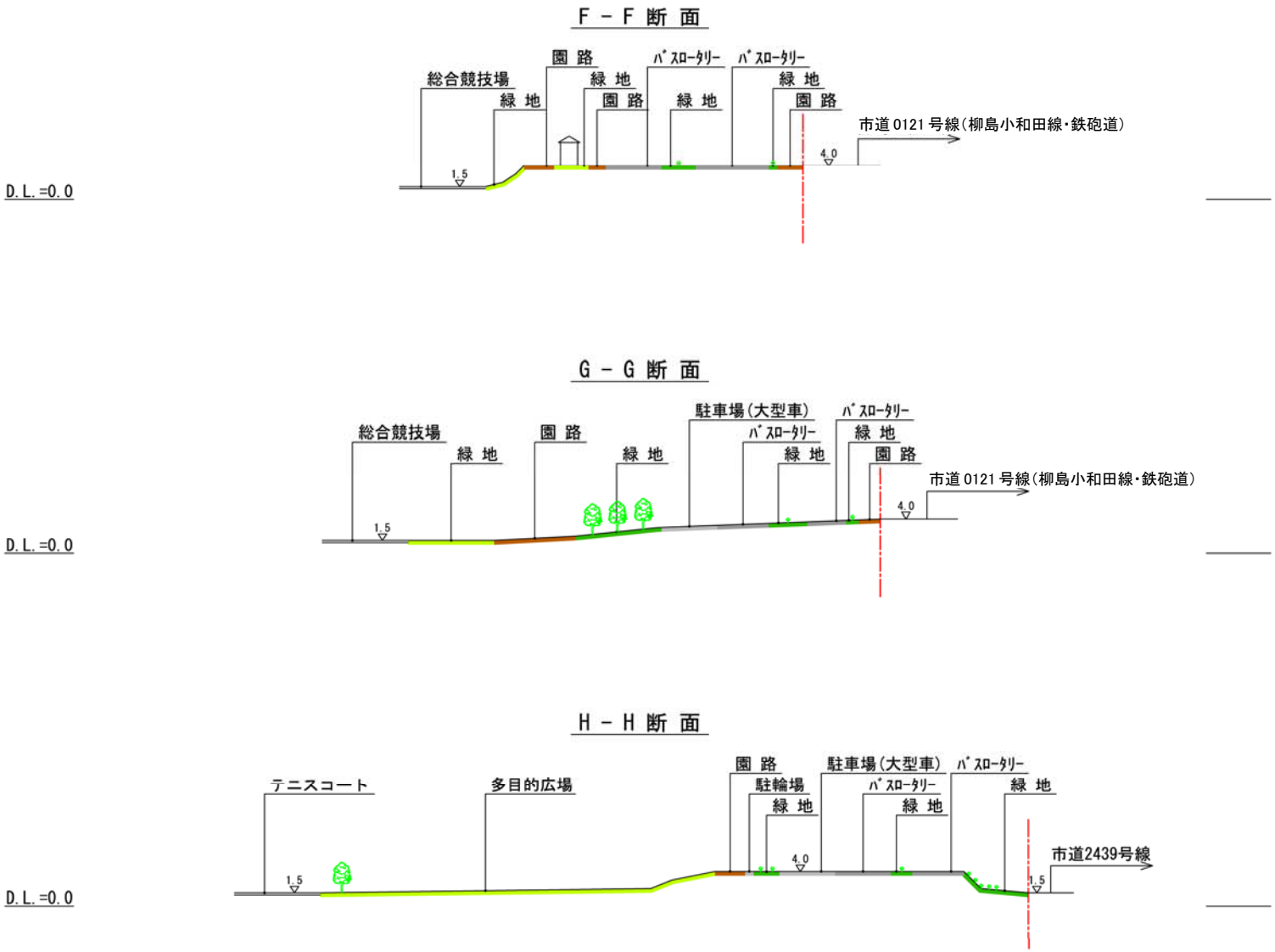
F－F 断面
総合競技場
緑 地
園 路
緑 地
園 路
ﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ
緑 地
ﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ
緑 地
園 路
市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)
1.5
4.0
D.L.=0.0
G－G 断面
総合競技場
緑 地
園 路
緑 地
駐車場(大型車)
ﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ
緑 地
ﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ
緑 地
園 路
市道 0121 号線(柳島小和田線・鉄砲道)
1.5
4.0
D.L.=0.0
H－H 断面
テニスコート
多目的広場
園 路
駐輪場
緑 地
駐車場(大型車)
ﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ
緑 地
ﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ
緑 地
市道2439号線
1.5
4.0
1.5
D.L.=0.0
H=1:1500
V=1:750

図 5-3-4　断面図(3)

（３）雨水流出抑制対策の検討

ア　雨水排除計画方針

（ア）茅ヶ崎市公共下水道整備計画

本市における公共下水道整備計画における降雨強度式は、５年確率の I=5,000／(t+40)※1、雨水流出量は合理式により、Q=C･I･A／360(m3/s)※2、流出係数を C=0.5 として算出しています。また、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例施行規則」（平成 16（2004）年茅ヶ崎市規則第 23 号。以下「まちづくり条例施行規則」という。）では、特定開発事業の目的に応じて定める対象区域の面積１ha あたり 400ｔの浸透能力または貯留能力を有する施設を特定開発事業区域内に設置することが規定されています。

整備事業区域は、図 5-3-5 に示すとおり、茅ヶ崎市公共下水道整備計画外であるため、本整備事業による区域内の雨水対策とともに、整備事業区域内から東側農地を通り、松尾川第一雨水幹線から柳島ポンプ場へ接続する公共下水道整備との調整が必要となります。

このような浸透または貯留能力を有する施設の整備と公共下水道整備の実現により、現況地盤が低く、降雨時の雨水が集まりやすい脆弱な地形条件である整備事業区域と周辺農地の雨水排水状況が改善されます。

※１　I：降雨強度（mm/h）、t：流達時間
※２　Q：雨水流出量（m3/s）、C：流出係数、A:面積（ha）

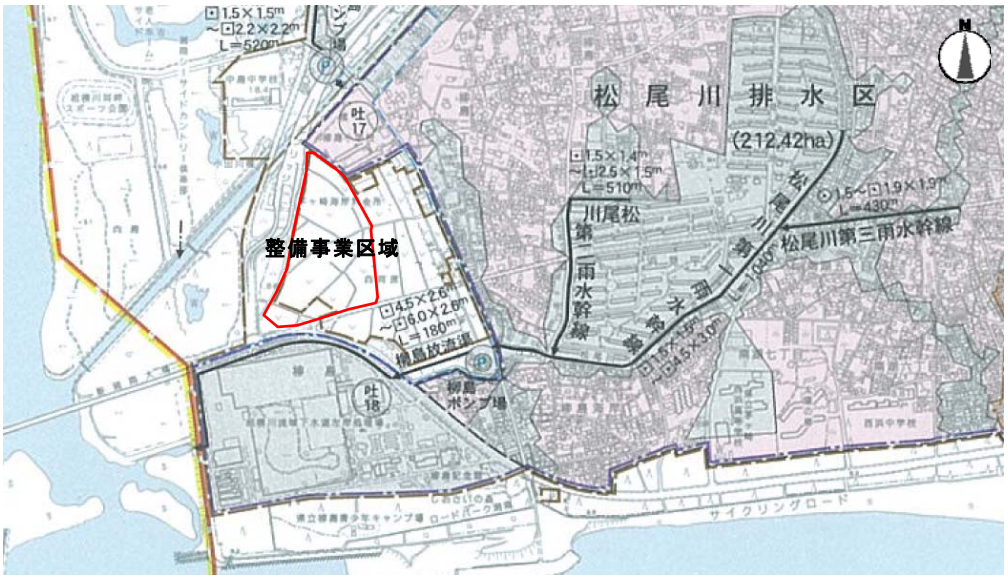

（資料:茅ヶ崎市都市計画下水道事業一般平面図(雨水)）

図 5-3-5　茅ヶ崎市下水道雨水整備計画図

（イ）現況雨水排水状況

整備事業区域の現況雨水は、図 5-3-6 に示すとおり、幅 0.6m～0.7m×高さ 0.35m～0.4m の U 型水路から最下流の幅 0.75m×高さ 0.90m のボックスカルバートに至る既設農業用排水路より、松尾川第一雨水幹線から柳島ポンプ場を経て、最終的に相模川へ放流しています。

なお、この既設農業用排水路は、公共下水道整備計画の雨水流出量に対して断面が不足しています。

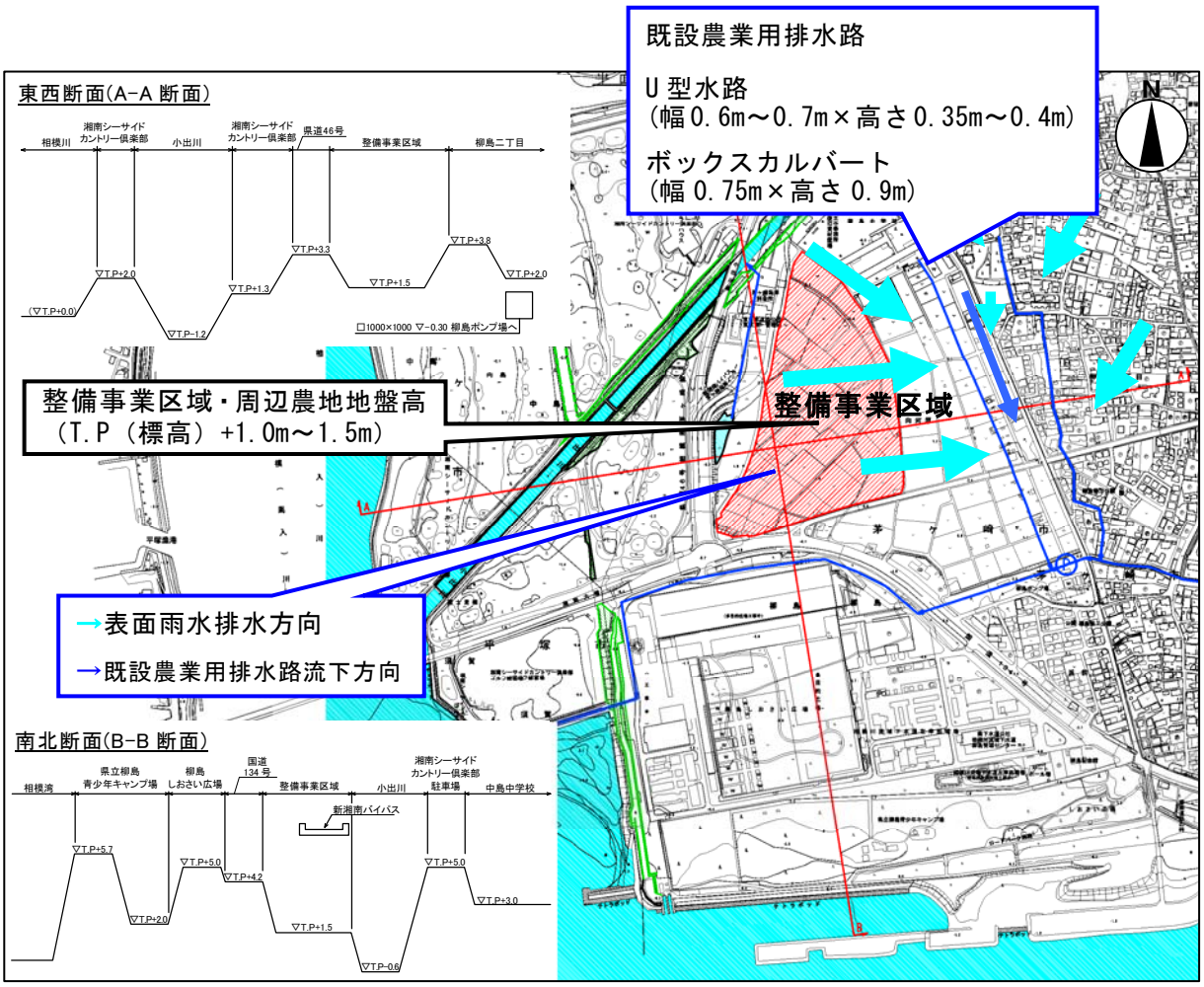

図 5-3-6　現況雨水排水状況図

（ウ）雨水排除方針

整備事業区域及び周辺農地は、既設の松尾川雨水幹線整備及び柳島ポンプ場の整備に伴い、図 5-3-7 に示すとおり、整備事業区域周辺の雨水流出量及び区画割・雨水管の設定がされています。

整備事業区域及び周辺農地の流域は、市道 2436 号線から既設農業用排水路ルートを経て、松尾川第一雨水幹線を経由し、柳島ポンプ場へ流下し、相模川へ放流する計画となっています。

整備事業区域及び周辺農地の雨水排除計画は、この公共下水道整備計画における雨水管の整備と本公園整備事業における調整池整備との整備手法及び手順を調整しながら、今後の雨水排除方針を確定し、調整池の容量を検討します。

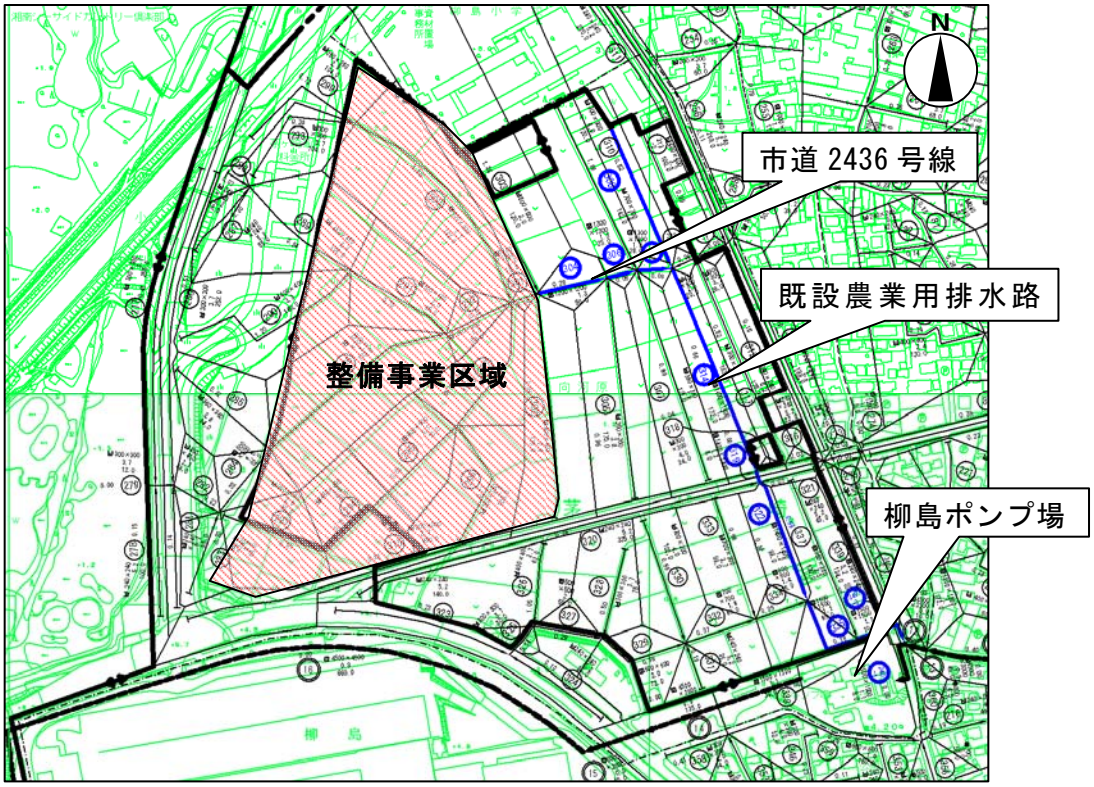

図 5-3-7　茅ヶ崎市公共下水道整備計画における雨水排除計画

イ　雨水調整池の配置・構造

（ア）配置検討

限られた公園敷地において、公園施設の規模や配置、地質状況等を考慮するとともに、多様な利用に対応できる空間を確保するため、調整池は「オープン式」でなく「地下式」調整池とします。

配置箇所は、調整池の維持管理を考慮し、図 5-3-8 に示すとおり、北側常設駐車場地下とします。

図 5-3-8　調整池配置図

（イ）構造検討

調整池の構造は、上部の駐車場利用に対して十分な強度を有し、また、施工性、維持管理性等を総合的に判断して、管理者が調整池内に入れる内空高 2.5m を確保したプレキャストコンクリート製地下式調整池を基本とします。

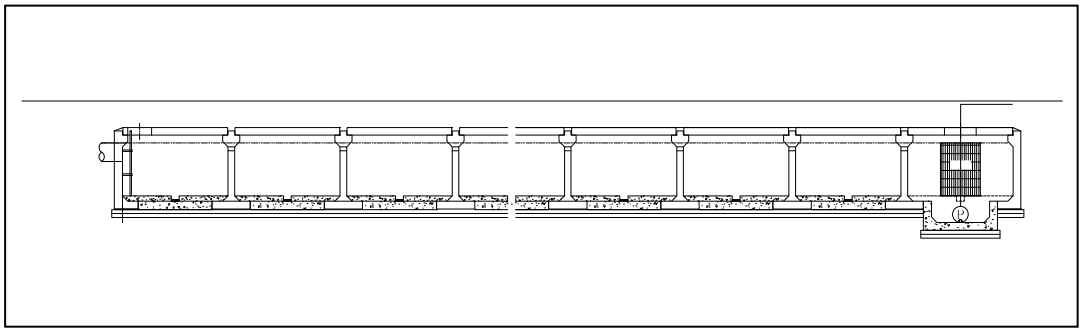

図 5-3-9　プレキャストコンクリート製地下式調整池構造イメージ図

（４）植栽の概要

ア　前提条件の整理

（ア）運動施設の利用とともに、公園としての機能が求められます。
（イ）総合競技場、テニスコート、多目的広場、ジョギングコース等が配置されます。
（ウ）自然条件に適応した種を用います。
（エ）種の選定においては、潜在自然植生を考慮します。
（オ）将来的な姿を見据えた植栽とします。
（カ）利用形態にあった管理を行います。

イ　基本的な考え方

整備事業区域の現況、前提条件、上位関連計画での位置付け等から、基本的な考え方を次に示すとおりとします。

（ア）植物相を豊かにする種構成とし、新たな自然環境・景観を創出します。
（イ）潜在自然植生に配慮した種構成とします。
（ウ）休憩場所としての活用等、公園・運動施設利用者の快適性を向上させます。
（エ）身近にみどりを楽しめ、心を癒すような種構成・配置とします。
（オ）周辺環境（音、景観、日照等）への影響に配慮します。
（カ）落葉による影響等、運動施設の機能を阻害しないよう配慮した種構成・配置とします。
（キ）耐潮性、耐風性を考慮します。
（ク）将来的な姿を見据えた植栽とします。
（ケ）利用形態にあった管理手法を考慮します。

ウ　植栽計画の策定

植栽計画は図 5-3-10 に示す植栽配置計画図とともに、次に示すとおりとします。

（ア）新たな自然環境・景観の創出

潜在自然植生※1 であるイノデータブ群集※2 の構成種を参考に、植生スペースを考慮し、バランスよく植栽します。

※１　人間の影響がなくなった場合に、気候や立地条件から成立するであろう自然植生を理論的に類推したもの。
※２　高木層にタブノキ等が優先する植物群集。

ａ　主な植栽樹種

タブノキ、マテバシイ、
シロダモ、ヤブニッケイ、トベラ　等

イメージ写真　タブノキ

（イ）周辺環境（音、景観、日照、風）への影響を配慮した植栽

a　周辺環境（音、景観、日照、風）への影響を低減させる配置とします。

b　隣接する農地への影響に配慮し、整備事業区域東側は、境界側から低木、中木、高木を配置し、隣接する農地への日照や眺望確保に配慮し、植栽による音・風対策を行います。

c　柳島小学校への影響に配慮し、整備事業区域北側の柳島小学校付近は、低木、中木、高木を配置し、植栽による音・風対策を行います。

d　整備事業区域南西側サブエントランス付近には、低木、中木を配置し、風、特に南西からの風対策を行います。

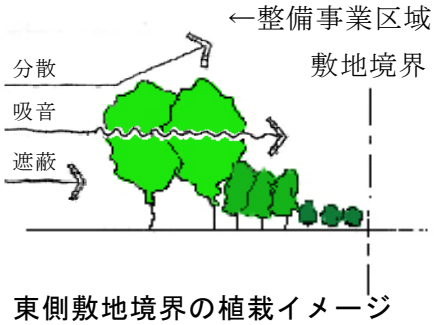

東側敷地境界の植栽イメージ

（ウ）快適性を向上させるための植栽

a　多目的広場内に中木、高木を植栽し、緑陰を確保します。

b　エントランス付近は低木主体の植栽とし、視野を確保します。

c　整備事業区域西側については、隣接する市道 2581 号線からの視野を確保するため、高木、低木を主体とした植栽とします。

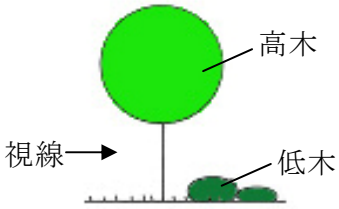

西側敷地境界の植栽イメージ

（エ）身近にみどりが楽しめる植栽

公園への来園者が四季折々にみどりを楽しめるよう、花木や実がなる樹種等を植栽します。

a　主な植栽樹種例

（a）花のなる木

春の花：コブシ・モクレン類・ウツギ類・ツツジ類・ヤマブキ・コデマリ・ユキヤナギ・レンギョウ・ハナミズキ　等

夏の花：サルスベリ・ナツツバキ・ムクゲ・アジサイ・ビョウヤナギ　等

秋の花：キンモクセイ　等
冬の花：サザンカ・カンツバキ　等

（ｂ）紅葉
イロハモミジ・ドウダンツツジ　等

（ｃ）実のなる木（食餌植物）
ネズミモチ・エゴノキ・ハナミズキ　等

（ｄ）香りのする樹木
ジンチョウゲ・クチナシ・キンモクセイ　等

春の花

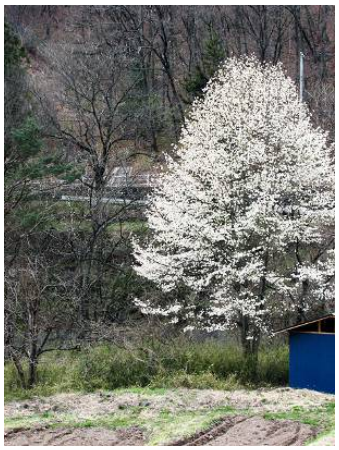
コブシ

ヤマブキ

コデマリ

レンギョウ

ハナミズキ

ハナミズキ紅葉

夏の花

サルスベリ

ムクゲ

ナツツバキ

アジサイ

ビョウヤナギ

秋の花

キンモクセイ

冬の花

サザンカ

香りのする木

ジンチョウゲ

クチナシ

実のなる木

エゴノキ

（オ）運動施設機能に配慮した植栽

a　競技場周辺には、落ち葉による競技等への影響を少なくするため、落葉広葉樹の植栽は控える等、運動施設の機能を損なわない樹種、配置とします。

b　テニスコート東側には、中木を配置し、植栽による風対策を行います。

（カ）耐潮性、耐風性を考慮した植栽

「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例逐条解説」（平成19(2007)年１月）及び「湘南なぎさデザインガイドライン」等を参考にし、表5-3-2に示す耐潮性、耐風性のある樹種を取り入れます。

なお、植栽樹木の風対策として、根が活着するまで、防風ネットを設置します。

表5-3-2　主な耐潮性、耐風性樹種例

植栽候補種	耐潮性	耐風性
シロダモ	○	－
サンゴジュ	○	－
タブノキ	－	○
マテバシイ	－	○
ユズリハ	○	－
キョウチクトウ	○	－
ヤマモモ	○	○
モッコク	○	－
イチイ	○	－
クロマツ	○	○
マキ	○	－
アカマツ	－	○
シラカシ	－	○
ヒメユズリハ	－	○
ヤブニッケイ	－	○
アオキ	－	－
ウバメガシ	○	－
ジンチョウゲ	○	－
トベラ	○	○
シャリンバイ	○	－
イボタノキ	○	○
ツゲ	○	－
マサキ	○	○

（キ）将来的な姿を見据えた植栽

将来的に、高木を植栽しつつ視野を確保する箇所や、林を形成させることを目的とする箇所にあった樹種や配置とします。

（ク）利用形態にあった管理

視野を確保する箇所については、枝下の空間を維持できるような管理を実施し、将来的に林を形成させる箇所については、自然の遷移にまかせる等、利用形態にあった管理を実施します。

図 5-3-10　植栽配置計画図

（５）景観の考え方

ア　現況把握

（ア）整備事業区域及び周辺は農業振興地域であり、現況でも農業が営まれています。

（イ）現況が畑地であり、営農されていることから、現況の植生は人為的影響が大きいものとなっています。

（ウ）整備事業区域及び周辺は、海や川に近いため、海からの風が吹いています。

（エ）周辺には、歩道橋、新湘南バイパス、ベルブリッジ等の人工物が隣接しています。

（オ）晴れた日には整備事業区域の周辺では、富士山をはじめ丹沢の景色も眺めることができます。

イ　前提条件

（ア）運動施設を整備します。

（イ）公園機能を確保します。

（ウ）色彩・形態意匠については、「景観計画」や「湘南なぎさデザインガイドライン」に準拠します。

ウ　課題

（ア）周辺環境や、現況の、茅ヶ崎をイメージさせる自然環境（緑・海・川・風等）と、新たに創り出す環境とを調和させる必要があります。

（イ）整備事業区域の立地条件と関連した茅ヶ崎らしさを創出する必要があります。

（ウ）運動公園として、公園の基本テーマに基づいたイメージを創る必要があります。

（エ）周辺に位置する既存の人工物との調和に配慮する必要があります。

エ　公園デザインコンセプトの選定

現況把握、前提条件、課題を受け、次の３案のデザインコンセプトを検討対象としました。

（ア）コンセプト案１

主に曲線を活かし、“波の動き”、“水の流れ”、“風の流れ”の心地よさ・さわやかさを想像させる空間を創出します。

※キーワード

茅ヶ崎らしさ⇒海・川・風⇒波・水・風⇒心地よさ・さわやかさ
⇒曲線を活かしたデザイン
（→現況の自然環境との調和、茅ヶ崎らしさの創出）

（イ）コンセプト案２

主に直線を活かし、“スポーツ”から感じられる力強さ・スピード感を想像させる空間を創出します。

※キーワード

運動公園⇒スポーツ・運動⇒力強さ・スピード感⇒直線を活かしたデザイン
（→運動公園としてのイメージに配慮）

（ウ）コンセプト案３

新たに造り出す自然環境や隣接する農地と一体となった、“土”や“みどり”を想像させる空間を創出します。

※キーワード

周辺農地、公園内の新たな植栽⇒農地・自然環境
⇒土・みどりをイメージさせるデザイン
（→周辺環境・新たな自然環境との調和）

前述の公園デザインコンセプト３案の検討及び推進委員会での意見を踏まえ、公園デザインコンセプトは次に示すとおりとします。

デザインコンセプト

周辺の自然環境や景観と調和した、“茅ヶ崎らしさ”を想像させる空間を創出する。

※茅ヶ崎らしさ⇒海・川・風⇒波・水・風⇒心地よさ・さわやかさ

地点１：メインエントランスから西側方向を望む

地点２：北側多目的広場から南側方向を望む

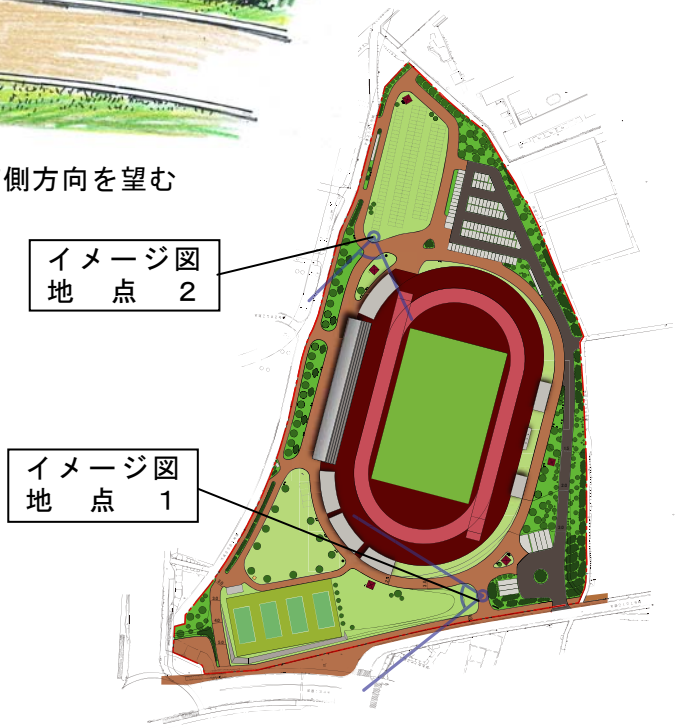

図 5-3-11　イメージ図

第６章　概算工事費の算定

概算工事費の算定結果は、表 6-1 に示すとおりとします。

表 6-1　概算工事費

項目	初期整備工事費（千円）	将来整備工事費（千円）
調整池工事	808,000	
下水道整備工事	204,000	
公園内排水工事	65,000	
共同溝等工事	245,000	60,000
土工事	165,000	
競技場等工事		
総合競技場･テニスコート工事	1,097,000	313,000
スタンド建築工事	508,000	30,000
スタンド屋根工事	45,000	180,000
公園施設工事	608,000	
道路整備工事	120,000	99,000
計	3,865,000	682,000
消費税(5%)込み総計	4,058,250	716,100

初期整備･将来整備工事費　計	4,547,000
消費税(5%)込み総計	4,774,350

※整備は段階的な整備を予定しています。
※共同溝等工事は、電線共同溝、ガス、水道工事等を仮定し算出しています。また、周辺の電線共同溝は将来整備するものと仮定して算出しています。
※総合競技場は、照明設備を初期整備において配管整備のみを行い、照明塔については、将来整備するものと仮定して算出しています。
※テニスコートは、照明設備を初期整備するものと仮定して算出しています。
※スタンド屋根は、初期整備でスタンド内に基礎部のみを構築しておき、屋根本体は、将来、観覧者の健康や安全等を考慮して整備するものと仮定して算出しています。
※公園施設工事は、園路、植栽、駐車場等の施設工事を仮定して算出しています。
※道路整備工事は、公園に接する市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）歩道部を初期整備し、周辺の道路整備については将来整備するものと仮定して算出しています。

第７章　事業スケジュール

開園に向けたスケジュールは、表 7-1 に示すとおりとします。

基本計画・基本設計及び実施設計終了後、工事期間を平成 26(2014)～平成 28(2016)年度とし、平成 28(2016)年度末に開園を予定しています。

表 7-1　事業スケジュール

項目＼年度	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
基本計画･基本設計									
実施設計									
都市計画決定									
都市計画決定･事業認可									
用地関係									
用地取得									
工事									
造成工事 公園施設工事									
建築工事 設備工事等									

※事業スケジュールは、都市計画決定、事業認可申請、用地取得等により変更することがあります。

第８章　今後の管理運営のあり方

本市のスポーツ施設は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として、「指定管理者制度」を導入しています。

本公園においては、「指定管理者制度」の他に「ＰＦＩ方式」等、民間の資金、活力、専門的知識・経験の導入を念頭においた管理運営計画を検討の一つとして施設の目的に合った管理運営方式をさらに検討していきます。

１　管理について

（１）「まちづくり条例施行規則」に基づき、公園外周部には柵（フェンス）を設置し、また、車止めを設置する等により、人、自動車、自転車等の立ち入り・進入制限区域を設定し、安全面を確保した管理を行います。

（２）閉鎖する箇所と人が通れる箇所を明確にした上で、防犯灯や防犯カメラ、緊急通報装置等の防犯設備の設置や公園利用時間の設定、見通しを確保した植栽等により、安全・防犯面を確保した管理を行います。

（３）夜間照明を設置するにあたっては、「まちづくり条例施行規則」に基づき、設置するとともに、周辺農地へ影響がない配置とします。

２　運営について

（１）本市南西部におけるスポーツ施設の中心的役割としての利用を行います。

（２）総合競技場、テニスコート、駐車場等の利用料金については、受益者負担の原則（負担の公平、資源配分の効率性、財政上の収入確保）に基づき、詳細な検討を行いながら、適正な収入確保を図るものとします。

（３）利用料金については、受益者負担の原則、施設にかかる管理運営費用を考慮した中で、周辺施設の実態や他の自治体の実例を調査し設定します。

（４）運営計画における、スポーツ大会以外の多様な事業展開を検討する際、公園としての機能を損なわない事業を行う必要があり、収入確保の詳細については、必要に応じて専門家によるマーケティング調査を行います。

（５）補足的収入源確保については、昨今の社会・経済状況や市の財政状況を踏まえた中で、新たな収入源確保として、収益事業プログラム等の提案、企業の社会還元事業の参加等を検討します。

第９章　今後の課題

１　環境の保全・創出

本事業は、公園として整備するにあたり、整備事業区域及びその周辺の植物や動物の生育・生息状況や土地の履歴を把握するため、「自然環境評価調査概要報告」とは別に、本公園整備のために実施する、動植物を対象とした自然環境現地調査結果や土地履歴調査結果を踏まえ、新たに配慮が必要な動植物や土地の履歴が確認された場合、その保全対策を検討します。

２　防災対策

（１）本公園は、市南西部の防災拠点として、浜見平地区との防災上の機能や役割の分担を検討し、災害発生時には相互連携を図っていきます。また、本公園内への緊急物資の物流機能確保のため、ヘリコプターの離着陸場となりうる空間、備蓄機能確保のため防災倉庫等の整備、通信機能等を備え、災害時には防災機能を発揮できる施設、市民の避難地としての面的確保について詳細な検討をします。

（２）本公園の施設選定にあたっては、防災機能を確保できる施設を選定します。

（３）「復興時での活動場所」としての機能を確保できるよう、施設の重要度に応じて液状化対策を検討します。

（４）非常用電源設備、通信、放送施設等の検討をします。

３　造成

（１）本公園へのアクセスに対応したエントランスを確保するために、市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）との高低差処理を法面形状にします。

（２）造成にあたっては、コストに配慮した運土計画を検討します。

（３）既存の施設（擁壁等）や周辺農地への影響等、環境面や安全面に配慮した造成計画を検討します。

４　施設

（１）導入する運動施設については、関係機関と協議を行い、詳細を検討します。

（２）循環型社会や低炭素社会づくりに配慮し、リサイクル材を活用した施設や、資源リサイクルを積極的に推進します。

（３）「製造物責任法（ＰＬ法）」（平成６（1994）年法律第 85 号）を遵守した施設を選定します。

（４）「県バリアフリー条例」や、可能な限りバリアフリーを考慮した施設を選定します。

（５）設計段階で管理コストの少ない公園施設を検討します。

５　調整池・排水

（１）土地利用計画や各施設の配置等に合わせ、調整池容量・配置・構造について、詳細を検討します。

（２）公園周辺に小堤防を構築する等、公共下水道の事業計画の認可による計画降雨(50mm/hr)以上で調整池から溢れ出た公園内の雨水を一時貯留させるための造成を検討します。

６　景観

「景観計画」や「湘南なぎさデザインガイドライン」に準拠し、公園施設の色彩・形態意匠について、詳細を検討します。

７　植栽

土地利用計画や各施設の配置等の詳細検討に伴い、「自然環境評価調査概要報告」とは別に、本公園整備のために実施する、動植物を対象とした自然環境現地調査結果を踏まえ、植栽樹種・配置について、詳細な検討を行います。

８　交通対策

（１）公園利用による自動車の発生交通量の処理については、関係機関（神奈川県警察）等の協議を踏まえ、整備事業区域周辺の道路整備内容の詳細を検討します。

（２）本公園に接する市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）の歩道拡幅を踏まえた整備内容の詳細を検討します。

９　事業費

（１）国庫補助金等を活用しながら、良好な公共サービスを提供していくために、民間資金の活用や補助的収入源の確保等について検討します。

（２）ライフサイクルコストを含めた事業費の縮減対策を検討します。

10　事業手法・工程

（１）事業コストの削減や質の高いサービスを提供するための「ＰＦＩ方式」等の民間の資金、経営能力及び技術能力の活用を検討します。

（２）事業費の縮減となる事業工程を検討します。

11　都市計画決定手続き・用地取得

（１）事業費の縮減となる事業工程の検討に伴い、最適な都市計画決定手続きや用地取得の時期を検討します。

（２）本公園の整備に向けた用地取得の方法について検討します。

12　管理運営

（１）土地利用計画や各施設の配置等の詳細検討に伴い、管理運営の詳細について検討します。

（２）スポーツ施設の夜間照明設備の設置等、夜間利用について検討します。

（３）施設の活用にあたっては、公共性や公益性を十分考慮し、必要に応じて専門家によるマーケティング調査を行います。

（４）施設の利用料金について、周辺施設を踏まえた有料化について検討します。

（５）イベントの企画、開催、各種レクリエーションスポーツ等の指導教室等について検討します。

13　周辺農地等との連携

（１）周辺の営農状況を踏まえたスポーツの場の提供による雇用創出等の経済的効果を生む施設整備について検討します。

（２）本公園の施設を活用し、観光的な視点も含めたイベントの企画、地場産業の紹介や販売等、地域のイメージ向上となり、地域経済の活性化を図るような利用について検討します。

（３）本公園内の多目的広場や駐車場等の施設内容の詳細については、周辺農地との連携した整備を考慮することにより一体的な相互利用が図られるように検討します。

資　料　編

1　茅ヶ崎市の概要

（１）公園・運動施設等の整備状況

ア　茅ヶ崎市内の民間テニスコート（平成 22(2010)年６月現在）

本市の民間テニスコートの整備状況は次に示すとおりとなっています。

図中番号	名　称	住　所	コート数	備　考
⑤	テニスガーデン茅ヶ崎	小桜町 3－4	2	砂入り人工芝
⑥	アポロンヒルズテニス＆フットサルクラブ	赤羽根 3547	1	フットサル兼用
⑦	湘南インドアテニスララブ	元町 14－1	6	1 階 3 面、2 階 3 面
⑧	パームインターナショナルスポーツクラブ	甘沼 140	4	全天候 2 面、 砂入り人工芝 2 面
⑨	湘南ローンテニスクラブ	香川 7－12－1	11	人工芝 3 面、クレー8 面、 フットサル兼用 2 面
⑩	湘南テニスクラブ	堤 1470	3	全天候
⑪	荏原湘南スポーツセンターIN 茅ヶ崎	出口町 11-7	3	人工芝

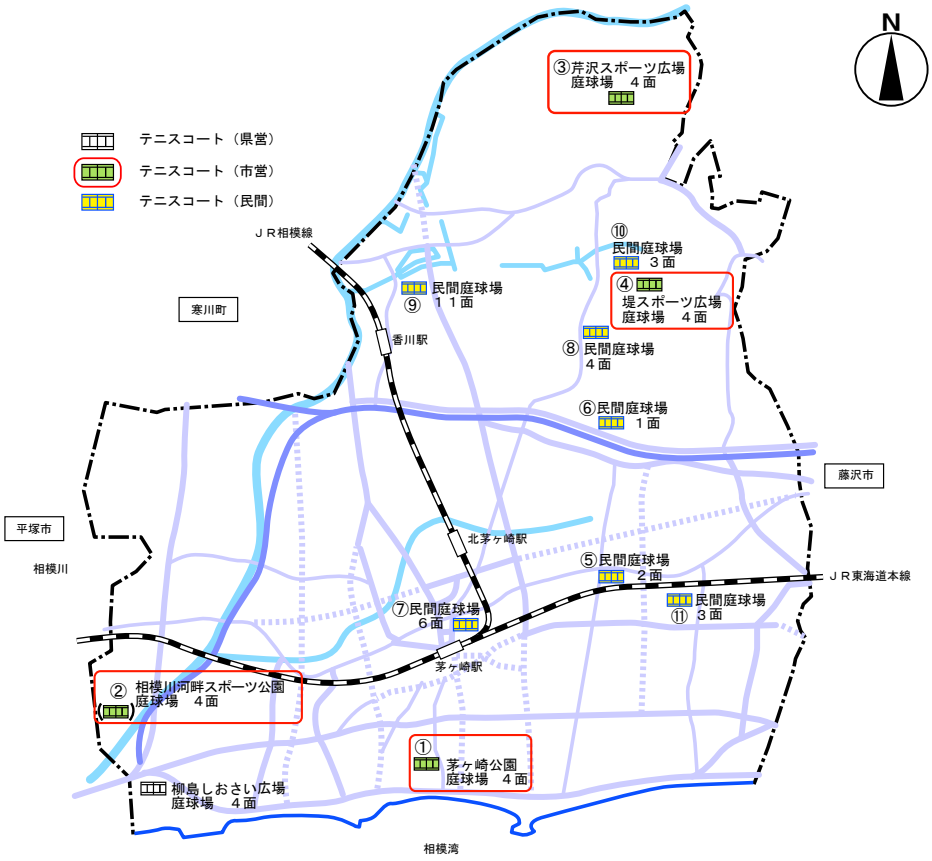

イ　相模川河畔スポーツ公園利用者数

平成 16(2004)～平成 20(2008)年度の利用者数は次に示すとおりとなっています。

年度	陸上競技場（人）	庭球場（人）
平成 16(2004)年度	10, 555	19, 018
平成 17(2005)年度	12, 757	23, 534
平成 18(2006)年度	11, 921	24, 673
平成 19(2007)年度	12, 932	22, 604
平成 20(2008)年度	9, 474	20, 806

（２）防災施設の整備状況

ア　広域避難場所一覧表

本市の広域避難場所の整備状況は次に示すとおりとなっています。

避難場所番号	名　　称	要　避　難　地　区		
		総　面　積（㎡）	収容可能人口（人）	地　区　名
1	スリーハンドレッド クラブゴルフ場	602,000.00	240,800	高田一～五丁目、香川、松風台、西久保（一部）、円蔵一・二丁目、円蔵（一部）、赤羽根（一部）、室田一・二丁目、室田三丁目（一部）
2	湘南カントリー クラブ　ゴルフ場	800,000.00	320,000	小和田一～三丁目、菱沼一～三丁目、小桜町（一部）、代官町、堤（一部）、室田三丁目（一部）、本宿町、赤松町、松林一・三丁目、松林二丁目（一部）、赤羽根（一部）
3	梅田小・中学校 市役所 中央公園 総合体育館	107,188.82	35,680	矢畑（一部）、南湖一丁目、浜之郷（一部）、十間坂一～三丁目、円蔵（一部）、茅ヶ崎一～三丁目、新栄町、元町、西久保（一部）
4	県立茅ヶ崎高等学校 京急茅ヶ崎自動車学校	45,871.12	13,540	本村一～五丁目、茅ヶ崎、小桜町（一部）、室田三丁目（一部）、松林一丁目、松林二丁目（一部）
5	県立茅ヶ崎西浜高等学校	31,509.56	12,600	南湖二～七丁目、柳島海岸
6	茅ヶ崎公園	55,623.00	17,100	共恵一・二丁目、中海岸一～四丁目、東海岸北一丁目、東海岸南一・三丁目
7	茅ヶ崎ゴルフ場 浜須賀小学校	226,015.73	88,090	幸町、若松町、ひばりが丘、出口町、松が丘一・二丁目、東海岸北二～五丁目、旭が丘、美住町、平和町、松浪一・二丁目、富士見町、東海岸南二丁目、菱沼海岸、東海岸南四～六丁目、白浜町、浜須賀、浜竹一～四丁目、汐見台、常盤町、緑が浜

（出典：茅ヶ崎市地域防災計画　資料編(平成 21(2009)年6月修正)）

イ　整備事業区域周辺の主な避難場所

整備事業区域周辺の主な避難場所の整備状況は次に示すとおりとなっています。

広域避難場所５「県立茅ヶ崎西浜高等学校」

・要避難地区（南湖二～七丁目、柳島海岸、人口約 11,300 人）

・収容可能人口　12,600 人

（資料：茅ヶ崎市地域防災計画　資料編（平成 21(2009)年６月修正）を基に作成）

ウ　防災公園等の体系

防災公園の種類等は次に示すとおりとなっています。

種　類	公園種別	規　模	役　割
広域防災拠点の機能を有する都市公園	広域公園　等	面積おおむね 50ha 以上	大震火災等が発生した場合において、主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園
広域避難地の機能を有する都市公園	都市基幹公園 広域公園　等	面積 10ha 以上 （周辺の公共施設その他の用に供する土地と一帯となって、避難地としての面積が 10ha 以上となるものを含む）	大震火災等が発生した場合において、主として一つの市町村の区域に居住するものの広域的避難の用に供する都市公園 なお、被害の状況、防災関連施設の配置に応じて広域防災拠点の役割を担う場合もある
一時避難地の機能を有する都市公園	近隣公園 地区公園　等	面積 1ha 以上 （周辺の市街地と一体となって、1ha 以上となるものも含む）	大震火災等の災害発生時において主として近隣の住民の一時避難の用に供する都市公園

（資料：防災公園計画・設計ガイドライン：建設省（現国土交通省）都市局公園緑地課他監修、財団法人都市緑化技術開発機構(平成 11(1999)年８月策定)を基に作成）

エ　広域避難場所の設置箇所と収容充足率

広域避難場所の収容充足率等は次に示すとおりとなっています。

広域避難場所		1	2	3	4	5	6	7
		スリーハンドレッドクラブゴルフ場	湘南カントリークラブゴルフ場	梅田小・中学校 市役所 中央公園 総合体育館	県立茅ヶ崎高等学校 京急茅ヶ崎自動車学校	県立茅ヶ崎西浜高等学校	茅ヶ崎公園	茅ヶ崎ゴルフ場 浜須賀小学校
総面積（㎡）	A	602,000	800,000	107,189	45,871	31,510	55,623	226,016
収容可能人口（人）	B	240,800	320,000	35,680	13,540	12,600	17,100	88,090
収容密度（㎡／人）	A／B	2.50	2.50	3.00	3.39	2.50	3.25	2.57
要避難地区人口（人）	C	33,527	31,139	28,879	10,743	11,297	13,435	60,762
充足率	B／C	7.18	10.28	1.24	1.26	1.12	1.27	1.45
平成32年推計人口								
茅ヶ崎	1,063				1,063			
茅ヶ崎1丁目	822			822				
茅ヶ崎2丁目	1,022			1,022				
茅ヶ崎3丁目	8			8				
元町	1,397			1,397				
若松町	2,533							2,533
幸町	1,970							1,970
新栄町	730			730				
本村1丁目	1,291				1,291			
本村2丁目	1,112				1,112			
本村3丁目	1,376				1,376			
本村4丁目	1,455				1,455			
本村5丁目	2,186				2,186			
十間坂1丁目	1,888			1,888				
十間坂2丁目	1,013			1,013				
十間坂3丁目	1,481			1,481				
共恵1丁目	2,042						2,042	
共恵2丁目	1,168						1,168	
南湖1丁目	907			907				
南湖2丁目	1,554					1,554		
南湖3丁目	1,668					1,668		
南湖4丁目	2,248					2,248		
南湖5丁目	1,914					1,914		
南湖6丁目	1,302					1,302		
南湖7丁目	499					499		
中海岸1丁目	1,207						1,207	
中海岸2丁目	1,254						1,254	
中海岸3丁目	1,341						1,341	
中海岸4丁目	2,769						2,769	
東海岸北1丁目	764						764	
東海岸北2丁目	2,286							2,286
東海岸北3丁目	1,971							1,971
東海岸北4丁目	3,160							3,160
東海岸北5丁目	2,846							2,846
東海岸南1丁目	1,745						1,745	
東海岸南2丁目	2,166							2,166
東海岸南3丁目	1,145						1,145	
東海岸南4丁目	1,250							1,250
東海岸南5丁目	1,228							1,228
東海岸南6丁目	1,847							1,847
【　茅ヶ崎地区　】	61,627							
萩園	10,319							
平太夫新田	646							
西久保	3,588	1,794		1,794				
円蔵	4,384	2,192		2,192				
円蔵1丁目	2,066	2,066						
円蔵2丁目	1,988	1,988						
矢畑	8,440			8,440				
浜之郷	7,185			7,185				
下町屋1丁目	144							
下町屋2丁目	1,096							
下町屋3丁目	1,511							
今宿	6,116							
中島	4,038							
松尾	1,232							
柳島	272							
柳島1丁目	1,942							
柳島2丁目	1,971							
柳島海岸	2,112					2,112		
【　鶴嶺　地区　】	59,054							

広域避難場所		1	2	3	4	5	6	7
		スリーハンドレッドクラブゴルフ場	湘南カントリークラブゴルフ場	梅田小・中学校 市役所 中央公園 総合体育館	県立茅ヶ崎高等学校 京急茅ヶ崎自動車学校	県立茅ヶ崎西浜高等学校	茅ヶ崎公園	茅ヶ崎ゴルフ場 浜須賀小学校
香川	0	0						
香川1丁目	2,893	2,893						
香川2丁目	1,745	1,745						
香川3丁目	1,389	1,389						
香川4丁目	2,705	2,705						
香川5丁目	883	883						
香川6丁目	1,732	1,732						
香川7丁目	575	575						
甘沼	5,422							
赤羽根	6,723	3,362	3,361					
高田1丁目	1,253	1,253						
高田2丁目	1,413	1,413						
高田3丁目	1,189	1,189						
高田4丁目	1,736	1,736						
高田5丁目	384	384						
室田1丁目	725	725						
室田2丁目	1,622	1,622						
室田3丁目	683	228	228		227			
松風台	1,653	1,653						
松林1丁目	1,685		843		842			
松林2丁目	1,680		840		840			
松林3丁目	1,171		1,171					
みずき1丁目	413							
みずき2丁目	664							
みずき3丁目	554							
みずき4丁目	646							
【 松林 地区 】	41,539							
菱沼1丁目	2,150		2,150					
菱沼2丁目	1,668		1,668					
菱沼3丁目	1,469		1,469					
小和田1丁目	2,172		2,172					
小和田2丁目	1,307		1,307					
小和田3丁目	2,294		2,294					
小桜町	703		352		351			
代官町	1,010		1,010					
本宿町	1,587		1,587					
赤松町	4,001		4,001					
出口町	1,941							1,941
ひばりが丘	1,985							1,985
旭が丘	1,863							1,863
美住町	3,068							3,068
常盤町	1,385							1,385
富士見町	2,135							2,135
平和町	1,914							1,914
菱沼海岸	1,391							1,391
白浜町	940							940
浜須賀	3,038							3,038
緑が浜	2,263							2,263
汐見台	798							798
浜竹1丁目	1,874							1,874
浜竹2丁目	1,357							1,357
浜竹3丁目	1,629							1,629
浜竹4丁目	2,776							2,776
松浪1丁目	1,620							1,620
松浪2丁目	2,251							2,251
松が丘1丁目	1,989							1,989
松が丘2丁目	3,288							3,288
【 小和田地区 】	57,866							
行谷	485							
芹沢	2,603							
堤	6,686		6,686					
下寺尾	1,248							
【 小出 地区 】	11,022							
浜見平	4,495							
【 浜見平地区 】	4,495							
鶴が台	5,398							
【 鶴が台地区 】	5,398							
《 総 合 計 》	241,000	33,527	31,139	28,879	10,743	11,297	13,435	60,762
H32/H21	1.0244							

オ　防災備蓄倉庫の設置箇所

防災備蓄倉庫の設置箇所は次に示すとおりとなっています。

設置場所	設置年	面積
市総合体育館防災倉庫	平成元(1989)年	198.0 m^2
茅ヶ崎公園野球場防災倉庫	平成 9(1997)年	596.7 m^2
コンテナ倉庫 (主に小・中・高等学校)	昭和 59(1984)年～ 平成 10(1998)年	9.5 m^2×市内 36 箇所

(資料:茅ヶ崎市地域防災計画　資料編(平成 21(2009)年6月修正)を基に作成)

2　整備事業区域及び周辺の概要

（１）法規制等

ア　緑の政策大綱

運動公園の緑地面積率は次に示すとおりとなっています。

緑の政策大綱（抜粋）

（平成６(1994)年７月 28 日　建設省決定）

２　緑の創出と活用

緑を創出、活用するため、都市緑化のための植樹等５箇年計画に基づき、都市公園、道路、河川、急傾斜地等の公共公益施設等の緑化を推進するとともに、民有地の緑化を積極的に推進する。

この際、市民に身近な緑としての都市公園や道路、河川等の緑化については、公園愛護団体等のボランティア活動の協力を得るとともに、民有地の緑化については市民や企業等の緑化活動に対し行政としての支援措置を適切に講じるものとする。

(1)　公共公益施設等の緑の創出と活用

都市の骨格を形成する緑を系統的に整備するため、都市公園等に加えて道路、河川等（河川、ダム、砂防、海岸）急傾斜地、下水処理場等（下水処理場、ポンプ場及びオープン水路）官公庁施設及び公的資金を活用して供給される住宅の緑を積極的に創出するとともに有効な活用を図る。

①　都市公園等の整備と管理

また、都市公園の整備に当たっては、緑豊かで自然に親しみやすい環境確保のため、公園の種別ごとに原則としてそれぞれ以下の緑化面積率[樹木、草花、芝等により緑化された土地の面積（樹木が独立して植栽されている等緑化面積を測定したい場合には、おおむね枝葉の水平投影面積）の敷地面積に対する割合をいう。]の確保を図る。

住区基幹公園及び都市基幹公園　50％以上

（ただし、街区公園及び運動公園にあっては 30％以上）

緩衝緑地及び緑道　70％以上

都市緑地　80％以上

墓園　60％以上

（２）自然環境

ア　現存植生図

整備事業区域及び周辺の現存植生は次に示すとおりとなっており、整備事業区域の現存植生は畑雑草群落となっています。

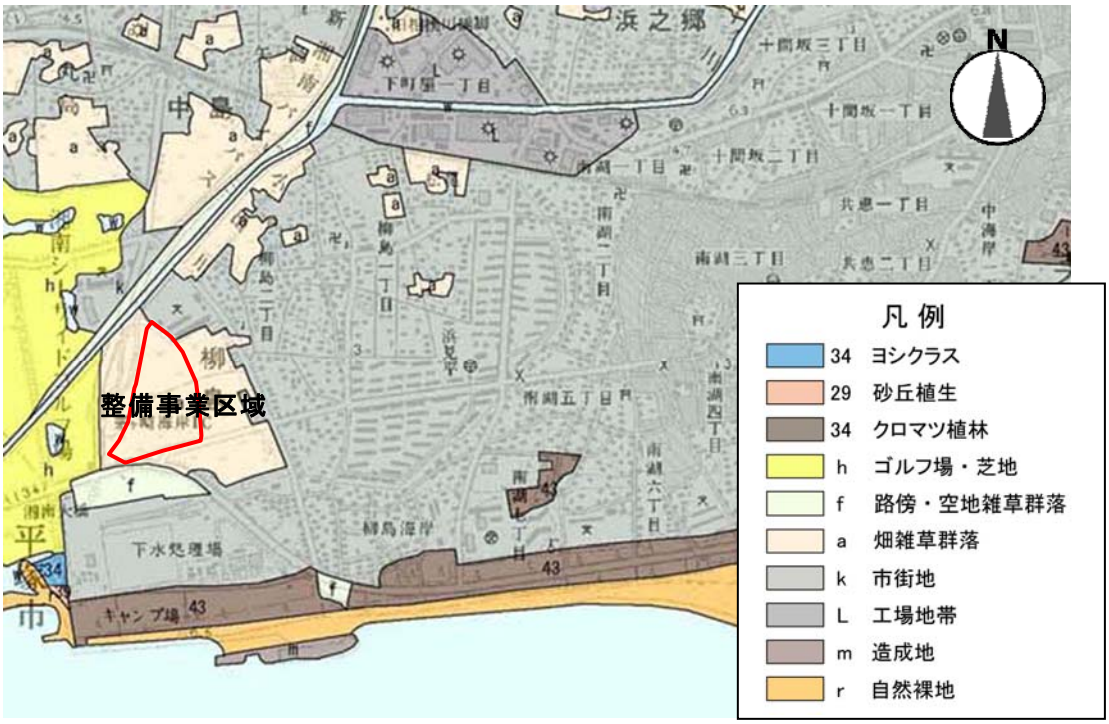

（資料：環境省 HP）

イ　潜在自然植生図

整備事業区域及び周辺の潜在植生は次に示すとおりとなっており、整備事業区域の潜在自然植生はイノデータブ群集となっています。

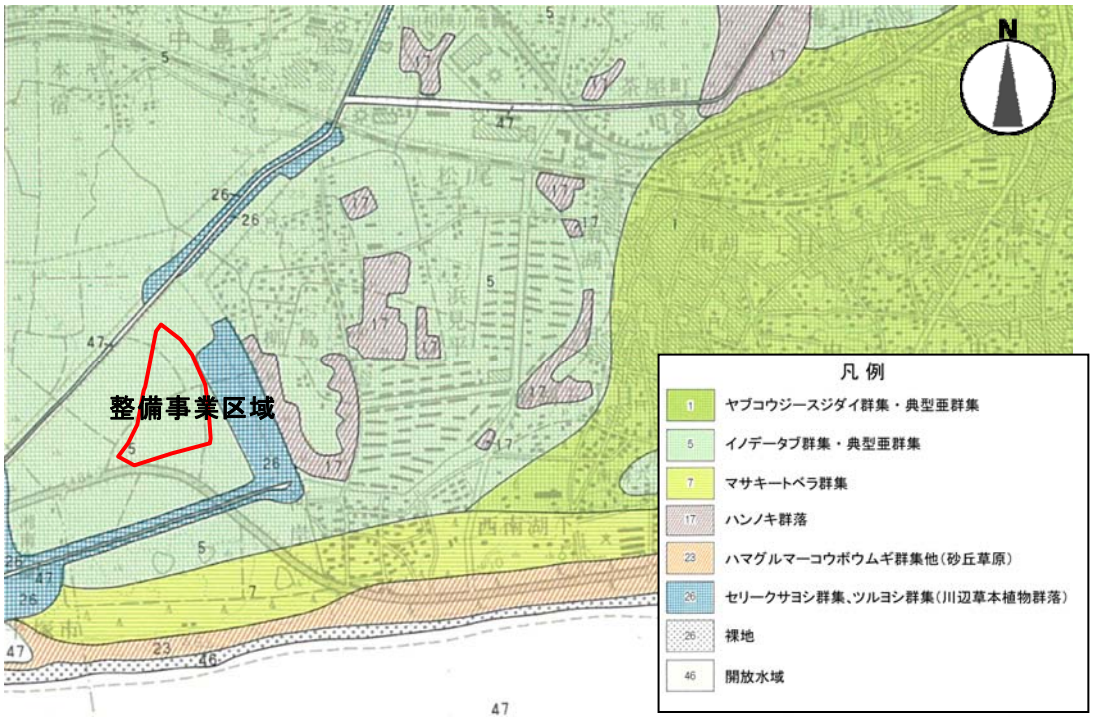

（資料：神奈川県教育委員会(昭和 48(1973)年)）

ウ　自然環境評価マップ（コアマップ対象地区）

整備事業区域を含む地区は、「自然環境評価調査概要報告」において、７つのコアマップの対象地区のひとつである「柳島」地区になっています。

地区番号	通称名	抽出の理由・特徴
４、５	柳谷	・里地里山評価マップにおいてランク５の地区。 ・多様な生物を育む市内最大規模の谷戸。樹林、草地、水辺（水田、湿地、細流）が組み合わさって良好な谷戸環境を形成している。
12、13	行谷	・里地里山評価マップにおいてランク５の地区 12 と、これと隣接する地区 13。 ・市内でも減少の著しい湿田の残された水田地帯。水田に起因する草地環境と水辺環境が優れている。
20、22	清水谷	・里地里山評価マップにおいてランク５の地区 22 とこれと隣接する 20。 ・樹林、草地、水辺（わき水、細流、湿地）が組み合わさって良好な谷戸環境を形成している。市民による保全活動も長年続いている。
38	長谷	・樹林評価マップ、草地評価マップにおいてランク５の地区。 ・市内でも珍しい、樹林に囲まれたまとまりのある草地環境を有する。東西に連続する斜面林の一部をなし、市街地にも比較的近い立地。
23	赤羽根十三図	・草地評価マップにおいてランク５の地区。 ・市内唯一の引地川水系由来（小糸川源流）の谷戸。樹林、草地、水辺が比較的良好な状態で残されている。
56	平太夫新田	・里地里山、樹林、草地、水辺の評価マップにおいては特にランクが高いわけではないが、市内では唯一の大河川沿いの環境を有する地区。 ・生物の回廊としての機能を果たしうる相模川河川敷の一部。
69	柳島	・海岸評価マップにおいて唯一ランク５の地区。 ・クロマツ林などからなる海岸環境があり、また畑等の草地環境もあるため、植物、鳥類、昆虫類の海岸指標種がそれぞれ確認された地区。

（資料：茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告（平成 18(2006)年３月策定））

（３）災害対策の現状

ア　相模川浸水想定範囲図

相模川の浸水想定範囲は次に示すとおりとなっています。

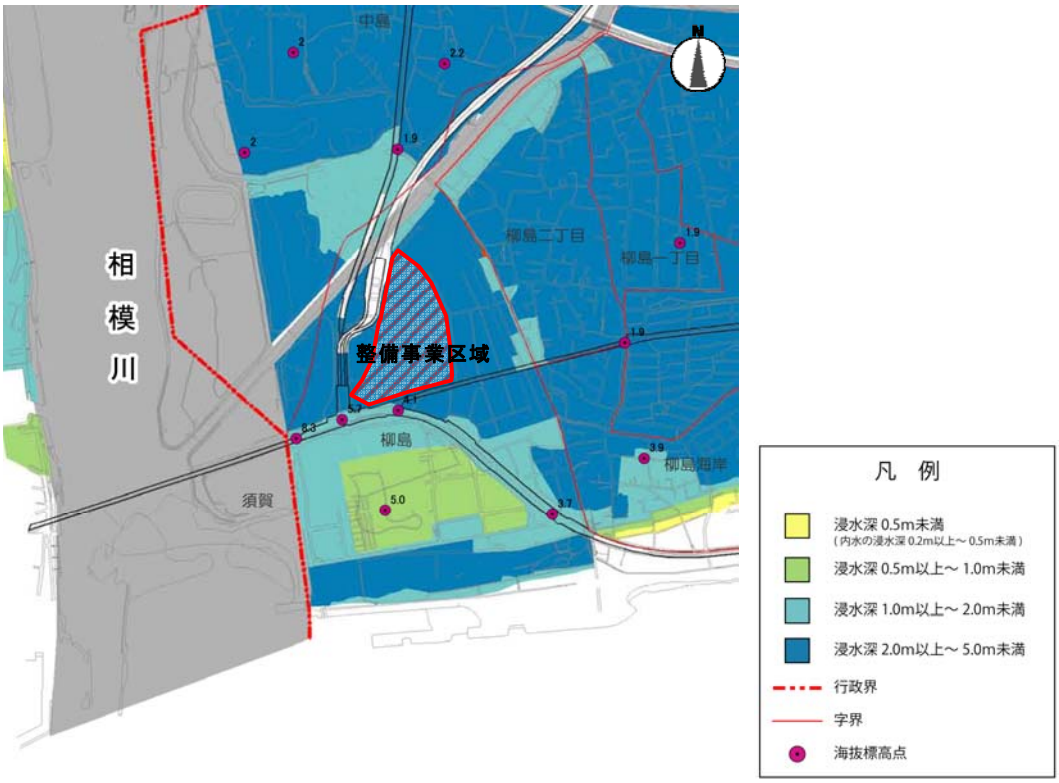

（資料：茅ヶ崎市洪水ハザードマップ(相模川版)(平成 20(2008)年３月策定)）

イ　小出川浸水想定範囲図

小出川の浸水想定範囲は次に示すとおりとなっています。

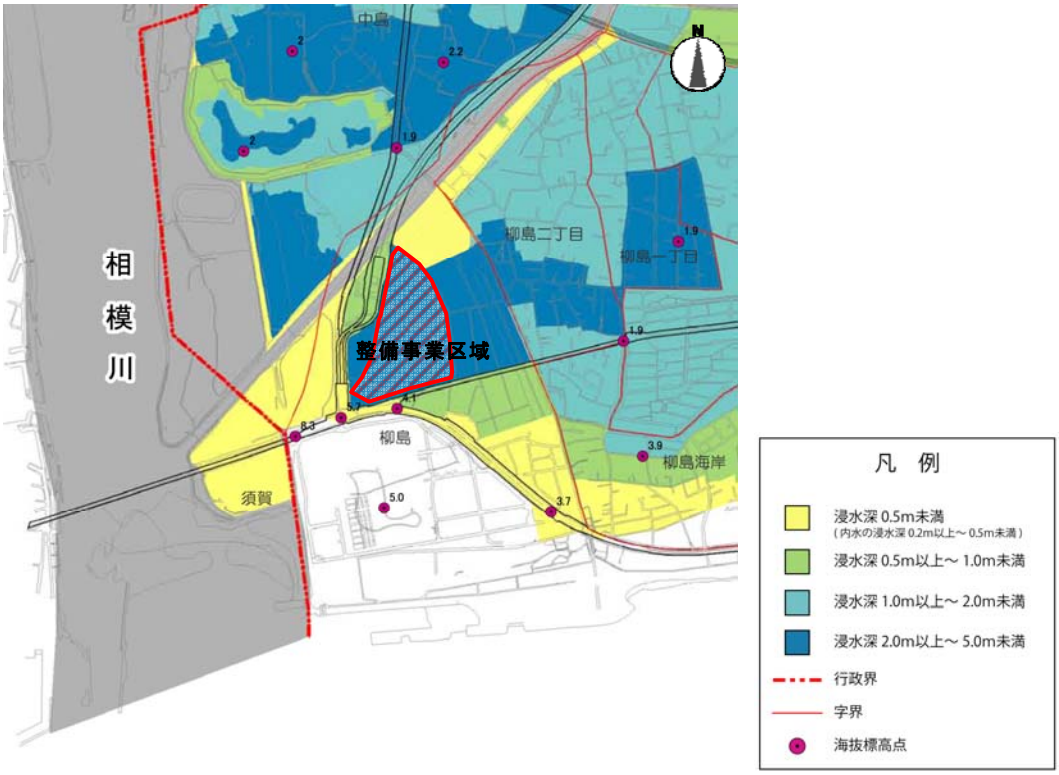

（資料：茅ヶ崎市洪水ハザードマップ(小出川・千ノ川・駒寄川および内水版)(平成 20(2008)年３月策定)）

ウ　津波による被害範囲図

津波による被害想定範囲は次に示すとおりとなっています。

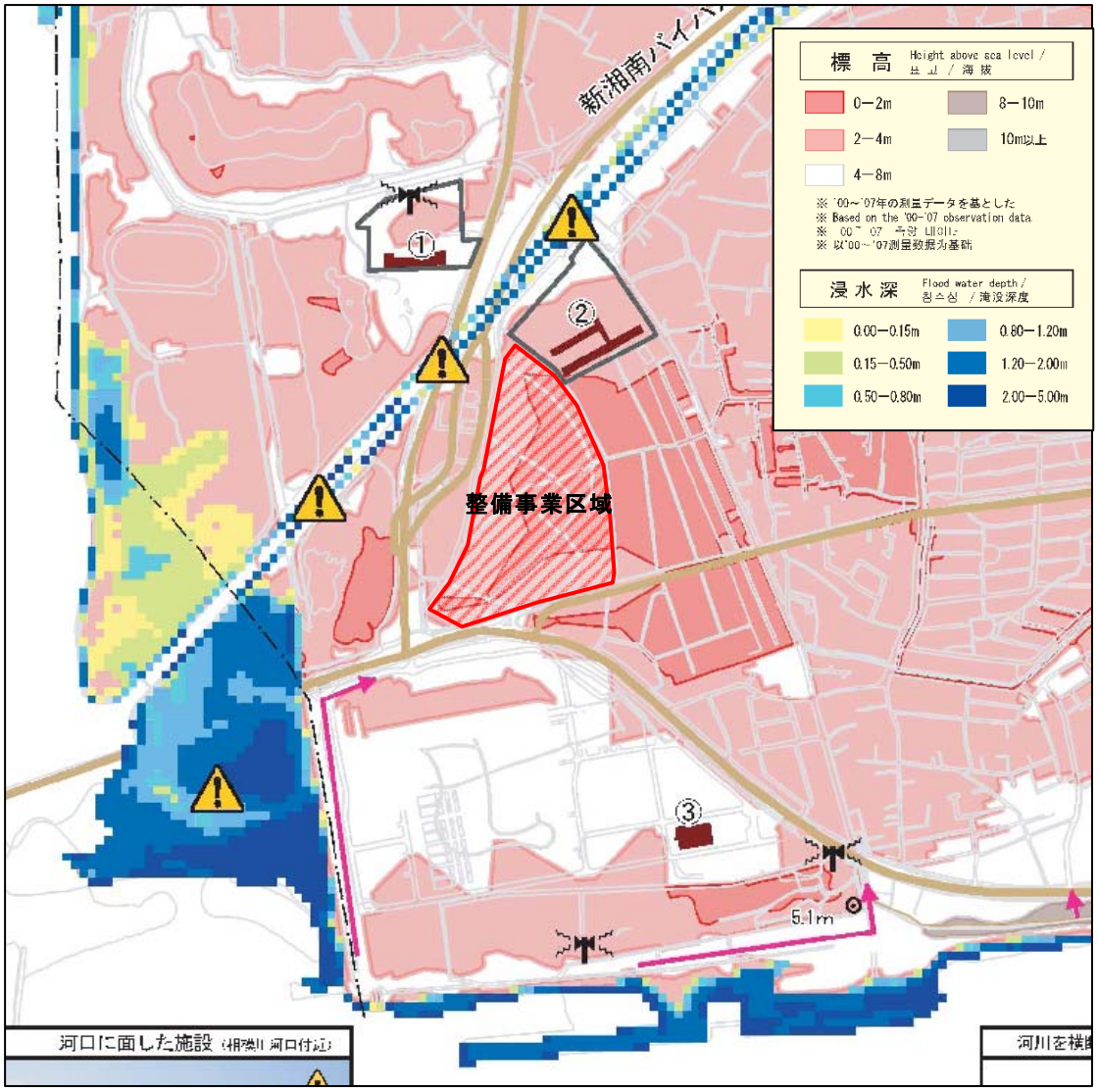

（資料：茅ヶ崎市津波ハザードマップ（平成 20(2008)年3月策定））

エ　高潮の注意報・警報の発表基準

平成 22(2010)年 5 月 27 日現在の、注意報・警報の発表基準は次に示すとおりとなっています。

警報・注意報発表基準一覧表

茅ヶ崎市	府県予報区	神奈川県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	湘南		
警報	大雨（浸水害）	雨量基準	3時間雨量80mm	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	143	
	洪水	雨量基準	3時間雨量80mm	
		流域雨量指数基準	―	
		複合基準	―	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s　雪を伴う
			海上	25m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	5.0m	
	高潮	潮位	1.5m	
注意報	大雨	雨量基準	3時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	85	
	洪水	雨量基準	3時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	―	
		複合基準	―	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.3m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			

（資料：気象庁 HP）

オ　高潮・津波対策

高潮・津波対策は次に示すとおりとなっています。

高潮・津波対策

◆相模湾は高潮・津波が発生しやすい地形。未整備区間について高潮堤を整備。

◆津波に対しては「南関東地震」発生時の想定津波高（T.P.+3.6m）が、相模川の高潮堤防高(T.P.+7.0m)を下回るため、高潮堤防の整備により対応可能。

	T.P.7.0m
全体計画延長	4.0
整備延長	2.3
進捗率（%）	57.5

単位：km

相模湾は、南向きの湾で急峻な地形という特徴をもっているため高潮・津波が発生しやすい。

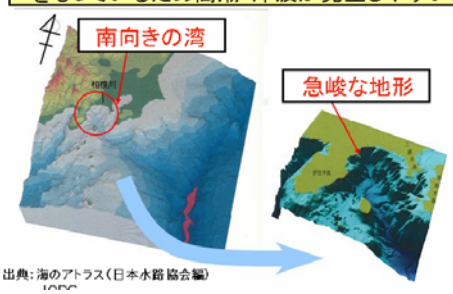

（資料：国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 HP）

カ　東海地震による液状化予想図

東海地震による液状化予想は次に示すとおりとなっています。

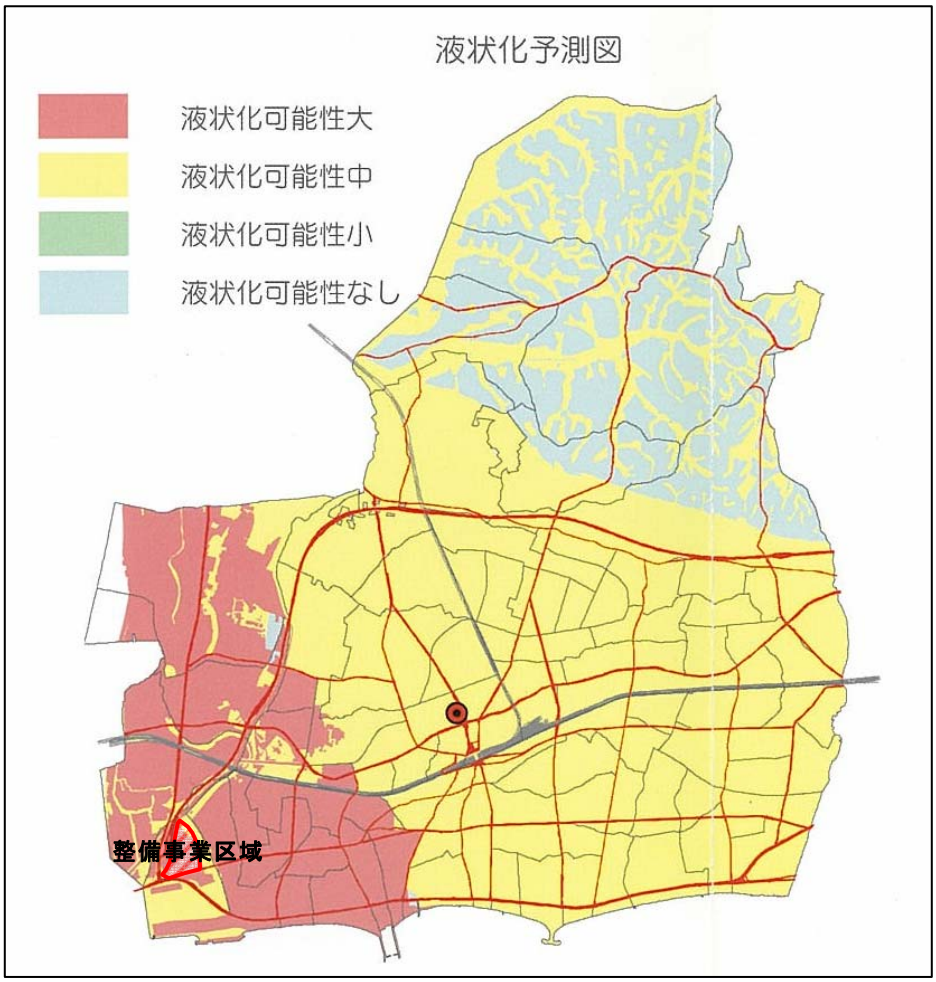

（資料：茅ヶ崎市地震防災マップ(平成 15(2003)年3月策定)）

３　各計画等の検討

（１）防災対策の検討

ア　広域避難場所

整備事業区域周辺の広域避難場所及びそれが受け持つ地区の位置は次に示すとおりとなっています。

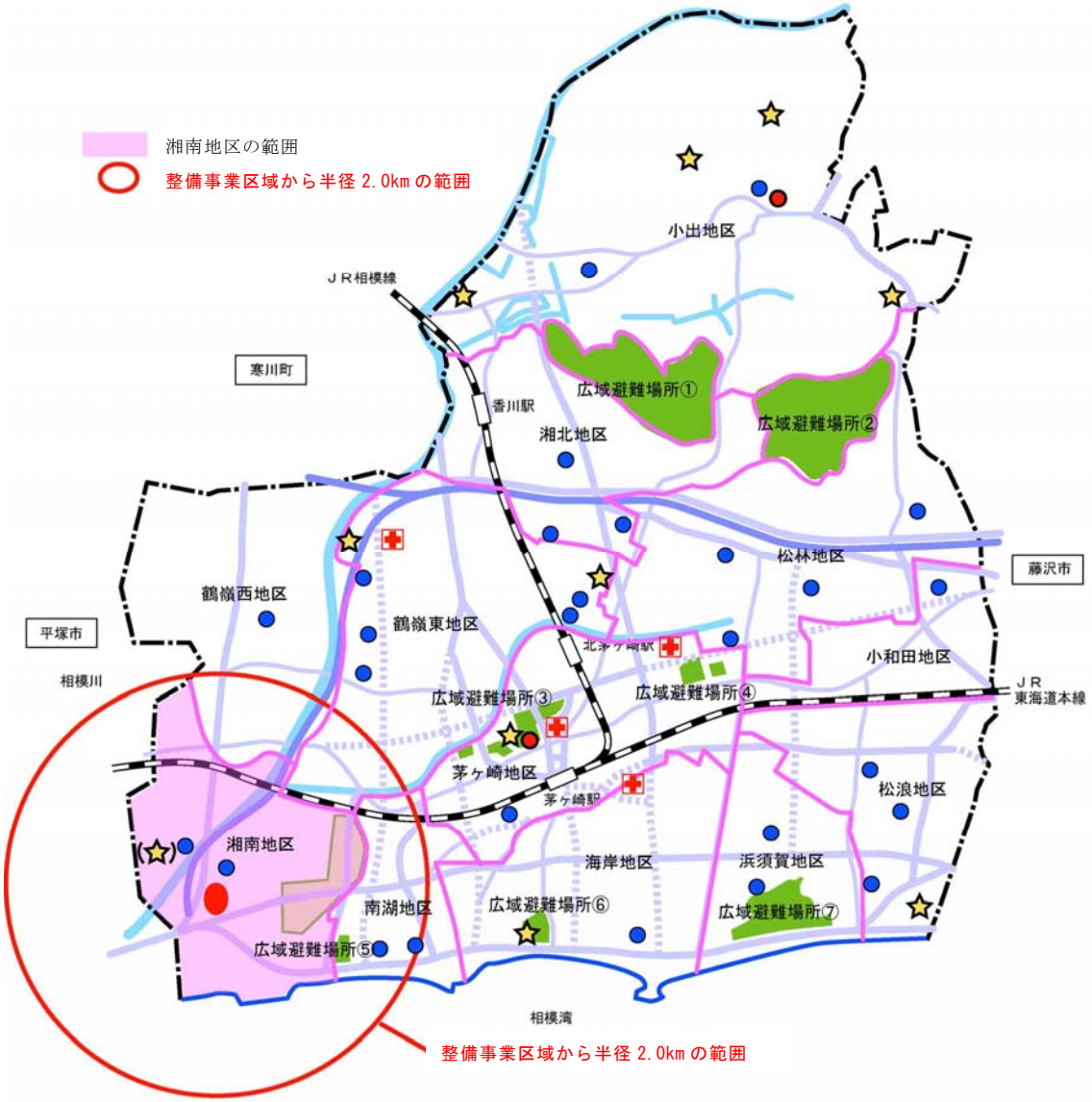

（資料：ちがさき都市マスタープラン(平成 20(2008)年6月策定)）

避難場所位置図

イ　茅ヶ崎市南西部防災拠点の整備の考え方について

本市南西部防災拠点の考え方の基本資料は次に示すとおりとなっています。

（ア）浜見平地区及び（仮称）柳島スポーツ公園周辺被害想定

a　南関東地震想定避難所避難者数 143,670 人

b　平成 21(2009)年２月１日現在茅ヶ崎人口 234,400 人

c　総人口に対する想定避難者数の割合 143,670 人÷234,400 人＝約 61.3%

d　浜見平地区及び（仮称）柳島スポーツ公園周辺人口 28,049 人

e　浜見平地区及び（仮称）柳島スポーツ公園周辺想定避難者数の人数
28,049 人×61.3%＝約 17,194 人

町丁・字名	人口
南湖一丁目	857
南湖二丁目	1,496
南湖三丁目	1,612
南湖四丁目	2,142
南湖五丁目	1,830
南湖六丁目	1,248
南湖七丁目	497
中島	4,073
松尾	1,209
柳島一丁目	1,883
柳島二丁目	1,905
柳島	254
柳島海岸	2,043
浜見平	7,000※
計	28,049

※　浜見平地区の将来人口は 7,000 人と想定

（イ）浜見平地区及び（仮称）柳島スポーツ公園避難所収容可能人数

避難所	収容可能人数
中島中学校	1,508
柳島小学校	2,032
西浜中学校	1,384
西浜小学校	1,649
県立西浜高等学校	509
計	7,082

（ウ）避難所収容可能人数と想定避難者数との比較

7,082 人－17,194 人＝約△10,112 人

（２）造成計画の検討

ア　造成検討フロー

造成計画を検討するにあたっての流れは次に示すとおりです。

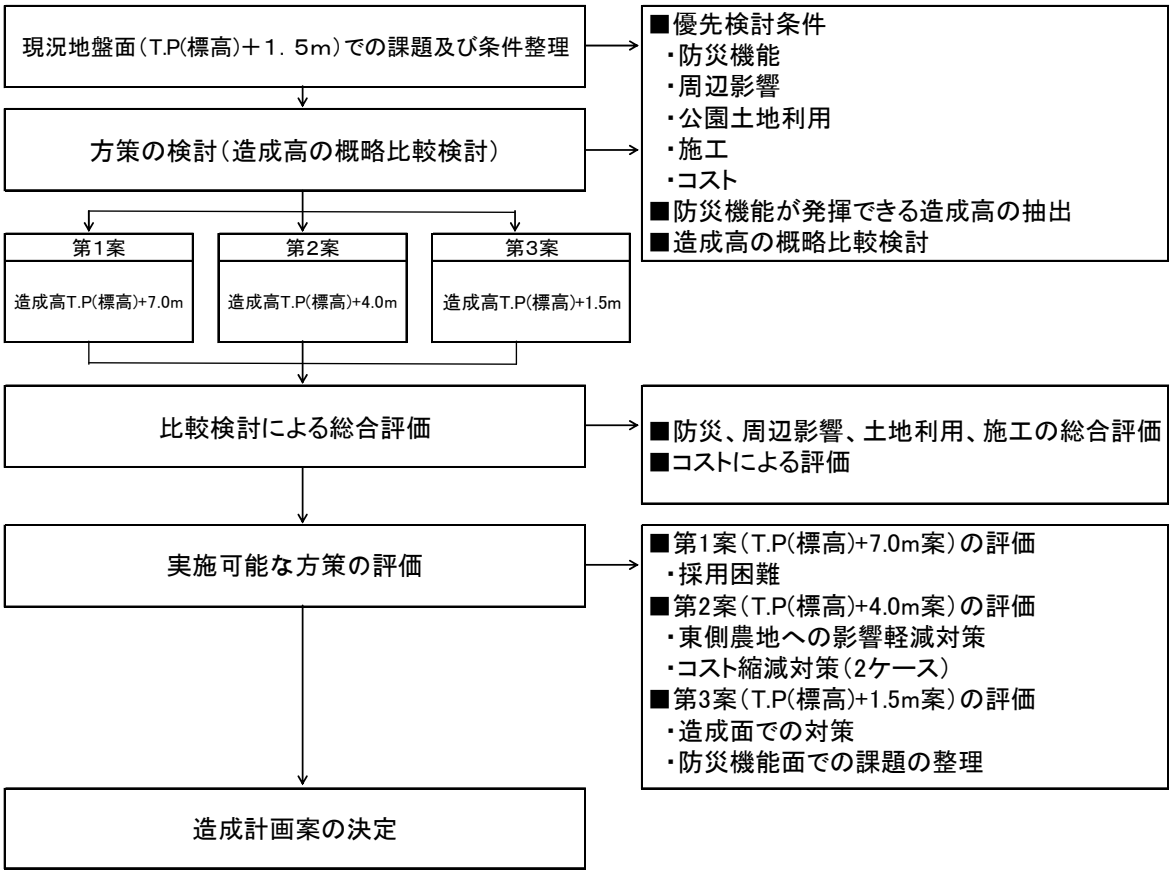

（３）施設計画の検討

ア　公園施設の種類

「都市公園法施行令」（昭和 31(1956)年政令第 290 号）による公園施設の種類は次に示すとおりとなっています。

・修景施設：植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯篭ろう、石組、飛石その他これらに類するものとする。
・休養施設：休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するものとする。
・遊戯施設：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚つり場、メリーゴーランド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するものとする。
・運動施設：野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣室、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物とする。
・教養施設：植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの並びに古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものとする。
・便益施設：売店、飲食店、（料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。）、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。
・管理施設：門、さく、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。以下同じ。）その他これらに類するものとする。
・その他施設：展望台及び集会所並びに災害時において避難地又は避難路となる都市公園（災害対策基本法（昭和 36(1961)年法律第 223 号）第２条第 10 号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。）にあっては、食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

イ　利用者数等の推計

利用者数等の推計の詳細は次に示すとおりです。

（ア）都市公園の一般的な利用傾向

財団法人公園緑地管理財団により約６年ごとに「都市公園利用実態調査」（以下「利用実態調査」という。）が行われており、都市公園の利用傾向を知るうえで有力な資料となっています。近年では平成６(1994)年、同 13(2001)年、同 19(2007)年に調査が行われています。

しかし、調査年ごとに示される個別の数値には比較的大きな変動がみられます。例えば、単位面積あたりの平均入園者数では、平成 13(2001)年の数値を 1.00 としたときの平成 19(2007)年の数値には、0.83～1.47 という大きな振れがみられます。利用密度の数値は、利用者数の推計に大きく影響し、施設容量にも反映するため、慎重な取り扱いが必要です。

そこで本検討では、最新の調査だけに注目するのではなく、平成６(1994)年から平成 19(2007)年までの 13 年間に３回行われた調査の平均値を算出して、利用者動向をつかむ基礎数値とします。

運動公園においては次のような数値となります。

a　入園者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・休日 253 人／ha、平日 143 人／ha

b　最大時在園者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・休日　79 人／ha、平日　24 人／ha

上記に示した単位面積は、利用可能面積を示し、これは公園の開設面積から水面、植栽地等，直接利用できない区域を除いた面積となっています。

c　利用可能面積率・・・・・・・・・・・・・・・・・・0.874

項 目	曜日	単位	街区公園	近隣公園	地区公園	運動公園	総合公園	広域公園	国営公園
開設面積		ha	0.329	1.791	4.726	22.808	28.659	81.725	
利用可能面積		ha	0.286	1.392	3.474	19.924	19.449	45.181	77.084
利用可能面積率		ha	0.869	0.777	0.735	0.874	0.679	0.553	
平均入園者数	休日	人	218	722	1,480	4,882	3,404	4,964	9,780
	平日	人	224	609	1,068	2,639	2,316	2,382	2,898
休日平日利用比			1.0	1.2	1.4	1.8	1.5	2.1	3.4
ha当たり入園者数	休日	人/ha	761	519	426	245	175	110	127
	平日	人/ha	782	438	308	132	119	53	38
ha当たり最大時在園者数	休日	人/ha	87	45	53	68	34	31	59
	平日	人/ha	54	33	25	16	14	13	12
平均在園時間　入園者数から	休日	時間	1.01	0.72	1.03	2.07	1.41	1.89	2.64
	平日	時間	0.53	0.59	0.75	1.15	0.89	1.67	1.96
平均在園時間　アンケートから		時間							
誘致圏（時間）　50%		分							
80%		分	14.9	22.4	28.1	42.6	43.6	63.9	103.0
平均		分	12.3	15.5	20.2	26.5	28.5	39.7	61.0
誘致圏（距離）　50%		km							
80%		km							
平均		km							
公園利用活動割当て時間　往復時間含		時間							
平均来園頻度		回/月	10.3	9.7	8.9	6.4	5.8	4.4	0.9
リピーター率		%	92.9	93.6	90.8	93.5	91.0	87.4	68.6
平均誘致圏人口		人	2,998	6,757	20,122				
平均誘致圏老年人口		人	624	1,497	4,427				
公園利用率	休日	%	7.5	10.7	6.5				
	平日	%	7.5	9.4	5.2				
老年公園利用率	休日	%	4.8	8.1	4.5				
	平日	%	5.5	8.3	4.4				
徒歩・自転車利用率		%	78.5	69.8	57.9	37.8	36.5	21.0	8.8
自転車利用率		%	20.9	22.0	16.7	14.5	12.8	8.7	5.3
自家用車利用率		%	15.7	21.6	34.7	50.3	50.7	70.2	61.6

（資料：平成 19(2007)年度都市公園利用実態調査報告書を基に作成）

都市公園の利用傾向

平均入園者数　　単位：比率を除き「人」

		昭和51年	昭和57年	昭和63年	平成6年	平成13年	平成19年	平成19年／平成13年
街区公園	休日	592	457	420	248	197	218	1.11
	平日	496	477	323	249	208	224	1.08
近隣公園	休日	1,542	1,838	1,064	922	749	722	0.96
	平日	1,325	1,350	1,002	795	593	609	1.03
地区公園	休日	1,314	2,081	2,035	1,149	1,219	1,480	1.21
	平日	785	986	1,815	1,211	1,331	1,068	0.80
運動公園	休日	4,433	7,852	7,093	5,362	4,138	4,882	1.18
	平日	2,333	4,836	4,595	2,627	3,020	2,639	0.87
総合公園	休日	5,446	8,586	6,847	5,082	4,222	3,404	0.81
	平日	2,616	4,462	4,766	3,039	3,205	2,316	0.72
広域公園	休日	4,147	19,754	6,267	5,779	5,186	4,964	0.96
	平日	3,245	5,635	1,945	2,120	2,788	2,382	0.85
国営公園	休日			8,763	13,882	8,511	9,780	1.15
	平日			3,071	3,098	2,135	2,898	1.36

平均入園者数の経年平均値　　単位：人

平 均				
S51～H19	S57～H19	S63～H19	H6～H19	H13～H19
356	308	271	221	208
330	297	251	227	216
1,140	1,059	865	798	736
946	870	750	666	601
1,547	1,593	1,471	1,283	1,350
1,200	1,283	1,357	1,204	1,200
5,627	5,866	5,369	4,794	4,510
3,342	3,544	3,221	2,762	2,830
5,598	5,629	4,889	4,236	3,813
3,401	3,558	3,332	2,854	2,761
7,683	8,390	5,549	5,310	5,075
3,020	2,974	2,309	2,430	2,585
10,234	10,234	10,234	10,725	9,146
2,801	2,801	2,801	2,711	2,517

単位面積あたり平均入園者数　　単位：比率を除き「人/ha」

		昭和51年	昭和57年	昭和63年	平成6年	平成13年	平成19年	平成19年／平成13年
街区公園	休日			1,355	1,352	642	761	1.19
	平日			1,009	1,045	697	782	1.12
近隣公園	休日			619	1,041	488	519	1.06
	平日			604	673	394	438	1.11
地区公園	休日			456	540	342	426	1.25
	平日			405	460	370	308	0.83
運動公園	休日			313	313	200	245	1.23
	平日			203	153	144	132	0.92
総合公園	休日			211	340	158	175	1.11
	平日			146	203	120	119	0.99
広域公園	休日			93	182	75	110	1.47
	平日			29	71	41	53	1.29
国営公園	休日			63	97	106	127	1.20
	平日			22	22	27	38	1.41

単位面積あたり平均入園者数の経年平均値　　単位：人/ha

平 均				
		S63～H19	H6～H19	H13～H19
		1,028	919	702
		884	842	740
		667	683	504
		528	502	416
		441	436	384
		386	380	339
		268	253	223
		158	143	138
		221	225	167
		147	148	120
		115	123	93
		49	55	47
		99	110	117
		28	29	33

最大時在園者数　　単位：比率を除き「人」

		昭和51年	昭和57年	昭和63年	平成6年	平成13年	平成19年	平成19年／平成13年
街区公園	休日	78	50	28	38	16	25	1.56
	平日	63	42	24	29	20	15	0.75
近隣公園	休日	183	201	135	168	70	63	0.90
	平日	129	104	104	114	51	45	0.88
地区公園	休日	226	650	254	261	121	183	1.51
	平日	104	124	200	158	171	87	0.51
運動公園	休日	1,410	2,108	2,155	2,028	996	1,348	1.35
	平日	532	1,523	1,210	479	506	321	0.63
総合公園	休日	1,374	1,868	1,519	1,175	943	654	0.69
	平日	520	873	849	736	606	280	0.46
広域公園	休日	1,413	6,642	2,212	1,842	935	1,417	1.52
	平日	1,198	1,539	447	645	502	577	1.15
国営公園	休日			5,246	8,232	2,555	4,516	1.77
	平日			1,811	2,095	1,156	963	0.83

最大時在園者数の経年平均値　　単位：人

平 均				
S51～H19	S57～H19	S63～H19	H6～H19	H13～H19
40	32	27	27	21
33	26	22	22	18
137	128	109	101	67
92	84	79	70	48
283	294	205	189	152
141	148	154	139	129
1,675	1,727	1,632	1,458	1,172
762	808	629	436	414
1,256	1,232	1,073	924	799
644	669	618	541	443
2,411	2,610	1,602	1,398	1,176
818	742	543	575	540
		5,138	5,101	3,536
		1,507	1,405	1,060

単位面積あたり最大時在園者数　　単位：比率を除き「人/ha」

		昭和51年	昭和57年	昭和63年	平成6年	平成13年	平成19年	平成19年／平成13年
街区公園	休日	293	233	124	158	58	87	1.50
	平日	237	195	106	121	73	54	0.74
近隣公園	休日	176	176	108	144	51	45	0.88
	平日	124	91	83	97	37	33	0.89
地区公園	休日	95	244	78	101	35	53	1.51
	平日	44	46	61	61	50	25	0.50
運動公園	休日	51	150	138	113	54	68	1.26
	平日	19	108	77	27	27	16	0.59
総合公園	休日	59	121	96	77	39	34	0.87
	平日	23	56	54	48	25	14	0.56
広域公園	休日	48	201	50	58	15	31	2.07
	平日	41	46	10	20	8	13	1.63
国営公園	休日			114	58	32	59	1.84
	平日			39	15	14	12	0.86

単位面積あたり最大時在園者数の経年平均値　　単位：人/ha

平 均				
S51～H19	S57～H19	S63～H19	H6～H19	H13～H19
159	132	107	101	73
131	110	89	83	64
117	105	87	80	48
78	69	63	56	35
101	103	67	63	44
48	49	50	46	38
96	105	94	79	61
46	51	37	24	22
71	74	62	50	37
37	40	36	29	20
68	71	39	35	23
23	20	13	14	11
		66	50	46
		20	14	13

（資料：平成 19(2007)年度　都市公園利用実態調査報告書を基に作成）

（イ）日利用者数及び最大時在園者数

前述の整理をうけて、本公園の需要を推計します。

a　利用可能面積・・・・・敷地面積×利用可能面積率

6.5ha×0.874 ＝5.681ha →5.68ha

b　日利用者数・・・・・・・休日 253 人／ha×5.68ha ＝1,437.0 人 →1,437 人

平日 143 人／ha×5.68ha ＝812.2 人 →812 人

c　平均入園者数・・・・・・（1,437 人／日×93 日＋812 人／日×272 日）÷365 日

＝971.2 人　→971 人

年間休日数（隔週週休２日）＝365÷7×1.5＋国民の祝日 15＝93 日

年間平日数＝365－93＝272 日

d　最大時在園者数・・・・ 休日 79 人／ha×5.68ha ＝448.7 人 →449 人

平日 24 人／ha×5.68ha ＝136.3 人 →136 人

平成 19(2007)年の「利用実態調査」によれば、運動公園の平均滞在時間は 1.15～2.07 時間（平均 1.6 時間）とされています。一方、「観光計画の手法」（社団法人日本観光協会、昭和 63(1988)年３月）では、滞在時間と回転率（同時滞在率）には一定の関係があることを示しており、その相関図から滞在時間 1.15～2.07 時間に対応する回転率(同時滞在率)を導くと 1／3.5～1／2.4 となります。ここでは、1／((3.5＋2.4) ÷2) ＝1/3.0 を平均値とし採用します。

a　回転率（同時滞在率）※・・・・・・1／3.0

※回転率（同時滞在率）：１日のうちで最も利用者の多い時刻の利用者数について、その日の総利用者数に対する比率を回転率（同時滞在率）といいます。

以上を整理すると次のとおりとなります。

a　平均入園者数・・・・・・・・・・・・・971 人／日

b　最大時在園者数・・・・・・・・・・・449 人（休日）、136 人（平日）

c　回転率（同時滞在率）・・・・・1／3.0

d　滞在時間・・・・・・・・・・・・・・・・・1.6 時間

平均滞在時間と回転率（同時滞在率）

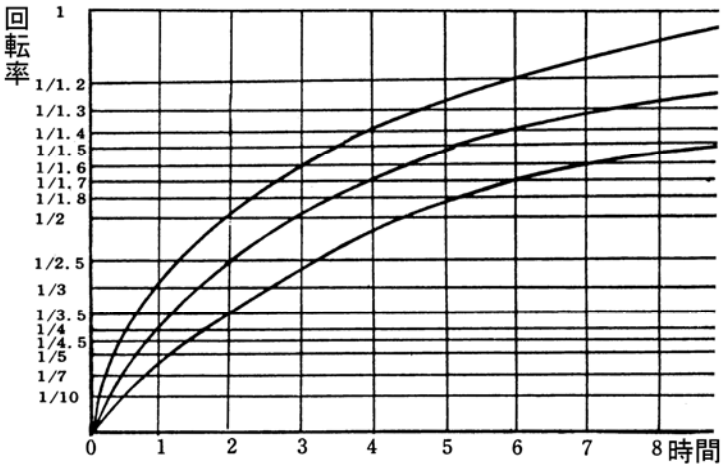

（出典：観光計画の手法（社団法人日本観光協会、昭和 63(1988)年3月）

（ウ）年間利用者数

通年利用できる公園の年間利用者数について、「公園の利用」（青木宏一郎著、地球社、昭和 59(1984)年。以下「公園の利用」という。）では、「日利用者の大半が年間利用者数の 0.8%以下であり、またそのほとんどが年間利用者数の 1.25%以下である」（原文のまま）となっています。

【参考】「公園の利用」では、抽出した公園において、右図のように日利用者数を多い順に並べ、年間利用者数を母数とした比率で線引きをしている

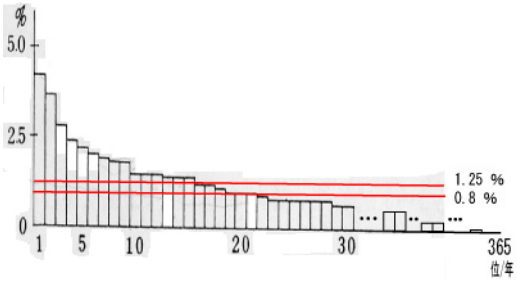

図 年間利用者数順位（モデル）

（出典:公園の利用（青木宏一郎著、地球社、昭和 59(1984)年）

これは、次のように解釈できます。

a　大半（平日）の利用者数は年間利用者数の 0.8%以下となります。

b　公園を最も利用する日（休日）を含めたほとんどの日の利用者数でも、年間利用者数の 1.25%以下に収まります。

c　1.25%を超える日は年間では極わずかであり、祝祭日やイベント開催日とみなせます。

この傾向から年間利用者数を以下のように推計します。

d　平日入園者数 812 人／日が年間利用者数の 0.8%にあたると仮定すれば、
　年間利用者数＝812÷0.8×100＝101,500 人／年

e　休日入園者数 1,437 人／日が年間利用者数の 1.25%にあたると仮定すれば、
　年間利用者数＝1,437÷1.25×100＝114,960 人／年

f　平均入園者数 971 人／日が 1.25%と 0.8%の中間にあたると仮定すれば、
　年間利用者数＝971÷1.025×100＝94,732 人／年

以上より、年間利用者数について 94,732 人～114,960 人の範囲が示され、3 値の平均 103,730 人／年の予測値が導かれる。

本計画ではこの平均値である 10.4 万人／年を採用します。

年間利用者数・・・・・・・・10.4 万人

ウ　各施設必要容量の設定

各施設必要容量の設定についての詳細は次に示すとおりです。

（ア）駐車場（普通自動車）

a　事例１：一般的な利用への対応

平成 19(2007)年の「利用実態調査」によれば、運動公園における来園手段は、徒歩・自転車によるものが約 3.8 割、貸し切りバス及び自家用車によるものが約 5.0 割、その他はバス・電車等の公共交通によると報告されています。

前述のように、本公園のアクセス条件や本市での自家用車利用傾向を検討し、この全国的な傾向を採用して、最大時在園者数の 50%が自家用車により来訪するものと判断します。したがって、休日には最大時で 449 人が在園し、そのうちの 225 人(449 人×0.50 ＝224.5→225 人)が自家用車で来園するとします。

また、一台あたりの乗車人数は、次のような検討より 2.5 人／台とします。

（ａ）「観光計画の手法」（社団法人日本観光協会、昭和 63(1988)年３月）

乗用車について２～３人／台（平均 2.5 人／台）

（ｂ）「世帯人員」からの検討

「ちがさき都市マスタープラン」（平成 20(2008)年度策定）によれば、本市の世帯人員は平成 17(2005)年の時点で 2.60 人／世帯となっており、これは昭和 60(1985)年以降一貫して減少傾向を示しています。

ここから自家用車での来訪する人々の平均的な乗車形態を、「1 世帯 2.6 人で 1 台に乗車」と想定することもできます。実際には一人で来訪する人もいれば、逆に 4～7 人で 1 台に乗車する人も考えられますが、ここでは、こうした様々なケースを平均化した数値として 2.6 人／台を想定しています。

以上より、一般的な休日の利用に際し、1 台あたりの乗車人数は、安全側をみて 2.5 人／台とし、必要となる駐車台数を推計します。

必要駐車台数（普通自動車）＝449 人×0.50÷2.5 人／台
＝89.8 →90 台

b　事例２：現状を踏まえたスポーツ大会への対応

イベント開催時には日常の利用とは異なる状況が生まれるため、本市最大のスポーツイベントである茅ヶ崎市総合体育大会の実績値を整理して、ピーク利用を推計します。

（ａ）茅ヶ崎市総合体育大会

選手等	一般	100 名(高校生以上)(役員含む)
中学生		340 名(17 校×平均 20 名、寒川町及び私立中学校を含む)
小学生		110 名
上記の小計		550 名
応援・保護者		550 名(小学生、中学生と同数)
上記の合計		1,100 名

同大会で行われる競技種目のうち、本公園で開催が想定されるものは、サッカー、陸上競技、テニス及びソフトテニスです。平成 17(2005)年から同 21(2009)年の過去５年間について、平均入り込み客数を算出すると、50～550 人／日となります。このうち最も多いのが陸上競技開催時の 550 人／日です。

これらの数字より、イベント開催時の最大時在園者数を推計します。先に算出した「一般的な休日の利用」では、スポーツ大会開催によるピーク利用は考慮していないため、「一般的な休日の最大時在園者数」に「イベントにより増加する最大時在園者数」を加えると、最も大きな推計値が算出されます。しかし、イベント開催時には、混雑が予想されるため、あるいは、通常は園地として使える部分が臨時駐車場として利用される等の利用制限が行われるため、一般利用者はいくらか減少すると考えられます。

そこで、イベント開催日の一般的な利用者については、「一般的な休日の最大時在園者数」の 1／2 と 2／3 にあたる 449 人×1／2→225 人、449 人×2／3→300 人と想定します。一方、「イベント開催により増加する最大時在園者数」については、陸上競技開催時の実績値 550 人／日より、回転率（同時滞在率）を 1／1.0 として、550 人を想定します。ここで回転率を 1／1.0 としたのは、スポーツイベントでは「開会式に来訪して昼食時まで滞在」や、「昼食時に来訪して閉会式まで滞在」という利用パターンが想定され、昼食時頃には日利用者の全数が滞在している可能性が大きいからです。

上記の組合せにより、一般（225 人）＋イベント増加（550 人）＝775 人、一般（300 人）＋イベント増加（550 人）＝850 人の２つの数値を導きます。２数値の平均は、（775 人＋850 人）÷2＝812.5 人→813 人となり、これを最大時在園者数とします。

以上より、現在の延長上にあるイベント開催時の利用に際し、必要となる駐車台数を推計します。

必要駐車台数（普通自動車）＝813 人×0.50÷2.5 人／台
＝162.6 台 →163 台

茅ヶ崎市総合体育大会の入り込み客数

競技種目	会 場	開催期間	平均開催日数（日／大会） A	入り込み客数 1大会あたり客数（人／大会） 平成17年 2005	平成18年 2006	平成19年 2007	平成20年 2008	平成21年 2009	平均 B	1日当たり客数（人／日） 平均 B／A
サッカー	相模川河畔スポーツ公園	4月～6月、8～18日間	13.0	660	660	660	600		645	50

競技種目	会 場	開催期間	平均開催日数（日／大会） A	入り込み客数 1日あたり客数（人／日） 平成17年 2005	平成18年 2006	平成19年 2007	平成20年 2008	平成21年 2009	平均 B	
陸上競技	相模川河畔スポーツ公園	10月、1日間	1.0	600	550	600	500	500	550	
テニス	茅ヶ崎公園	9月～10月、5～6日間	5.5	540	548	574	536	530	546	
ソフトテニス	堤スポーツ公園	7月、1日間	1.0	112	122	134	150	120	128	
ソフトテニス（中学男子）	相模川河畔スポーツ公園	9月～10月、2日間	2.0		237	191	197	215	210	
ソフトテニス（中学女子）	茅ヶ崎公園	9月～10月、2日間	2.0		237	191	197	215	210	

c　事例３：将来的なスポーツ大会への対応

市では、将来のスポーツイベント開催について、次のように２市１町を対象とした中学生地区大会（以下「２市１町大会」という。）を想定しています。

（ａ）２市１町大会

部員数	茅ヶ崎地区	340 名(17 校×平均 20 名、寒川町及び私立中学校を含む)
	藤沢市	480 名(24 校×平均 20 名、私立中学校を含む)
上記の小計		820 名
応援・保護者		820 名(部員数と同数)
上記の合計		1,640 名

この想定をもとに、将来期待されるイベント開催時の利用に際し、必要となる駐車台数を推計します。

最も多数の来訪者が想定される２市１町大会においては、相当の混雑が予想されるため、一般的な公園利用は制限されて、ほとんどないものと予想します。また、部員等の一定割合は、遠方から来る藤沢市からの参加者が用意した貸し切りバスで来訪すると想定され、ここではその比率を 50%と仮定します。同様に、貸し切りバスで来訪する関係者（応援・保護者）の比率を 35%と仮定します。

貸し切りバスによる利用者数＝480 人×0.5＋480 人×0.35

＝408 人→410 人

その他の交通手段による利用者数＝1,640 人－410 人　＝1,230 人

ここから、将来予想されるイベント開催時に必要となる駐車台数を推計します。

必要駐車台数（普通自動車）＝1,230 人×0.50÷2.5 人／台　＝246 台

ここまで、一般的な休日の利用及びイベント開催時について検討を行い、普通自動車の必要駐車台数について 90 台、163 台、246 台という数値を算出しました。一般に、ピーク利用時に合わせて常設の施設整備を行うことは不経済となるため、本計画では、常設 90 台と臨時 246－90＝156 台を確保します。

必要駐車台数（普通自動車）＝常設駐車 90 台＋臨時駐車 156 台

（イ）駐車場（大型自動車）

大型自動車を利用して来訪する人の比率について、「利用実態調査」では貸し切りバスによる来訪者を全体の 1.2%としています。ただし、これは一般的な利用時を対象としたものであり、イベント開催時にはより遠方の人が大型自動車を利用すると考えられます。

前述の、普通自動車の検討では、「事例３」において、２市１町大会では、茅ヶ崎地区 17 校、藤沢市 24 校の計 41 校から部員等が来訪します。このうち、大型自動車を利用するのはより遠方の藤沢市からの参加者のうち、部員の 50%と関係者 35%が貸し切りバスで来訪すると仮定すると、その人数は 480 人×0.5＋480 人×0.35 ＝408 人→410 人、入場台数は 410 人÷30 人／台＝13.6 台→14 台となります。ただし、その他の施設等を含めた土地利用や経済的な観点から、大型自動車の常設駐車場を整備率 50%として 14 台×0.50＝7 台分整備します。

必要駐車台数（大型自動車）＝常設駐車７台

（ウ）駐車場（自動二輪車）

平成 19(2007)年の「利用実態調査」によれば、オートバイで来訪する利用者の比率は地区公園で 1.1%、運動公園で 1.6%であると報告されています。前述したように、自動車の利用推計に際しては運動公園の利用傾向を採用しており、ここでも運動公園の利用率を採用して最大時在園者数の 1.6%がオートバイにより来訪するものと判断します。

a　事例１：一般的な利用への対応

一般的な休日の利用に際し、必要となる自動二輪車用駐車台数を以下のように推計します。

必要駐車場台数 ＝449 人×0.016 ＝7.1 →８台

b　事例２：現状を踏まえたスポーツ大会への対応

イベント開催時には日常の利用とは異なる状況が生まれるため、本市最大のスポーツイベントである茅ヶ崎市総合体育大会の実績値を整理してピーク利用を推計します。前述したように、このケースの最大時在園者数を 813 人としており、ここから、現在の延長上にあるイベント開催時に必要となる自動二輪車用駐車台数を推計します。

必要駐車場台数 ＝813 人×0.016 ＝13.0 →13 台

c　事例３：将来的なスポーツ大会への対応

前述した２市１町大会での想定をもとに、将来期待されるイベント開催時の利用に際し、必要となる自動二輪車用駐車台数を推計します。このケースでは貸し切りバス以外の交通手段による利用者数を 1,230 人としており、ここから、将来予想されるイベント開催時に必要となる駐車台数を推計します。

必要駐車場台数 ＝1,230 人×0.016 ＝19.7 →20 台

ここまで、一般的な休日の利用及びイベント開催時２パターンについて検討を行い、必要駐車台数について８台、13 台、20 台という数値を算出しました。一般に、ピーク利用時に合わせて常設の施設整備を行うことは不経済であり、とりわけ自動二輪車の駐車については稀にあるピーク利用に際して駐車場が不足したとしても大きな混乱は生じないと判断し、本計画では中位にあたる常設 13 台を確保します。

必要駐車場（自動二輪車）台数＝常設駐車 13 台

（エ）駐輪場（自転車）

平成 19(2007)年の「利用実態調査」によれば、自転車で来訪する利用者の比率は、地区公園で 16.7%、運動公園で 14.5%であると報告されています。前述のように、自動車の利用推計に際しては運動公園の利用傾向を採用しました。しかし、自転車の利用については、市域全体からの来訪は考えにくく、より近い地域からの来訪に限られると考えます。そこで、主に徒歩圏を誘致対象とする地区公園での利用率を採用し、最大時在園者数の 16.7%が自転車により来訪するものと判断します。

a　事例１：一般的な利用への対応

一般的な休日の利用に際し、必要となる駐輪台数を以下のように推計します。

必要駐輪場台数　＝449 人×0.167　＝75.0　→75 台

b　事例２：現状を踏まえたスポーツ大会への対応

イベント開催時には日常の利用とは異なる状況が生まれるため、本市最大のスポーツイベントである茅ヶ崎市総合体育大会の実績値を整理してピーク利用を推計します。前述のように、この事例の最大時在園者数を 813 人としており、ここから、現在の延長上にあるイベント開催時に必要となる駐輪台数を推計します。

必要駐輪場台数　＝813 人×0.167　＝135.8　→136 台

c　事例３：将来的なスポーツ大会への対応

前述した２市１町大会での想定をもとに、将来期待されるイベント開催時の利用に際し、必要となる駐輪台数を推計します。

このケースでは、貸し切りバス以外の交通手段による利用者数を 1,230 人としており、ここから、将来予想されるイベント開催時に必要となる駐輪台数を推計します。

必要駐輪場台数　＝1,230 人×0.167　＝205.4　→206 台

ここまで、一般的な休日の利用及びイベント開催時２パターンについて検討を行い、必要駐輪台数について 75 台、136 台、206 台という数値を算出しました。一般に、ピーク利用時に合わせて常設の施設整備を行うことは不経済であり、とりわけ駐輪については稀にあるピーク利用に際して駐輪場が不足したとしても、大きな混

乱は生じないと判断し、本計画では中位にあたる常設 136 台を確保します。

必要駐輪場（自転車）台数＝常設駐輪 136 台

（オ）総合競技場

総合競技場のスタンド席は、将来期待されるスポーツイベントのうち規模の大きい以下の２大会に対応できる規模とします。

ａ　茅ヶ崎市総合体育大会

選手等　一般	100 名（高校生以上）（役員含む）	
中学生	340 名（17 校×平均 20 名、寒川町及び私立中学校を含む）	
小学生	110 名	
上記の小計	550 名	
応援・保護者	550 名（選手等、小学生、中学生と同数）	
上記の合計	1,100 名	

ｂ　２市１町大会

部員数　茅ヶ崎地区	340 名（17 校×平均 20 名、寒川町及び私立中学校を含む）	
藤沢市	480 名（24 校×平均 20 名、私立中学校を含む）	
上記の小計	820 名	
応援・保護者	820 名（部員数と同数）	
上記の合計	1,640 名	

こうしたスポーツ大会では、開会式の直後で選手や部員がフィールドからスタンドへ戻った時点、及び閉会式に選手や部員がスタンドからフィールドへ出る直前の時点において、スタンドに同時滞在する人数が極大となります。その数は来訪者全数に近くなるため 1,100～1,640 人と予想されます。これらを全て常設スタンド席で収容するには、自由着席時のロスを 20％程度加味して、1,640×1.2＝1,968 席が必要となります。ここで「自由着席時のロス」とは、誘導員がおらず自由に着席できる状況では、椅子に荷物を置いたり隣人との間に席を空けたりして空席が生じることをさしています。

一方、経済性を重視すれば、年に１～２回のイベントのために多数の常設スタンド席を維持するのは不利になります。そこで本計画では、最大規模のイベントである２市１町大会において、部員等 820 人が余裕をもって座れる常設スタンド席を確保することを目標とします。

820 人に対して 20％、30％、40％、50％の余裕を加算すると、984 席、1066 席、1,148 席、1,230 席となります。ここから、下位 984 より 1,000 席、上位 1,230 より 1,200 席となりますが、ここでは将来期待されるスポーツイベントの円滑な運営と経済性の両立を図り、常設スタンドは 1,000～1,200 席程度を整備することとします。

その場合、前述の茅ヶ崎市総合体育大会の参加者 1,100 名は着席できるものと考えます。

エ　主な施設配置エリアの比較検討

主な施設配置エリアの比較検討の詳細は次に示すとおりです。

<table>
<tr><td colspan="2">施設配置エリア（Ａ案）
</td><td colspan="2">施設配置エリア（Ｂ案）
</td></tr>
<tr><td colspan="2">柳島小学校側に多目的広場を配置し、駐車場を柳島小学校から離して配置。また、南側にスポーツ・コミュニティ広場を配置。</td><td colspan="2">駐車場と総合競技場を近づけ、多目的広場と柳島小学校とを広く連携させて配置。</td></tr>
<tr><td>連　携</td><td>柳島小学校、2つの広場、総合競技場との連携が保てます。</td><td>連　携</td><td>総合競技場利用者のウォーミングアップ等での多目的広場の利用が困難となります。</td></tr>
<tr><td>安全性</td><td>駐車場・自動車用通路を東側に分離することにより、歩行者の安全性が確保できます。</td><td>安全性</td><td>多目的広場と総合競技場間に駐車場が位置することから、移動時の安全性確保が困難。</td></tr>
<tr><td>環　境</td><td>柳島小学校への駐車場からの影響が比較的少なくなります。</td><td>環　境</td><td>柳島小学校への駐車場からの影響が少なくなります。</td></tr>
<tr><td>動　線</td><td>柳島小学校、2つの広場、総合競技場間の連続した動線が保てます。</td><td>動　線</td><td>北側多目的広場と総合競技場を含めた南側施設との動線が途切れます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価：　○</td><td colspan="2">評価：　△</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設配置エリア（Ｃ案）
</td><td colspan="2">施設配置エリア（Ｄ案）
</td></tr>
<tr><td colspan="2">B案とは逆に駐車場を外周沿いに配置し、多目的広場と総合競技場とを連携させて配置。</td><td colspan="2">駐車場・多目的広場を南側に、スポーツ・コミュニティ広場を北側に配置。</td></tr>
<tr><td>連　携</td><td>柳島小学校と多目的広場の連携が途切れます。</td><td>連　携</td><td>柳島小学校、2つの広場、総合競技場との連携が保てます。</td></tr>
<tr><td>安全性</td><td>駐車場・自動車用通路を東側に分離することにより、歩行者の安全性が確保できます。</td><td>安全性</td><td>滞留場所がなくなり、周辺道路の交通渋滞発生や、バスの動線との錯綜等、危険な状態になることが考えられます。</td></tr>
<tr><td>環　境</td><td>柳島小学校側に駐車場が全面に張り付き、その影響が最大となります。</td><td>環　境</td><td>柳島小学校への駐車場からの影響が少なくなります。</td></tr>
<tr><td>動　線</td><td>柳島小学校、2つの広場、総合競技場間の連続した動線が保てます。</td><td>動　線</td><td>柳島小学校、2つの広場、総合競技場間の連続した動線が保てます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価：　×</td><td colspan="2">評価：　×</td></tr>
</table>

※比較にあたっては、各案ともに、常設駐車場（普通自動車）90 台、緑地面積を最低 30%確保する案としています。

オ　総合競技場スタンド配置の検討

周辺への日照・景観に関して配慮した施設とするため、景観シミュレーション及び表に示す比較検討結果等から、スタンドは公園内西側に設置します。

表　スタンド配置比較（T.P(標高)＋1.5m）

項目		東側		西側	
スタンド配置案		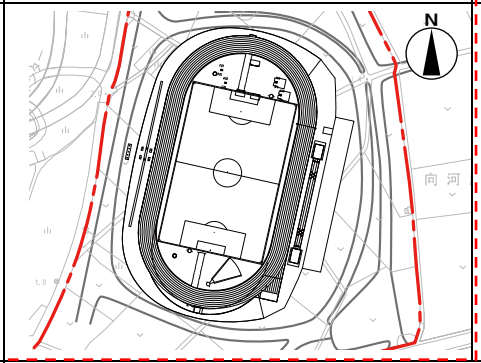		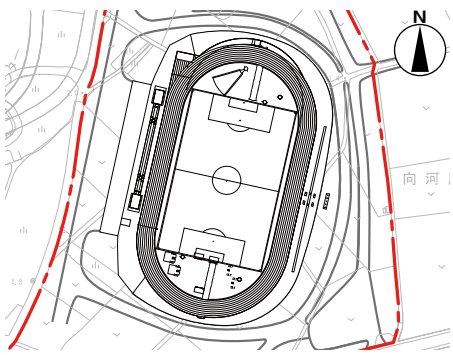	
スタンドの形態		【想定図】 単位：mm 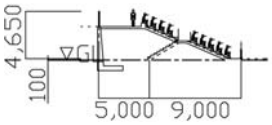 		【設定条件】 ・スタンド高さは約 4.7mを想定。 ・スタンドは T.P(標高)+1.5mに配置するものと想定。	
景観	A地点	・新湘南バイパスの高さを越え、現状の稜線を部分的に妨げます。	×	・新湘南バイパスの高さを越えず、現状の稜線を妨げません。	○
	B地点	・新湘南バイパスの高さを越えず、富士山の眺望を妨げません。	○	・新湘南バイパスの高さを越えず、富士山の眺望を妨げません。	○
日影:冬至時（周辺農地への影響）		・隣接する東側農地の一部に、夕方頃、スタンドの影が生じます。	×	・隣接する東側農地にスタンドの影の影響は生じません。	○
利活用性（エントランス空間の確保）		・東側農地との緩衝帯及び道路を確保してもエントランス空間を確保できます。	○	・東側農地との緩衝帯及び道路を確保してもエントランス空間を確保できます。	○
動線（周辺からのアクセス状況）		・市街地側からのアクセス距離が短くなります。（約 120～160m）	○	・市街地側からのアクセス距離が長くなります。（約 270～300m）	△
周辺との連携		・東側及び南側農地との中心となります。 ・歩道橋を経由した柳島しおさい広場との距離は若干長くなります。（約 260m）	△	・歩道橋を経由した柳島しおさい広場との距離は短くなります。（約190m）	○
音		・東西配置による大きな違いは生じません。			
総合評価		不採用 （景観、日影による影響が考えられるため。）		**採　用** （各項目の影響が軽微と考えられるため。）	

※１：景観調査地点、景観シミュレーション結果及び動線（周辺からのアクセス状況）比較図は次ページ以降参照。
※２：各評価について、○：良、△：可、×：不可としました。

カ　総合競技場スタンド配置の検討（景観シミュレーション結果）

スタンド高さ約 4.7m（屋根を含め約 7.6m）を想定し、東側と西側に配置した場合の景観シミュレーション結果は、次に示すとおりです。

スタンド東側　近景：Ａ地点（隣接農地内）からの眺望

スタンド西側　近景：Ａ地点（隣接農地内）からの眺望

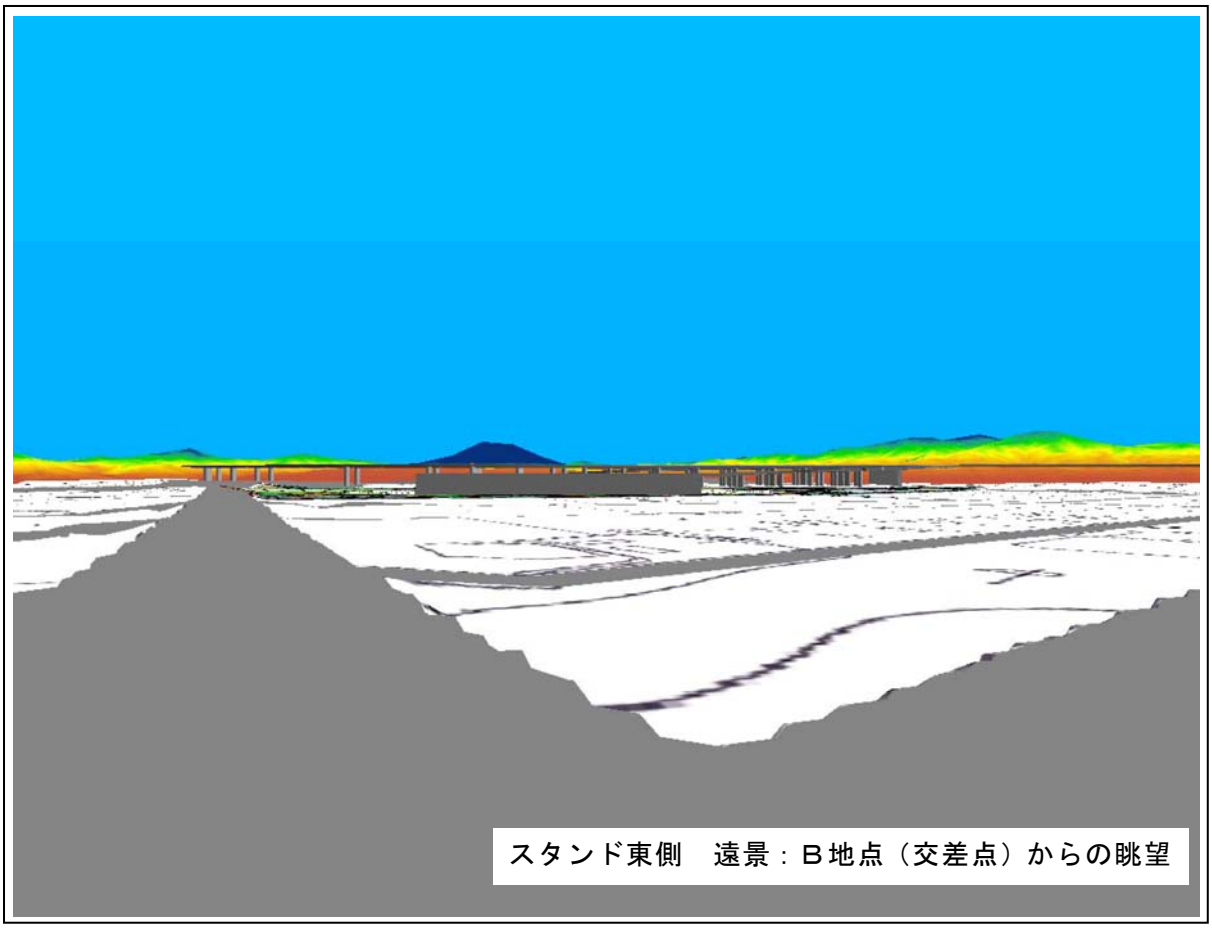
スタンド東側　遠景：Ｂ地点（交差点）からの眺望

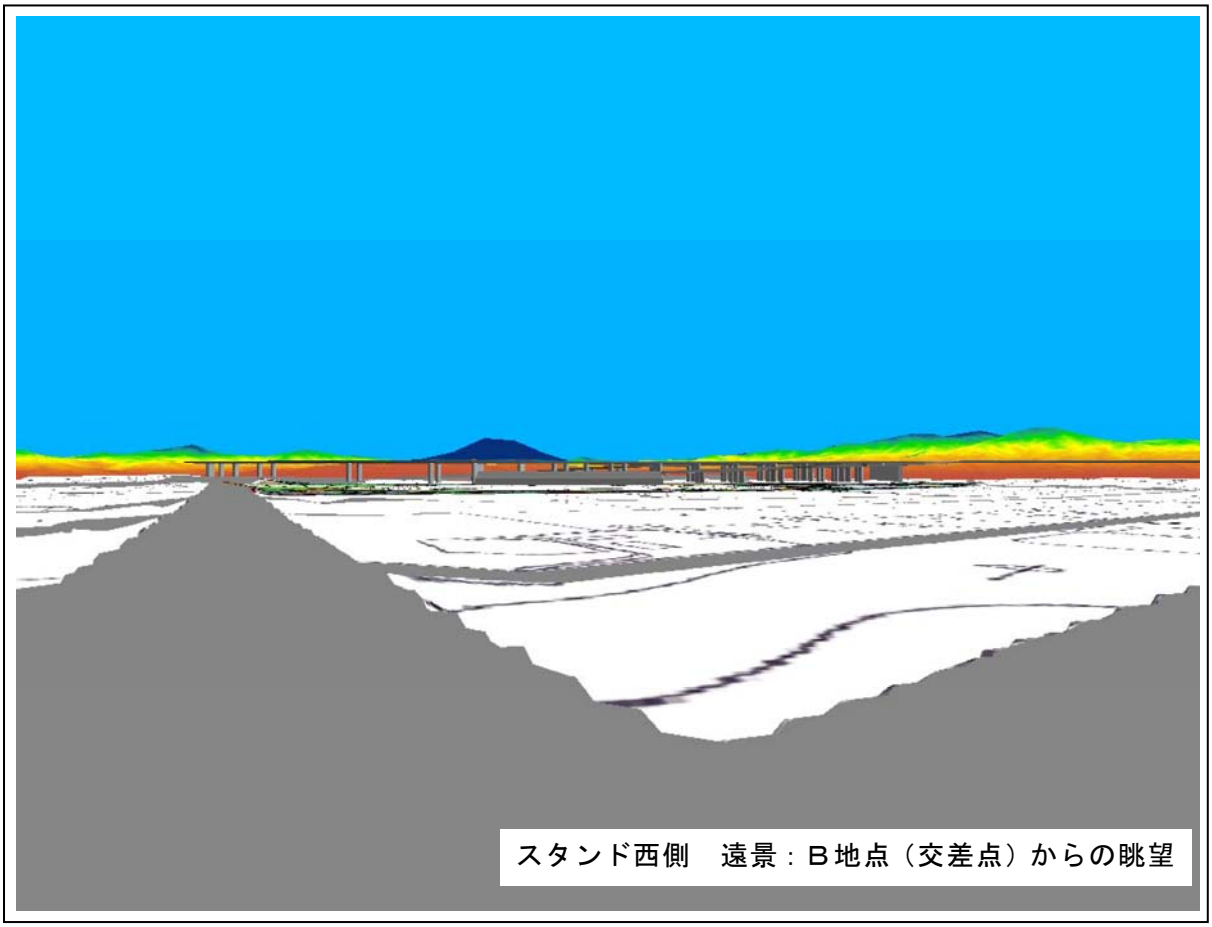
スタンド西側　遠景：Ｂ地点（交差点）からの眺望

キ　総合競技場スタンド配置の検討（動線（周辺からのアクセス状況）比較）

スタンドを東側と西側に配置した場合の動線計画を比較・検討を行った結果は、次に示すとおりです。

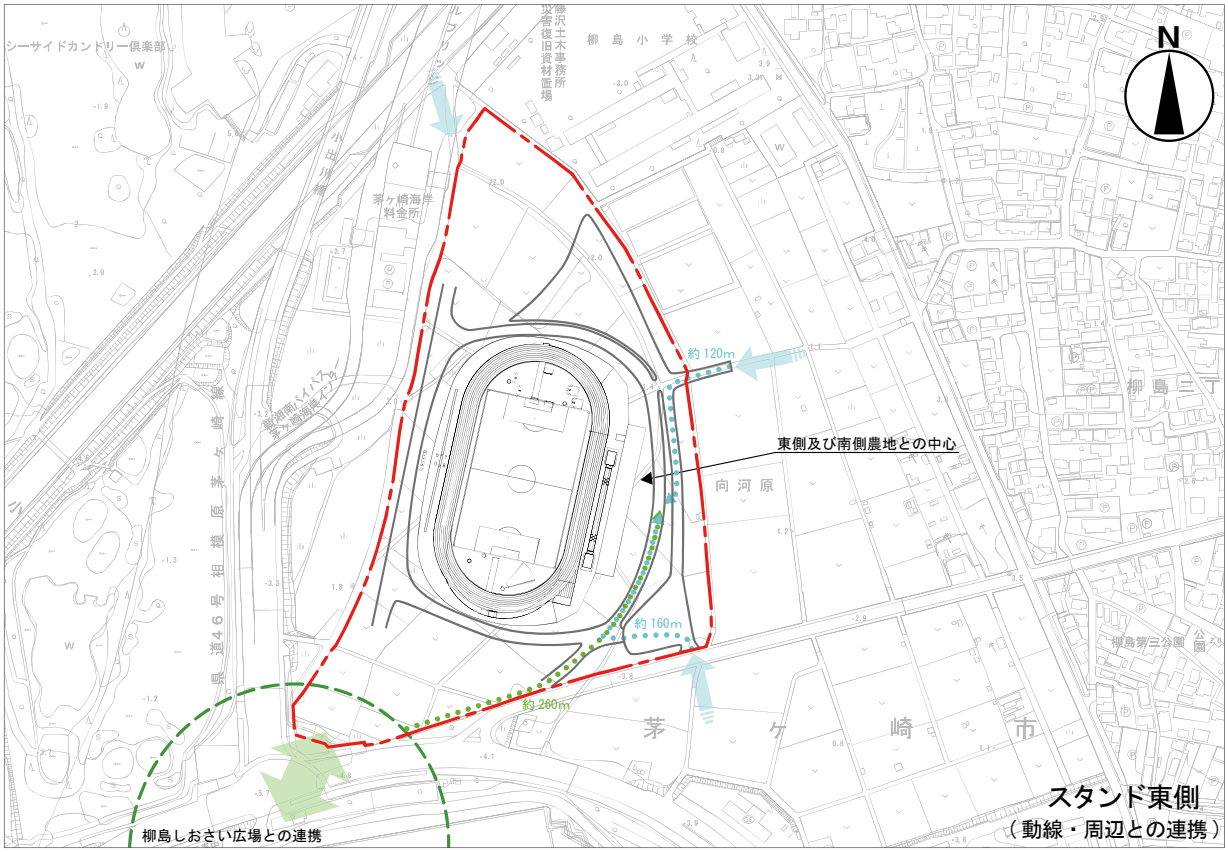

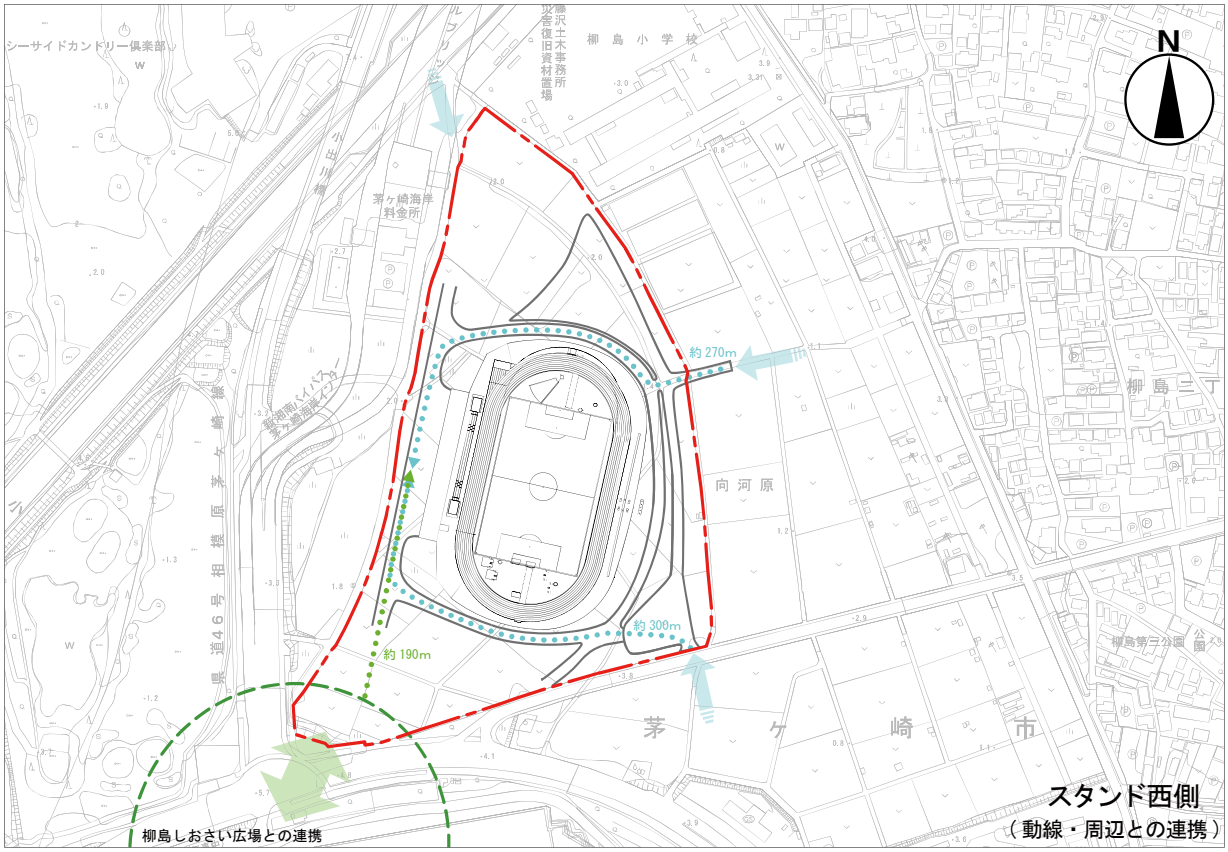

ク　スタンド建築施設の構造と概算工事費

スタンド建築施設の構造と概算工事費の比較検討は次に示すとおりです。

下層空間を有効利用したＡ案は、一般的な集約型スタンドと同程度のコストとなります。このため、Ｂ案のスタンド構造の採用によりコスト縮減を図ります。

下層条件	屋根有無	イメージ図	構造概要とコスト		特　徴
Ａ案　下層空間有効利用案	屋根無し	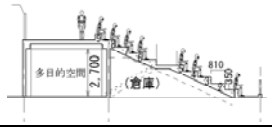	・下層に多目的に利用できる空間を確保し、残り部分を防災倉庫として利用。		【長所】 ｽﾀﾝﾄﾞ下層空間の有効利用が可能。 【短所】 ｽﾀﾝﾄﾞを建築構造とするため、分散した管理棟と二重のｺｽﾄがかかります。
			コスト	・建築（RC）：200千円／㎡×1,600㎡＝　320百万円 ・基　　礎：60千円／㎡×1,600㎡＝　96百万円 ・エレベータ：　70百万円 ・合計：　486百万円	
	屋根有り	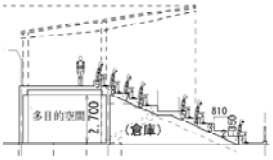	・中段通路上方で、膜構造屋根を配置。		
			コスト	・建築（RC）：200千円／㎡×1,600㎡＝　320百万円 ・基　　礎：60千円／㎡×1,600㎡＝　96百万円 ・エレベータ：　70百万円 ・屋根（幅15m×60m=900㎡）：250千円/m²×900㎡=225百万円 ・合計：　711百万円	
Ｂ案　下層空間未利用案	屋根無し	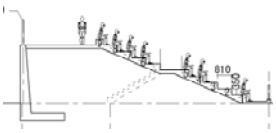	・下層は盛土とし、土留部分は RC 擁壁（杭基礎）を用いてコスト縮減を図り、壁面緑化等を行なう。		【長所】 ｽﾀﾝﾄﾞｺｽﾄを大幅に縮減し、A案（屋根無し）と同等の工事費で屋根設置が可能。 【短所】 下層空間の有効利用ができません。
			コスト	・スタンド：100千円／㎡×1,600㎡＝　160百万円 ・基礎（擁壁）：60千円／㎡×　200㎡＝　12百万円 ・エレベータ：　70百万円 ・合計：　242百万円	
	屋根有り	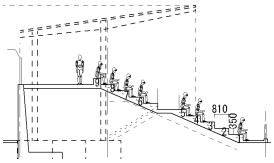	・中段通路上方で、膜構造屋根を配置。		
			コスト	・スタンド：100千円／㎡×1,600㎡＝　160百万円 ・基礎（擁壁）：60千円／㎡×　200㎡＝　12百万円 ・エレベータ：　70百万円 ・屋根（幅15m×60m=900㎡）：250千円/m²×900㎡=225百万円 ・合計：　467百万円	

４　土地利用計画

（１）土地利用の考え方

土地利用計画を策定するにあたっては、次の内容のとおり、推進委員会の意見を踏まえた土地利用計画案について、検討を行いました。

推進委員会からの土地利用計画案

（ア）諸室を分散配置
（イ）スタンド最前列をグラウンドと同じ高さに設定

建築物による影響（景観・日影等）の軽減

（ウ）スタンドを西側に配置
（エ）ジョギングコースを外周部に配置　⇒　総延長１ｋｍを確保

検証実施

検証時の主な着目

（オ）緑地面積の確保：緑地約 19,500 ㎡（敷地面積の 30%）以上
（カ）駐車場の配置：常設駐車台数：90 台＋臨時駐車台数：156 台＝246 台分の確保
（キ）動線の明確化
（ク）周辺地盤高との関係

土地利用の検討

（２）土地利用の検討

ア　Ａ案

推進委員会における委員提示案について、上記の着目点について、調整を行った案です。

（ア）緑地面積の確保

緑地約 9,500 ㎡（敷地面積の約 15%≦30%）

（イ）駐車場の配置

総合競技場東側周辺に分散的に配置されていた駐車場を、整備事業区域南側に常設駐車場としてまとめて配置しています。

（ウ）動線の明確化

駐車場に入る自動車動線と人の動線を分離しています。

（エ）周辺地盤高との関係

南側部分を周辺地盤高と合うようにＴ.Ｐ(標高)＋5.0ｍとして調整しています。

イ　Ｂ案

Ａ案について、さらに、下記の点について、調整を行った案です。

（ア）緑地面積のさらなる確保のための駐車場の再配置

常設駐車台数を確保するとともに、臨時駐車台数を多目的広場（臨時駐車場として利用）において確保しています。

→緑地約 16,000 ㎡（敷地面積の約 25％≦30％）

ウ　Ｃ案

Ｂ案について、さらに、下記の点について、調整を行った案です。

（ア）緑地面積のさらなる確保のための駐車場の再々配置及びジョギングコースの見直し

a　整備事業区域南側及び北側の常設駐車場エリアの形状等の再検討を行い、緑地を確保しています。

b　ジョギングコースのルートの変更（安全面と道路の管理運営を考え、南側市道 0121 号線（柳島小和田線・鉄砲道）の歩道部と園路を兼用させず、園内に配置）及びコース距離の変更（約１ｋｍ→約 800ｍ）を行い、緑地を確保しています。

→緑地約 18,400 ㎡（敷地面積の約 28％≦30％）

第４回整備推進委員会における委員提示案について

検証時の主な着目点
- 緑地面積の確保（　）
  緑地約19,500㎡（敷地面積の30%）以上
- 駐車場の配置（　）
  常設駐車台数：90台＋臨時駐車台数：156台
  ＝246台分の確保
- 動線の明確化（　／　）
- 周辺地盤高との関係（　）

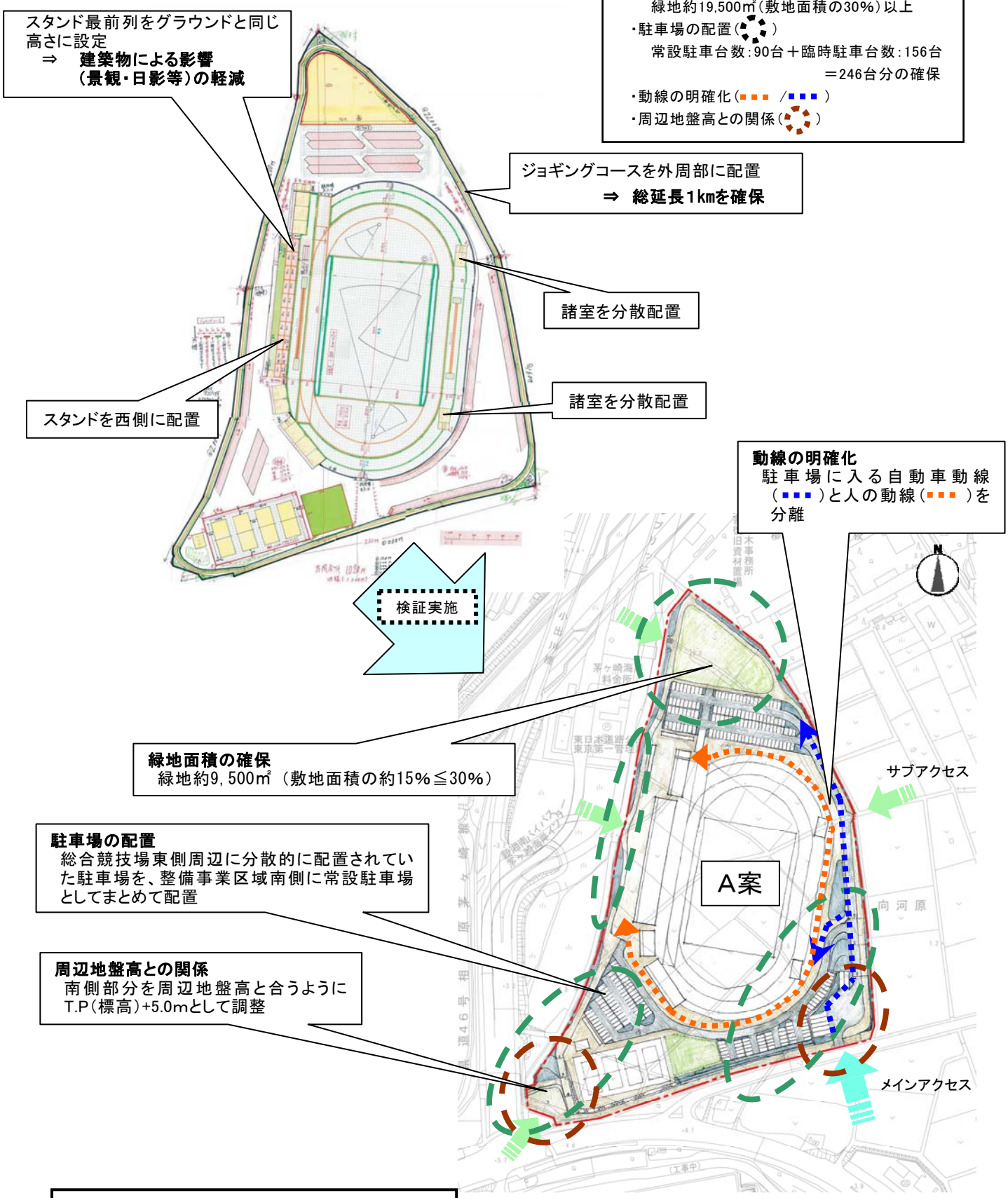

A案
- 緑地面積：緑地約9,500㎡（敷地面積の約15%）
- 周辺地盤高との関係：T.P(標高)+5.0m

図　土地利用検討図１

検証時の主な着目点
・緑地面積の確保（　）
　緑地約19,500㎡（敷地面積の30%）以上
・駐車場の配置（　）
　常設駐車台数：90台＋臨時駐車台数：156台
　　＝246台分の確保
・動線の明確化（■■■ ／ ■■■）
・周辺地盤高との関係（　）

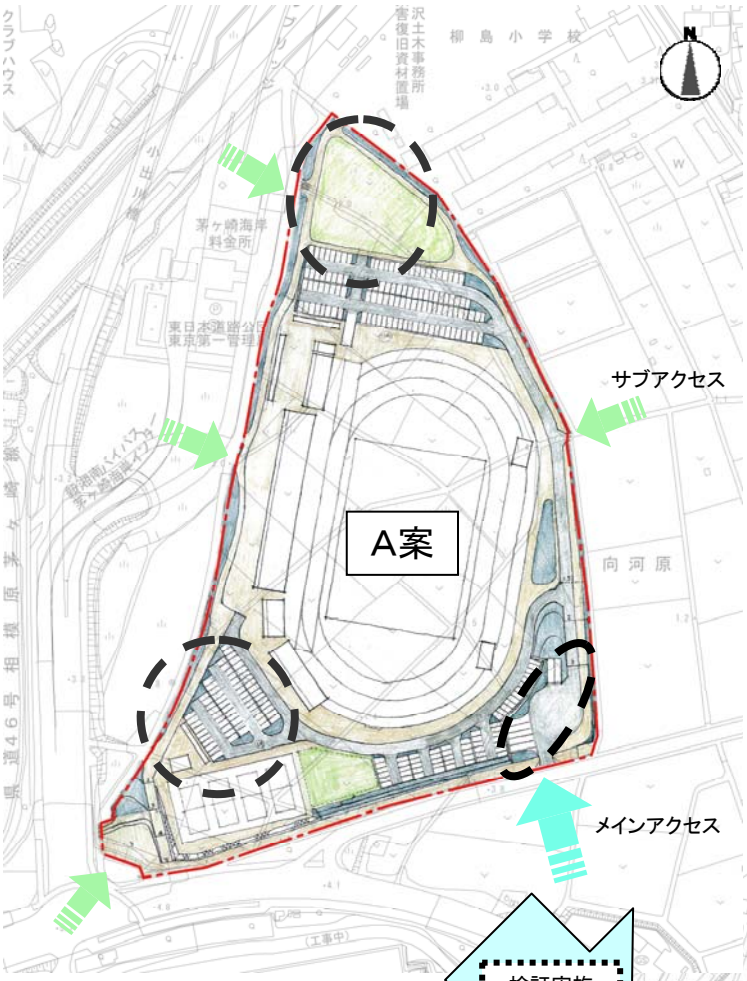

駐車場の配置
常設駐車台数を確保するとともに、臨時駐車台数を多目的広場（臨時駐車場として利用）において確保

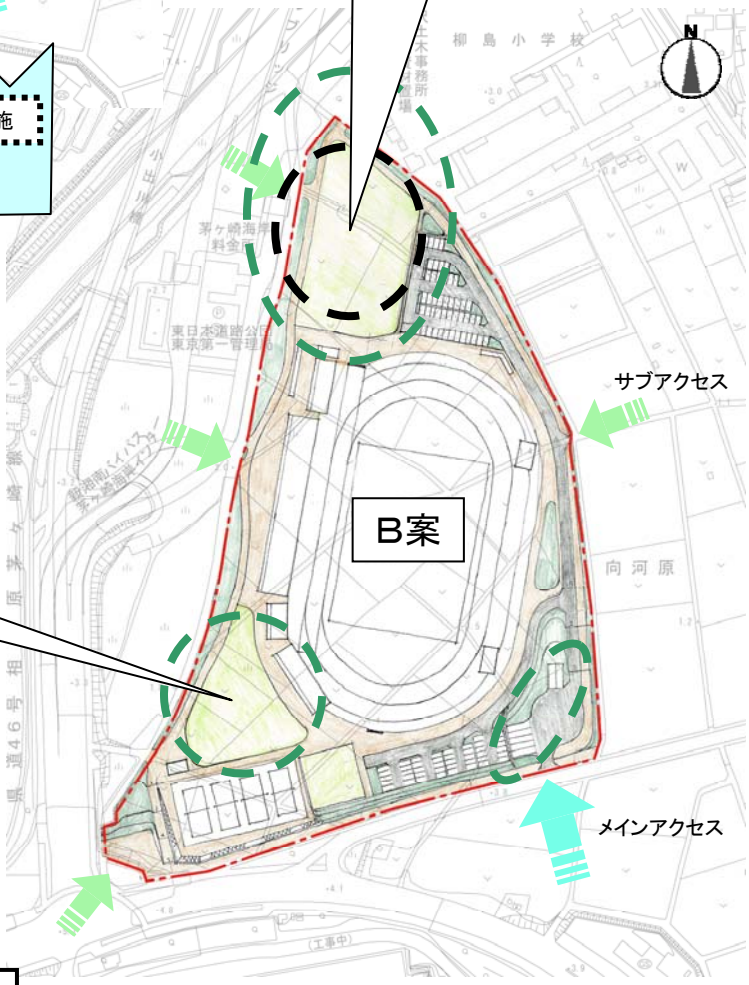

緑地面積のさらなる確保
常設駐車台数を減らし、緑地を確保

B案
・緑地面積：緑地約16,000㎡（敷地面積の約25%）
・周辺地盤高との関係：T.P(標高)+5.0m

図　土地利用検討図 2

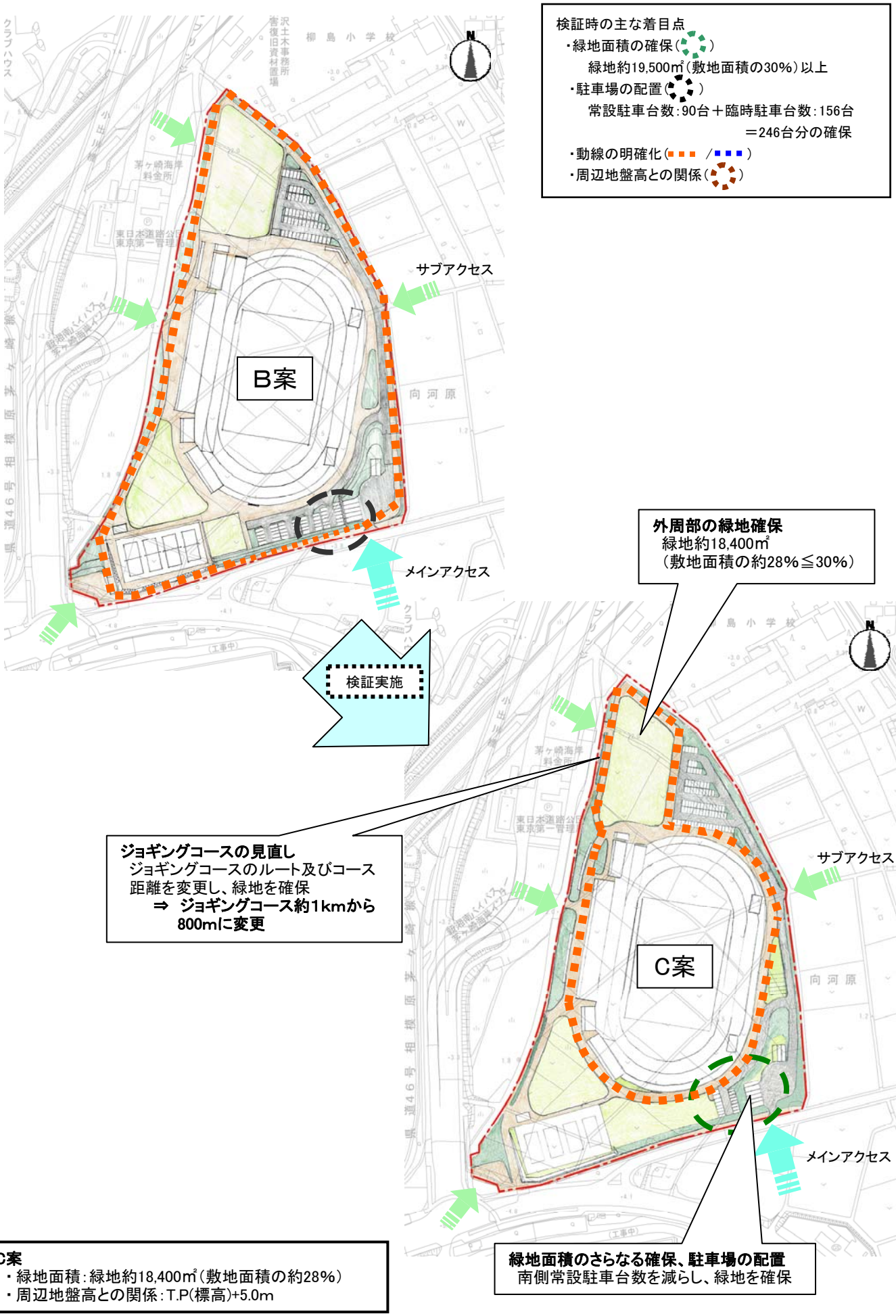
検証時の主な着目点
・緑地面積の確保（　）
緑地約19,500㎡（敷地面積の30%）以上
・駐車場の配置（　）
常設駐車台数：90台＋臨時駐車台数：156台
＝246台分の確保
・動線の明確化（　／　）
・周辺地盤高との関係（　）
B案
サブアクセス
メインアクセス
検証実施
外周部の緑地確保
緑地約18,400㎡
（敷地面積の約28%≦30%）
ジョギングコースの見直し
ジョギングコースのルート及びコース
距離を変更し、緑地を確保
⇒ ジョギングコース約1kmから
800mに変更
C案
サブアクセス
メインアクセス
緑地面積のさらなる確保、駐車場の配置
南側常設駐車台数を減らし、緑地を確保
C案
・緑地面積：緑地約18,400㎡（敷地面積の約28%）
・周辺地盤高との関係：T.P(標高)+5.0m

図　土地利用検討図 3

（仮称）柳島スポーツ公園整備基本計画

平成 22(2010)年９月発行　500 部作成
発行　茅ヶ崎市
編集　文化生涯学習部スポーツ健康課
〒253-0041
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目９番６３号（茅ヶ崎市総合体育館内）
電話 0467-82-7136　　FAX 0467-82-7120
ホームページ http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/
携帯サイト http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/

携帯サイトＱＲコード